

第7回
**日野川水系大規模氾濫時の
減災対策協議会（参考資料）**

令和元年5月22日（水）

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

参考資料 1－1

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
(1)関係機関の連携体制				
・大規模氾濫減災協議会等の設置		【国・都道府県管理河川共通】 - 改正水防法に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会へ移行、又は新たに設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 【国管理河川】 2016年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置し、取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 2018年12月までに、改正水防法に基づく128協議会を設置済。 【都道府県管理河川】 2018年12月までに、改正水防法に基づく267協議会を設置済。	【国・都道府県管理河川共通】 - 各地域で発生する災害の状況や高齢者の被災リスク等を踏まえ、必要に応じて、協議会の構成員に利水ダムの管理者、市町村の高齢者福祉部局を追加。 - 大規模氾濫減災協議会にメディア連携分科会を設置するなど、メディア連携のための協議会を設け、地域の取組を推進。 【都道府県管理河川】 - 改正水防法に基づく協議会への移行が完了していない協議会は、速やかに移行。「地域の取組方針」未作成の協議会は、速やかにとりまとめ。 【砂防】 - 土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置し、既設協議会等との連携強化。	【国・都道府県管理河川共通】 - 構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 - 協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 - 協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 - 引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 【砂防】 - 連絡会の設置を進めるとともに、連絡会において、防災体制、防災意識の啓発、避難訓練等について取組方針とりまとめ。
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組				
①情報伝達、避難計画等に関する事項				
・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)		【国管理河川】 2018年12月までに109水系に係る全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等でホットライン構築済。 【都道府県管理河川】 2017年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 - 協議会の場等を活用し、2018年6月までに、全ての洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築済。	【国・都道府県管理河川共通】 協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	【国・都道府県管理河川共通】 毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。
・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)		【共通】 2016年8月に地整・都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 【国管理河川】 2017年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成済。 【都道府県管理河川】 2017年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。 2018年12月までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる1,170市町村のうち、36都道府県の562市町村で水害対応タイムラインを作成。	【国・都道府県管理河川共通】 - 協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 - 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【砂防】 - 全国の土砂災害に関する行動計画の事例を収集し、連絡会等の場を活用して、その取組を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 - 毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 - 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 【都道府県管理河川】 2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 【砂防】 - 土砂災害における警戒避難体制を強化し、住民の避難に資するため、土砂災害に関する行動計画作成の取り組みを支援するとともに、防災訓練を実施。
・多機関連携型タイムラインの拡充		【共通】 2016年8月に地整、都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 【国管理河川】 2018年12月までに、全国27地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者(※1)による多様な防災行動(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。 (※1)市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2)要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応	【共通】 ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。	【共通】 - 先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 - 主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・2017年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・2017年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表(2018年12月改定)し、都道府県に通知。 ・今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」に記載。	【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。
	・ICT等を活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。 ・2018年12月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」でメディア連携の施策についてとりまとめ。	【国・都道府県管理河川共通】 ・「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の枠組みを活用した全体会議を開催し、メディア連携の施策のフォローアップを実施。 ・水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語が分かりやすいか、また、放送で使いやすいか等の観点から、情報発信者である行政関係者と情報伝達者であるマスメディアが連携して点検会議を開催し、用語や表現内容を改善。	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。
	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【国管理河川】 ・2018年5月に全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のブッシュ型配信を運用開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・危険レベル(警戒レベル)の導入に関し、洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、発表情報の参考となる警戒レベルが分かる発表文にて運用。 ・関係機関との連携のもと、各種防災情報における住民自らの行動(避難準備や避難開始)のためのトリガーとなる情報を明確化し、これらのトリガー情報について適切なタイミングで緊急速報メールを配信するための仕組みを構築。 ・水害・土砂災害に関する緊急速報メールについて、緊急性とその内容が的確に伝わるよう、配信文例を作成し関係者間で共有し、自治体にも周知。 【砂防】 ・危険レベル(警戒レベル)を踏まえた土砂災害警戒情報を発表できるよう、参考となる発表文を見直し、運用。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。
	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	—	【国管理河川】 ・状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。	【国管理河川】 ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。
	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する流域住民等へ周知。 ・ダム等の洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供等が必要なダムについては、関係機関と調整を図り、調整が整ったダム等から順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。
	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。	【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	【砂防】 ・29都道府県において、スネークラインを公表済。	【砂防】 ・スネークラインの公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。	【砂防】 ・既存システムの改修に合わせ、順次スネークラインの公表等を実施。
	・避難計画作成の支援ツールの充実	—	【国管理河川】 ・109水系における計画規模の洪水浸水想定区域図を浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)に実装。	【都道府県管理河川】 ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。
	・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。	【国・都道府県管理河川共通】 ・想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成した市町村において、広域避難を考慮した自治体を対象に、関係機関との調整内容や協定等の実態調査を実施し、協議会等の場を通じて結果を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・要配慮者利用施設への説明会の開催。(2017年6月までに全47都道府県で実施済み) ・2017年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 ・2017年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 ・2017年8月に、避難確保計画の作成について、消防計画等の既存の計画に追記等する場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 ・2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモデルとなる社会福祉施設を選定し、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」を作成。2018年3月に兵庫県モデル施設における事例を追加し、第2版を作成。 ・2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモデルとなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し知見をとりまとめて公開するための第1回ワークショップを開催。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年度に、要配慮者利用施設の施設管理者等を対象とした講習会を通じて避難確保計画作成の促進を図る「講習会プロジェクト」を立ち上げた。2017年度は三重県津市と連携して試行的に講習会を実施し、2018年3月に市町村における講習会の実施あたって参考となる「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。 ・2018年に全国7市において講習会プロジェクトを実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」に医療施設に関する事例を追加。 【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した7市に加えて、新たに開始した5市町を合わせた12市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改訂。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等		【国・都道府県管理河川共通】 ・2015年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 ・2017年6月までに全109水系において作成・公表済。 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」に記載。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の早期指定を促進。 ・2016年4月に内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)を公表済。 【砂防】 ・2015年1月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表 ・土砂災害防止推進会議を設置し、先進的な取組事例を共有 ・2018年12月に、基礎調査の推進及び速やかな指定を行うよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。 【海岸】 以下により、高潮浸水想定区域の指定に向けた取組を実施。 ・「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を策定。 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・緊急点検の結果を踏まえた通知等による早期指定の働きかけを実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検結果を「地域の取組方針」に反映。 ・協議会等の場を活用して、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ浸水想定区域の指定に関する助言を実施。 【砂防】 ・強化等防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき基礎調査の早期完了を推進。 ・各都道府県の実施目標及び進捗情報を公表。 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。 ・＜国管理＞2019年度までに約100ダムで実施。 ・＜都道府県管理＞2020年度までに約200ダムで実施。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度末までに、土砂災害警戒区域指定の前提となる基礎調査が未了の約40,000箇所について、基礎調査を完了。 【海岸】 ・都道府県担当者との情報連絡会議の開催、海岸室・国総研担当者による個別相談の実施、都道府県が行う検討委員会への委員等の立場での参画等により、都道府県への助言を実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、未公表の海岸・都道府県のうち、当面の公表の必要性が高い約30海岸・都道府県において、公表を概ね完了。
	・ハザードマップの改良、周知、活用	【国・都道府県管理河川共通】 ・2016年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 【国管理河川】 ・2018年8～9月に、協議会等の場を活用し、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び関係市町村における周知のに関する取組状況を共有。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」を設置し、浸水により被害が深刻となる地下街等を有する自治体の作成等を促進。	【国・都道府県管理河川、砂防、海岸共通】 ・協議会等の場を活用して、ハザードマップの作成状況等の重要インフラ緊急点検結果について、市町村に共有。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集し、市町村に提供。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ内水ハザードマップの作成に関する助言を実施。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。 【下水道】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、想定最大規模の降雨による内水ハザードマップの作成を概ね完了。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害のおそれが高い市町村のうちで土砂災害ハザードマップを未作成の約250市町村において、作成完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する約50市町村において、概ね作成完了。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・2017年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供済。 ・2017年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	【都道府県管理河川】 浸水実績等を用いた水害リスクの周知の取組について、事例集を作成し、協議会等の場を活用し共有。	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。
	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年6月に、ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」で全国109水系の国管理河川における洪水浸水想定区域(想定最大規模)を掲載。 ・2018年10月に災害リスク情報のオープンデータ提供を開始。 ・2018年12月に、「重ねるハザードマップ」で土地分類基本調査の5万分1地形分類図を掲載。 ・2018年12月に、「わがまちハザードマップ」のリンク先情報をCSV形式で提供。	【国・都道府県管理河川等】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図を掲載。 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)や高潮浸水想定区域を掲載。	【都道府県管理河川等】 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。
	・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 ・2018年9月までに、まるごとまちごとハザードマップを181市区町村で実施。 【砂防】 ・2018年12月に、土砂災害区域等について現地に標識を設置する等の取組を推進するよう、都道府県へ事務連絡「土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の充実・強化等について」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について、協議会等の場を活用し共有。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。 【下水道】 ・内水の浸水リスクについて、関係機関と連携し、まるごとまちごとハザードマップの取組を推進。 【砂防】 ・土砂災害防止推進会議等で先進的な取組事例を共有するとともに、過去に災害があった市町村を中心に土砂災害警戒区域等の標識設置を推進。
	・防災教育の促進	【国管理河川】 ・2015年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成済。 ・2016年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 ・2017年11月に、協議会等の場を活用した取組を推進するよう、文部科学省と同日付で通知文を发出済。 ・2018年3月に防災カードゲームや動画などの防災教育に関するコンテンツを収録した防災教育ポータルを開設済。 ・2018年6月に学校における水害避難訓練を支援するため、水災害からの避難訓練ガイドブックを作成済。 ・2018年9月に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成済。 ・避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進。	【国・都道府県管理河川共通】 ・文部科学省等との連名で都道府県学校担当者等宛てに「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について」に関する通知を发出。 ・水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校に対して、避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施に努めるよう、協議会等による支援体制を構築。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を发出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。
	・避難訓練への地域住民の参加促進	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し、各自治体に共有。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。 【下水道】 住民参加型の避難訓練等の好事例を収集し各自治体に共有するなど、協議会等の場を通じて関係機関と連携して順次実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	・共助の仕組みの強化	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年3月に、自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練を含む「2019年度「水防月間の実施」」を通知。 ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導を含む訓練を実施。 ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成も推進するとともに、地域と連携した避難確保の具体的な取組について事例を収集。 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。 【国管理河川】 ・協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ・引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。
	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。
	・地域防災力の向上のための人材育成	—	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策	これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
・洪水予測や水位情報の提供の強化	【国管理河川】 ・2018年7月から、荒川水系(関東)、山国川水系、川内川水系の3水系において、水害リスクラインによる関係市町村への水位情報提供の試行を開始。 【下水道】 ・2015年8月から、「水防法等改正に伴う下水道雨水対策の推進に向けた都市会議」(地下街を有する自治体で構成)を設置し、今後の水位周知下水道の指定に向けた検討等を実施中。 ・2016年4月に水位周知下水道制度に関する技術資料(案)を公表済。 <危機管理型水位計> 【国管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約770箇所を設置済。 【都道府県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、約500箇所を設置済。 <河川監視用カメラ> 【国管理河川】 ・2015年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間(※)に設置完了。 (※)2016年1月時点	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダム放流警報設備等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【国管理河川】 ・109水系全ての一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始。 【下水道】 ・都市会議や、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体へ水位周知下水道の指定に関する助言を実施。 <危機管理型水位計> 【国管理河川】 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会等の場を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ2018年度までに約3000箇所に設置) <河川監視用カメラ> 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発を完了。 <水文観測所の停電対策> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所において、浸水・停電を実施。 【国管理河川】約300箇所 【都道府県管理河川】約800箇所	【国管理河川】 ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 【下水道】 ・2020年度までに、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区を有する約20地方公共団体において、水位周知下水道の指定を検討し、相当な損害を生ずるおそれがある地区について、順次指定。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、海岸管理上重要な施設で欠測防止等の対策がとられていない施設のうち、早期に対策が必要な約30施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了。 <危機管理型水位計> 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。(2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置) <河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化> 【国管理河川】 72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ(公開、夜間監視が可能)の対策を順次実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置) <河川監視用カメラ> 【国・都道府県管理河川共通】 ・リアルティのある河川の状態を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアルティのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置) 【都道府県管理河川】 ・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置)
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	【国管理河川】 ・氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない国管理河川区間で約871km実施。	—	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。 <国管理河川> 約30河川 <都道府県管理河川等> 約130河川
・避難路、避難場所の安全対策の強化	—	【砂防】 ・特に緊急性の高い箇所において土砂災害のおそれの周知などの取り組みを順次着手。	【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約620箇所において、円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	・応急的な退避場所の確保	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ・新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、3か年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。
	・河川防災ステーションの整備	【国管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを58水系72河川97箇所整備。 【都道府県管理河川】 ・2018年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。
(3)被害軽減の取組				
①水防体制に関する事項				
	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所の周知徹底及び水防資機材の点検、整備などを含む「水防月間の実施」を毎年度出水期前に通知。 【国管理河川】 ・2015年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。
	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間を実施。 ・毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施済。 ・2017年10月より、国土交通省の災害情報に水防団の活動状況を掲載するとともに、把握したすべての水防活動の一覧、代表事例を国土交通省のホームページに掲載し、水防活動をPR。 ・2018年4月に、水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報を実施。 ・2018年8月に、「水防活動の広報マニュアル」を作成し、関係機関へ周知済。	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年2月に水防団員の意識啓発のため、水防功労者大臣表彰について実施。 ・2019年5月（北海道は6月）に、水防活動に関する住民等の理解を深める目的を含む水防月間について、近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整し実施。 ・水防月間の記者発表を行うとともに、水防団員募集をPRしたポスター、リーフレットを作成し配布。また、政府広報において水防に関する広報について、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整し実施。 ・水防団員確保の取組を含む水防に関する情報を一元的に扱う「水防ポータル」の運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。
	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、水防団等の技術力向上のため、水防訓練を実施。 ・2018年3月に、昨年の法改正を踏まえ、要配慮者利用施設の避難訓練や地域の建設業者と連携した訓練の実施などの訓練の充実を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防団等の技術力向上のため、水防訓練を近年の水害を踏まえ実施内容を検討・調整した上で実施。 ・多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容について近年の水害を踏まえ検討・調整をして実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。
	・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・2017年8月に、「民間事業者の水防活動への参画の促進について」を通知済。 ・2018年2月に「今出水期における水防活動等の振り返りについて」を通知し、関係者間で連携・協力した水防活動の検討を実施済。 ・2018年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2018年度「水防月間の実施」を通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・出水期における水防活動等を関係者間で振り返り、改善点の確認及び対応策の検討を実施するよう通知し、2019年2月までに結果を集約。 ・2019年3月に、河川管理者との連携強化、水防協力団体の指定促進及び民間事業者の水防への参画の促進を含む2019年度「水防月間の実施」を、近年の水害を踏まえ内容を検討・調整した上で通知。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項				
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実		【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や耐水化・非常用電源等の必要な対策の実施状況・今後の予定に関する情報を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施し、対策の実施状況については協議会で共有。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
	・早期復興を支援する事前の準備	【国・都道府県管理河川共通】 ・民間企業が水害対応版BCP策定の参考にできるよう「浸水被害防止に向けた取組事例集」を作成・公表。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台 等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版BCP策定を促進するため「水害対応版BCP策定の手引き(仮)」を作成・公表。 等
(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組				
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善		【国管理河川】 ・排水ポンプ車等の施設・機材の運用方法等を記載した排水作業準備計画を作成するにあたっての留意点等を2017年度にとりまとめた。	【国管理河川】 ・各水系で作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会等の場において共有。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川において作成済みの排水作業準備計画の代表的な事例について、協議会の場等において共有。	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
	・排水設備の耐水性の強化	—	【下水道・国管理河川】 ・浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。	【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所(水密扉の設置等約10箇所)、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。
	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地の有無について把握。 ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、氾濫シミュレーション結果や地形情報等の提供を順次実施。	【国・都道府県管理河川共通】 ・水防管理者へ氾濫シミュレーション結果や地形情報等が未提供の地域について、これらの情報を提供。	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。
	・庁舎等の防災拠点の強化	—	【国管理河川・砂防】 ・防災業務計画に定められた停電対策が未対応の河川関係事務所9庁舎、砂防関係出張所4庁舎について、対策を実施。	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設(10地方整備局等)の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
(5)防災施設の整備等				
・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)		【国管理河川】 - 平成27年関東・東北豪雨を受けて定めた「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」約1,200kmの内、2018年3月までに約281km実施。 【都道府県管理河川】 - 平成29年の中小河川緊急治水対策プロジェクトで定めた「再度の氾濫防止対策」約400河川の内、2018年9月までに約270河川で現地着手済。	—	【国管理河川】 2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 【都道府県管理河川】 2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。
・本川と支川の合流部等の対策		—	【国・都道府県管理河川共通】 協議会等の場において、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間についてリスク情報等を共有。	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川 ＜都道府県管理河川等＞約50河川
・多数の家屋や重要施設等の保全対策		—	【国・都道府県管理河川共通】 - 協議会等の場において、氾濫による危険性が特に高い等の区間についてリスク情報等を共有。 - 特に優先して実施すべき箇所や建設発生土・伐採木の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川 ＜都道府県管理河川等＞約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。
・流木や土砂の影響への対策		【砂防】 2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を約500河川のうち、約5割で現地着手。	【砂防】 多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための透過型砂防堰堤等の整備を実施。	【砂防】 2017年の緊急点検を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等を2020年度までに約500河川で整備。
・土砂・洪水氾濫への対策		—	【砂防・都道府県管理河川】 - 協議会の場等において、土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性が高い箇所について情報を共有。 - 砂防堰堤、遊砂地等の整備と河川改修等が連携した効率的な対策を実施すべき箇所について検討・調整。	【砂防】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約410箇所(砂防)・約20河川(河川)において人命への著しい被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了。
・ダム等の洪水調節機能の向上・確保		【国・都道府県管理河川共通】 - 既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国52ダムで実施(完成31ダム、実施中21ダム)。 2018年度より、3事業に新たに着手。 2017年6月に「ダム再生」をより一層推進する方策を示す「ダム再生ビジョン」を作成済。 2018年3月にダム再生の手続きや技術上の留意点等について、現時点の知見をとりまとめた「ダム再生ガイドライン」を作成済。 - 都道府県が実施するダム再生の計画策定を支援する「ダム再生計画策定事業」を2018年度に創設。 【国管理河川】 「ダムの柔軟な運用」については、2017年度に実施した総点検結果を踏まえて関係機関等と調整を行い、調整が整った一部のダムで運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム 【国・都道府県管理河川共通】 - 浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。 【国管理河川】 「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。	【国・都道府県管理河川共通】 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ＜県管理＞約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 【国管理河川】 「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 - 水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 - ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	・重要インフラの機能確保	【下水道】 ・2017年度末までに、ほぼ全ての下水道管理者でBCPを策定済み。 ・2017年9月に下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編)を改定し、ブラッシュアップを推進。 ・2018年3月末時点における都市浸水対策達成率は約58%。	【国管理河川(高規格堤防実施区間)】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者に対して、新たに創設した地権者向けの税制や、民間事業者による川裏法面敷地の一体的な活用について周知を行うとともに、高規格堤防の整備の推進に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・河川・下水道の各主体が連携して実施すべき対策について検討・調整。 【下水道】 ・水害版のBCP策定マニュアルの作成に着手し、点検項目等を整理し情報提供。 ・浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。	【国管理河川(高規格堤防実施区間)】 ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 【下水道・国・都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ・2020年度までに、各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防止軽減策の支援を推進。 【砂防】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い約320箇所において、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了。 【海岸】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、ゼロメートル地帯または重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さまたは消波機能等が不足し、早期に対策の効果をあげられる緊急性の高い約130箇所において、堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等を実施。
	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進> 【国・都道府県管理河川共通】 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等を対象に、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。 【国管理河川】 ・2017年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。 <操作の確実性向上に向けた操作規則案の改正> ・2018年4月に「河川管理施設の操作規則の作成基準の改正について」を作成。	—	<樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進> 【国・都道府県管理河川共通】 ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 【国管理河川】 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 <確実な施設の運用体制確保> 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 <電力供給停止時の操作確保> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 【国管理河川】約30ダム、排水機場等 約30台 【海岸】予備発電機の設置等 約20施設

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

実施する施策		これまでの取組(2018年12月まで)	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
	・河川管理の高度化の検討	【国管理河川】 ・2017年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト(※1)での陸上・水中ドローン(※2)および全天候型ドローン(※3)を開発。全天候型については製品化済。 ＜河川管理における三次元測定の推進＞ ・ALBIによる河川定期縦横断面測定の実施を試行 ＜民間が有する力の活用＞ ・2018年12月に「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」を通知。 (※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2)陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3)降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン	【国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2018年度までに、開発したドローンを配備。 ＜全天候型ドローン＞約30台 ＜陸上・水中レーザードローン＞約10台	【都道府県河川】 ・開発したドローンについて国から都道府県へ情報提供。
(6)減災・防災に関する国の支援				
	・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	【都道府県管理河川】 ・2018年度防災・安全交付金において、中小河川の緊急点検に基づく再度の氾濫防止対策について重点配分を実施。	【共通】 ・計画的・集中的な事前防災対策を推進するため、地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設。	【共通】 ・防災・安全交付金及び個別補助事業により、水防災意識社会再構築の取組を支援。
	・代行制度による都道府県に対する技術支援	【都道府県管理河川】 ・2017年に代行制度を創設。 ・2017年7月九州北部豪雨で被災した河川について、権限代行制度により国が緊急的な河道の確保を実施するとともに、2017年12月に本格的な復旧についても着手済。	—	【都道府県管理河川】 ・ダム の再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。
	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 【国管理河川】 ・立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 ・不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。	【国・都道府県管理河川共通】 ・不動産関係業界と連携して、不動産関係団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説を実施。 【国管理河川】 ・国管理河川における計画規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビで実装。	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。
	・災害時及び災害復旧に対する支援	【国・都道府県管理河川共通】 ・大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施済。 ・国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 ・国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施済。 ・「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集 ver2)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成し、各地整や都道府県等に対し周知済。	—	【国・都道府県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。
	・災害情報の地方公共団体との共有体制強化	【国管理河川】 ・2015年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。 ・DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。	—	【国管理河川】 ・引き続き、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(2015年12月、社会資本整備審議会答申)、『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(2017年1月、社会資本整備審議会答申)及び『大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について』(2018年12月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「近年の降雨状況の計画への適切な反映」、「複合的な災害に関係機関が連携して対応する仕組み」、「気候変動によるリスク変化の解明」、「様々な水災害の発生メカニズムの解明」、「各種災害リスクの統一的な評価手法の開発」、「豪雨等による社会経済被害の把握」、「顕在化している気候変動の影響を踏まえた対策」、「洪水予測精度の向上」、「降雨予測を活用したダム操作の高度化」、「土砂災害警戒情報及び補足情報の高度化」及び「住民避難に資する情報提供」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、「協議会」と表記している。

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント・発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																																			備考									
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局	鳥 取 県 県 土 整 備 部 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 課	健康 福祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	建設 産業 課	日 吉 津 村 福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察	ライフライン 中国 電力	米 子 市 水 道 局	米 子 ガ ス	N T T 西 日 本	鉄 道	バ ス	報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設											
TL レベル 2	～48h	・ 2日後に台風が日野川流域に影響するおそれ	・ 台風情報 ・ 強風・ 波浪 注意報 ・ 大雨・ 洪水 注意報	浸水対策・ 水 防活動	72	☐	事前浸水対策	土のう 袋の準備、確認								◎																					◎			◎														
					73	☐		止水板の準備、確認（ 駅前地下駐車場など ）											◎																				◎			◎												
				学校の休校対応	74	☐	休園休校の協議	－									○	○		◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○		◎	◎																※児童クラブ含む						
					75	☐	学校への指示・ 連絡	－										○	○		◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○		◎	◎																					
				住民支援	76	☐	住民への注意喚起	－										◎				◎				◎				◎																								
					77	☐	避難所の備品の準備	避難所備品の確保										◎				◎				◎				◎																								
					78	☐		備蓄品の避難所への搬入										◎				◎			○	◎				◎																								
					79	☐	自主避難所の開設	自主避難所開設										◎				◎				◎				◎																								
					80	☐		自主避難所開設の周知（ 鳥取県災害情報システムへの登録 ）				○	○	○	○		○	○	◎				◎				◎				◎					○	○																	
					81	☐		自主避難所開設の周知（ 報道機関等への伝達、ホームページ掲載等 ）										◎				◎				◎				◎														○										
					82	☐	自主避難所以外の避難所の開設	自主避難所以外の避難所の開設準備										◎				◎				◎				◎																								
					83	☐		避難所運営要員の確保										◎				◎				◎				◎																								
					84	☐	住民避難の準備	移動手段の確保										◎				◎				◎				◎																								
				要配慮者施設 応	85	☐	保護者へのお知らせ	お便り 配布、電話、メール等																																								◎						
					86	☐	利用者支援の準備	利用者私物の持ち出し 品準備、備蓄品の確認																										○															◎					
				医療機関支援 報道対応	87	☐	医療機関への注意喚起	－																					◎			◎																						
					88	☐	気象情報の報道	－	継続																																						◎							
					89	☐	気象注意報・ 警報の報道	－	継続																																							◎						
					90	☐	雨量・ 水位情報の報道	－	継続																																							◎						
					91	☐	道路交通情報の報道	－	継続																																							◎						
					92	☐	危険性のよびかけ	－	継続																																							◎						
						☐																																																
						☐																																																
						☐																																																

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																																						備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局 （ 河 川 課	鳥 取 県 県 土 整 備 部 （ 河 川 課	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 課	健 康 福 祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	日 吉 津 村 建 設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察	ライフライン 中国電力	米 子 市 水 道 局	米 子 ガ ス	N T T 西 日 本	鉄 道	バ ス	報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					126	☐ ホットライン	状況説明			◎	◎		○	○	◎		◎				◎				◎				◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局	鳥 取 県 土 整 備 部 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	米 子 市 道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建設 課	健康 福祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	日 吉 津 村 建設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察		ライフライン			交通		報道 機関	要 配 慮 者 施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
TL レベル 4	-10h	・ 内水氾濫の発生 ・ 水防団待機水位の超過 ・ 氾濫注意水位の超過 ・ 暴風域内（ 風速15～20m/s程度）	・ 台風情報 ・ 水防警報（ 待機・ 準備／出動） ・ 洪水予報（ 氾濫注意情報）	情報の収集	206	☐	気象・ 台風情報の収集	全般・ 地方・ 鳥取県気象情報、台風情報、台風進路予報、週間予報の確認	継続		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局	鳥 取 県 土 整 備 部 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	米 子 市 道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建設 課	健康 福祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	日 吉 津 村 建設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察		ライフライン			交通		報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
TL レベル 4	-10h	・ 内水氾濫の発生 ・ 水防団待機水位の超過 ・ 氾濫注意水位の超過 ・ 暴風域内（ 風速15～20m/s程度 ）	・ 台風情報 ・ 水防警報（ 待機・準備／出動 ） ・ 洪水予報（ 氾濫注意情報 ）	点検・ 巡視	236	□	河川施設の点検・ 巡視	河川パトロールの実施（ 水位、漏水・ 侵食状況の確認）	継続		◎			◎	◎			◎							◎			◎											○	河川パトロールによる状況は記者発表・ 問合せ対応を実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					237	□		OCTVによる監視強化			◎		○	○	◎																									○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					238	□	道路施設の点検・ 巡視	道路パトロールの実施	継続			◎			◎			◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					239	□	電力施設の点検・ 巡視	浸水が想定される 変電所の配電線負荷の検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																												備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 (行動手段・ 内容)	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局 (河 川 課)	鳥 取 県 県 土 整 備 部	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	米 子 市 道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	伯 耆 町 地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	南 部 町 建 設 課	健 康 福 祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	日 吉 津 村 建 設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察	ラ イ フ ラ イ ン 中 国 電 力	米 子 市 水 道 局		米 子 ガ ス	N T T 西 日 本	鉄 道	バ ス	報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
TL レベル 4	-10h	・ 内水氾濫の発生 ・ 水防団待機水位の超過 ・ 氾濫注意水位の超過 ・ 洪水予報 (氾濫注意情報) ・ 暴風域内 (風速15-20m/s程度)	・ 台風情報 ・ 水防警報 (待機・ 準備／ 出動) ・ 洪水予報 (氾濫注意情報)	報道対応	314	☐ 気象情報の報道	—	継続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																																	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 (行動手段・ 内容)	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	鳥 取 県 危 機 管 理 局 (河 川 課	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 課	健 康 福 祉 課	総 務 学 校 教 育 課	南部町 総務課	日吉津村 建設産業課	福 祉 保 健 課	教育委員会	自 衛 隊	消 防	警 察	ライフライン 中国電力	米子市水道局	米子ガス	N T T 西日本	鉄 道	バ ス	報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
TL レベル 5	-6h	・ 避難判断水位超過の見込み ・ 氾濫警戒情報の発表 ・ 暴風域内 (風速20m/s 以上)	・ 台風情報 ・ 記録的短時間大雨情報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 水防警報 (状況) ・ 洪水予報 (氾濫警戒情報)	タイムライン 内部会議	328	☐	タイムライン内部会議の実施	タイムラインレベル移行のための情報収集			◎	◎		◎				◎				◎				◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局	鳥 取 県 土 整 備 局 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	米 子 市 道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建設 課	健康 福祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	建設 産業 課	日 吉 津 村 福 祉 保 健 課	津 村 教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察		ライフライン			交通		報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
TL レベル 5	-6h	・ 避難判断水位超過の見込み ・ 氾濫警戒情報の発表 ・ 暴風域内（ 風速20m/s 以上 ）	・ 台風情報 ・ 記録的短時間大雨情報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 水防警報（ 状況 ） ・ 洪水予報（ 氾濫警戒情報 ）	情報の収集	337	☐	気象・ 台風情報の収集	全般・ 地方・ 鳥取県気象情報、台風情報、台風進路予報、週間予報の確認	継続		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																															備考				
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 (行動手段・ 内容)	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局 (河 川 課)	鳥 取 県 県 土 整 備 部	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	米 子 市 道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 課	健 康 福 祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	建 設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察	ライ フ ラ イ ン	交 通	報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設						
TL レベル 5	-6h	・ 避難判断水位超過の見込み ・ 氾濫警戒情報の発表 ・ 暴風域内 (風速20m/s 以上)	・ 台風情報 ・ 記録的短時間大雨情報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 水防警報 (状況) ・ 洪水予報 (氾濫警戒情報)	報道対応	427	☐ 気象情報の報道	—	継続																														◎							
					428	☐ 気象注意報・ 警報の報道	—	継続																															◎						
					429	☐ 雨量・ 水位情報の報道	—	継続																																◎					
					430	☐ 道路交通情報の報道	—	継続																																◎					
					431	☐ 危険性のよびかけ	—	継続																																◎					
					432	☐ ライフラインの状況報道	—	継続																																◎					
					433	☐ 避難情報の報道	避難情報の迅速な伝達	継続																																◎					
					434	☐ 被害状況の報道	映像情報の公開																																		◎				
					435	☐	浸水、洪水箇所の早期伝達																																		◎				
					436	☐ L字画面による 情報提供(避難所開設情報等含む)	—																																		◎				
					437	☐ 防災留意点などの啓発周知	—																																		◎				
				従業員の安全確保	438	☐ 社員避難、家族安否確認 社内 外待機	—	継続																											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
					439	☐ 現地従事者の退避	—																												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				☐																																									
				☐																																									
				☐																																									

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																																備考		
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 県 土 整 備 局 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建設 課	健康 福祉 課	総務 学校 教育 課	総 務 課	建設 産業 課	日 吉 津 村 福 祉 保 健 課	津 村 教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察	ライフライン				交通	報道 機関		要 配 慮 者 施設	
TL レベル 6	-3h	・ 氾濫危険水位超過の見込み ・ 氾濫危険情報の発表 ・ 暴風域内	・ 台風情報・気象警報継続 ・ 大雨特別警報 ・ 水防警報（指示） ・ 洪水予報（ 氾濫危険情報）	記者発表	484	☐	記者発表（ 出水・ 被害状況） の 実施	—		◎																													○					
				点検・ 巡視	485	☐	河川施設の点検・ 巡視	河川パトロールの実施（ 水位、漏水・ 侵食状況の確認）	継続	◎			◎	◎			◎						◎				◎			◎										○	河川パトロールによる状況は記者発表・ 問合せ対応			
					486	☐		CCTVによる監視強化	継続	◎		○	○	○																										○				
					487	☐		危険箇所重点確認（ 避難判断水位を超過し、 氾濫危険水位に達する恐れがあるとき）	継続	◎			○																															
					488	☐		現地生情報の確認（ 現地状況、 CCTV映像等）		◎		○	○	○	○																													
					489	☐	道路施設の点検・ 巡視	道路パトロールの実施					◎			◎																												
				施設対応	490	☐	河川施設の対応	樋門の操作状況確認	継続		◎			◎	◎			◎						◎																				
					491	☐		内水に繋がる情報収集（ 水門・ 樋門状況、 排水 機場、ポンプ稼動状況の確認）	継続		◎			◎	◎			◎						◎																				
					492	☐		排水ポンプ運転調整検討	継続		◎				◎			◎																										
					493	☐		堤防決壊対応（ 完了）			◎																																	
					494	☐		ダム適応操作			◎																																	
					495	☐		排水ポンプ運転調整指示			◎																																	
				災害対策用資 機材の確認	496	☐	災害対策用資機材等の支援・ 調整	—			◎				◎																													
					497	☐	排水ポンプ車出動待機	—			◎				◎		○	○			○				○				○			○												
				浸水対策・ 水 防活動	498	☐	水防活動の状況確認	—			◎				◎		○				○				○				○															
					499	☐	水防活動出動の準備	—							◎		○				○				○				○				◎											
					500	☐	水防活動（ 外水） の実施 ※支援含む	—							◎		○				○				○				○															
				交通規制	501	☐	強風・ 降雨量による国道（ 山陰 道）の通行止め	案内を設置				◎																																
					502	☐		迂回ルート の案内				◎			○																													
					503	☐		関係機関への通行止めの伝達（ 鳥取県災害情 報システムへの登録）			○	○	◎	○	○	○	○	○			○				○				○					○	○									
					504	☐		関係機関への通行止めの伝達（ 記者発表、 FAX、ホームページ掲載等）				◎	○				○	○			○				○				○						○	○				○	○			
					505	☐		高架下への流出を 禁止する表示				◎																													○			
					506	☐	国道9号（ JR高架下） 通行止め	関係機関への通行止めの伝達（ 鳥取県災害情 報システムへの登録）			○	○	◎	○	○	○	○	○			○				○				○					○	○								ポンプの排水が果たせない場合に通行止め	
					507	☐		関係機関への通行止めの伝達（ 記者発表、 FAX、道路情報提供システムへの掲載）				◎	○					○	○			○				○				○					○	○				○	○			バス事業者への早めの情報伝達
					508	☐	浸水（ 内水氾濫による） 県道の 通行止め	—	継続			○	○		◎		○	○			○				○				○					○	○					○	○			
				停電の対応	509	☐	停電箇所の把握	関係機関への停電個数の状況の確認	継続				○				○				○				○				○															
					510	☐		停電個数情報を 応報担当へ	継続																																			
					511	☐		関係機関、お客様への公表（ ホームページへ 掲載）	継続																																			
					512	☐	停電箇所の復旧対応	停電箇所を 減少するための作業	継続																																			
					513	☐	変電所の浸水状況確認	—																																				
					514	☐	浸水が想定される 変電所の配電 線転負荷の実施	—																																				

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント 発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																															備考						
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 県 土 整 備 部	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建設課	健康 福祉課	総務 学校 教育課	総務課	建設産業課	福祉保 健課	教育 委員会	自衛 隊	消 防	警 察	ライフライン				交通		報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設				
TL レベル 6	-3h	・ 氾濫危険水位超過の見込み ・ 氾濫危険情報の発表 ・ 暴風域内	・ 台風情報 ・ 気象警報継続 ・ 大雨特別警報 ・ 水防警報（ 指示 ） ・ 洪水予報（ 氾濫危険情報 ）	報道対応	534	☐	気象情報の報道	—	継続																															◎							
					535	☐	気象注意報・ 警報の報道	—	継続																																	◎					
					536	☐	雨量・ 水位情報の報道	—	継続																																		◎				
					537	☐	道路交通情報の報道	—	継続																																		◎				
					538	☐	危険性のよびかけ	—	継続																																		◎				
					539	☐	ライフラインの状況報道	—	継続																																		◎				
					540	☐	避難情報の報道	避難情報の迅速な伝達	継続																																		◎				
					541	☐	被害状況の報道	映像情報の公開	継続																																			◎			
					542	☐		浸水、洪水箇所の早期伝達	継続																																		◎				
					543	☐	L字画面による 情報提供(避難所開設情報等含む)	大雨警報、洪水予報もしくは は被害発生を確認																																			◎				
					544	☐		L字担当者の確保																																				◎			
					545	☐		行政、交通機関等への情報収集（ 電話 ）																																				◎			
					546	☐		一般からの情報提供に基づく 被害把握																																				◎			
					547	☐		SNSの写真、動画、情報を提供																																				◎			
					548	☐		取材クルーからの現場情報の報告																																				◎			
					549	☐		避難所、ライフライン情報を特に多く 収集																																				◎			
					550	☐	防災留意点などの啓発周知	—																																				◎			
									従業員の安全確保	551	☐	社員避難、家族安否確認 社内 外待機	—	継続																					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
									552	☐	現地従事者の退避	—																								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
										☐																																					
											☐																																				
											☐																																				
						☐																																									

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																																	備考				
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥取 地方 気象台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局	鳥取県 （ 河 川 課 ）	鳥取県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	米子市 道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 課	健康 福 祉 課	総務学校 教育課	総 務 課	日吉津村 建 設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自衛隊	消 防	警 察	ライフライン			交通		報道 機関	要 配 慮 者 施 設					
TL レベル 7	0h	・ 堤防の決壊 ・ 氾濫発生情報 の発表 ・ 決壊の通報	・ 台風情報 ・ 洪水予報 （ 氾濫発生情報 ）	情報の収集	569	□	気象・ 台風情報の収集	全般・ 地方・ 鳥取県気象情報、台風情報、台風進路予報、週間予報の確認	継続		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
					570	□	気象注意報・ 警報の収集	大雨特別警報の発表	継続		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
					571	□	雨量・ 水位情報の収集	観測値の確認	継続		○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
					572	□		降雨後の水位上昇が急な河川の水位情報氾濫情報を発信	継続		○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
					573	□		県の水位周知河川の相互情報共有	継続			◎			◎	◎																															
					574	□		現場巡回による 情報収集	継続			◎				○	◎																														
					575	□	漏水・ 侵食情報の収集	漏水・ 侵食情報の収集	継続			◎			○	◎																															
					576	□		堤防研究会への情報提供	継続			◎																																			
					577	□	ライフライン 供給状況の収集	電力供給状況の確認	継続			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○		
					578	□		水道供給状況の確認	継続			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○		
					579	□		ガス供給状況の確認	継続			○	○	○	○		○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	伯耆町はプロパンガスを使用	
					580	□		通信状況の確認	継続			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○		
					581	□	避難情報の収集	避難情報の収集	継続			○	○	○	○		○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					582	□	被害想定	重大被害発生の見通し（ 雨量予測、洪水予測、潮位予測、ダム状況、ダム適応操作調整 ）	継続				◎			○	◎																									○					
					583	□		HMLを越える水位上昇の見通し	継続				◎			○	◎																														
					584	□	道路交通情報の収集	道路交通情報の収集	継続				○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					585	□		道路に関する 情事案を 道路管理者へ連絡					◎	○																																	
					586	□	ホットライン	決壊情報								◎		◎	○	◎		◎				◎				◎																	
					587	□	洪水予報	洪水予報（ 氾濫発生情報 ）の発表							◎	◎		○	○	○				○	○				○	○			○	○					○	○				○			
					588	□		Lアラート・ エリアメール（ 決壊 ）の配信					◎		○			○						○				○					○	○								○					
					589	□		「 川の防災情報 」 への洪水予警報掲載確認					◎																																		
					590	□		被害状況の確認	氾濫に関する被害情報（ 越水・ 決壊箇所の場所、水位、延長、予想、浸水面積・ 戸数（ 内水・ 外水 ） 、孤立住民、人的被害、マスコミ情報収集、「 川の防災情報 」 への洪水予警報掲載確認）								◎			○	◎																							○			
					591	□	氾濫被害状況予測（ ダム状況、ダム操作、雨量予測、洪水予測、潮位予想、浸水想定 の予測 ）									◎			○	◎																						○	○				
					592	□	被害状況の把握（ ヘリコプター等による迅速な状況把握 ）									◎				○	○																					◎	◎				
					593	□	被害状況・ 調査結果等の公表									◎				○	○																										
					594	□	被災状況等情報の確認										○		○	○	◎	○	○				○				○							○	○								
					595	□	公共土木施設災害被災状況の確認												◎	○	◎	○																									

日野川水害タイムライン〔令和元年度〕（案）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

[illegible]

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

TL レベル		時間 目安	主な イベント 発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																												備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					第1 階層	No.	第2階層	第3階層 (行動手段・内容)	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局 (河 川 課)	鳥 取 県 県 土 整 備 部	鳥 取 県 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 課	健康 福 祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	建 設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察	中国 電 力	米 子 市 水 道 局		米 子 カ ス	N T T 西 日 本	鉄 道	バ ス	報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
TL レベル 7	0h	・ 堤防の決壊 ・ 氾濫発生情報 の発表 ・ 決壊の通報	・ 台風情報 ・ 洪水予報 (氾濫発生情報)	鉄道の運休対応	627	☐	浸水により 運行停止 ※既に強風により 運行停止の場合あり	運行停止案内の設置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

日野川水害タイムライン〔 令和元年度 〕（ 案 ）

◎：主体的な行動、情報の発信
○：行動の支援・協働、情報収集、伝達

TL レベル	時間 目安	主な イベント発生	主な発表情報	防災行動項目				実施状況チェック欄		役割																												備考							
				第1 階層	No.	第2階層	第3階層 （ 行動手段・ 内容 ）	開始時刻	終了時刻	鳥 取 地 方 気 象 台	日 野 川 河 川 事 務 所	倉 吉 河 川 国 道 事 務 所	危 機 管 理 局	鳥 取 県 （ 河 川 課 ）	鳥 取 県 土 整 備 局	地 域 振 興 局	防 災 安 全 課	道 路 整 備 課	長 寿 社 会 課	教 育 委 員 会	総 務 課	地 域 整 備 課	福 祉 課	教 育 委 員 会	総 務 課	建 設 課	健 康 福 祉 課	総 務 学 校 教 育 課	総 務 課	日 吉 津 村 建 設 産 業 課	福 祉 保 健 課	教 育 委 員 会	自 衛 隊	消 防	警 察	ライフライン 中国電力	米 子 市 水 道 局		米 子 ガ ス	N T T 西 日 本	鉄 道	バ ス	報 道 機 関	要 配 慮 者 施 設	
TL レベル 7	0h	・ 堤防の決壊 ・ 氾濫発生情報 の発表 ・ 決壊の通報	・ 台風情報 ・ 洪水予報 （ 氾濫発生情報 ）	報道対応	646	☐	気象情報の報道	—	継続																																◎				
					647	☐	気象注意報・ 警報の報道	—	継続																																	◎			
					648	☐	雨量・ 水位情報の報道	—	継続																																		◎		
					649	☐	道路交通情報の報道	—	継続																																		◎		
					650	☐	ライフラインの状況報道	ライフライン（ 電気・ ガス・ 水道・ 通信 ）の 停止を確認																																			◎		
					651	☐		ライフライン機関に情報収集																																			◎		
					652	☐		中継クルーの準備																																			◎		
					653	☐		ライフライン機関からの情報提供（ ホーム ページ ）																																			◎		
					654	☐		協力企業や視聴者からの情報提供																																			◎		
					655	☐		現場に移動																																			◎		
					656	☐		情報提供をもとに機関ごとに分類（ 自治体ごと ）																																			◎		
					657	☐		ライフライン状況を報道																																			◎		
					658	☐		現場取材（ 中継 ）																																				◎	
					659	☐		情報更新																																				◎	
					660	☐		文字情報でも更新																																				◎	
					661	☐		ライフライン（ 電気・ ガス・ 水道・ 通信 ）の 復旧を確認																																				◎	
					662	☐	避難情報の報道	避難情報の迅速な伝達	継続																																			◎	
					663	☐	被害状況の報道	決壊の情報入手（ 電話、メール ）																																				◎	
					664	☐		市民からの通報や情報収集（ 動画投稿SNSなど ）																																				◎	
					665	☐		取材クルー派遣																																				◎	
					666	☐		逃げ遅れ等確認、よびかけ																																				◎	
					667	☐		現場映像の放送（ 中継 ）																																				◎	
					668	☐		取材クルー退避の判断（ 行政に確認 ）																																				◎	
					669	☐		ドローン使用の検討																																				◎	
					670	☐		“ 情報がない地域 ” はない地域を確認（ 情報 がないところこそ危険 ）																																				◎	
					671	☐		ヘリ 取材準備（ 天候回復次第 ）																																				◎	

日野川水害タイムライン〔令和元年度版〕 解説版（案）

令和元年 5 月 22 日

日野川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会

目次

1. タイムラインとは
2. 日野川流域の特徴
3. 日野川水害タイムライン作成のポイント
4. 日野川水害タイムラインの特徴
5. 日野川水害タイムラインにおけるタイムラインレベルと被害想定
6. 日野川水害タイムラインの概要

[参考] 情報取得手段について（リンク集）

[参考] 日野川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会構成機関

1. タイムラインとは

■ タイムラインとは

住民の命を守る、さらに経済被害を最小化することを目的に、「いつ」「誰が」「何を」の3つの要素を、防災に係わる組織が連携し、災害に対するそれぞれの役割や対応行動を定めた「**防災行動計画**」です。

<タイムライン導入のメリット>

既往洪水時の各機関の
防災担当者の課題

押し寄せる情報の集約・分析を十分に果たせず、**浸水や被害の状況把握ができなかった。**

役割分担がなされず、**必要な対策内容の抜けや漏れが発生した。**

関係機関と密接な連携を取ることができなかった。

関係機関と連携するための連絡要員（リエゾン）を設置しなかったため、**情報が錯綜し、混乱が生じた。**

災害発生時に、防災機関の担当者それぞれが**被災シナリオに応じて、いつ何をすべきかについて、具体的なアクションを時系列で起こせる**実効性の高いものが必要

タイムライン
の導入メリット

災害対応の**抜け、漏れ、落ちがなくなる。**

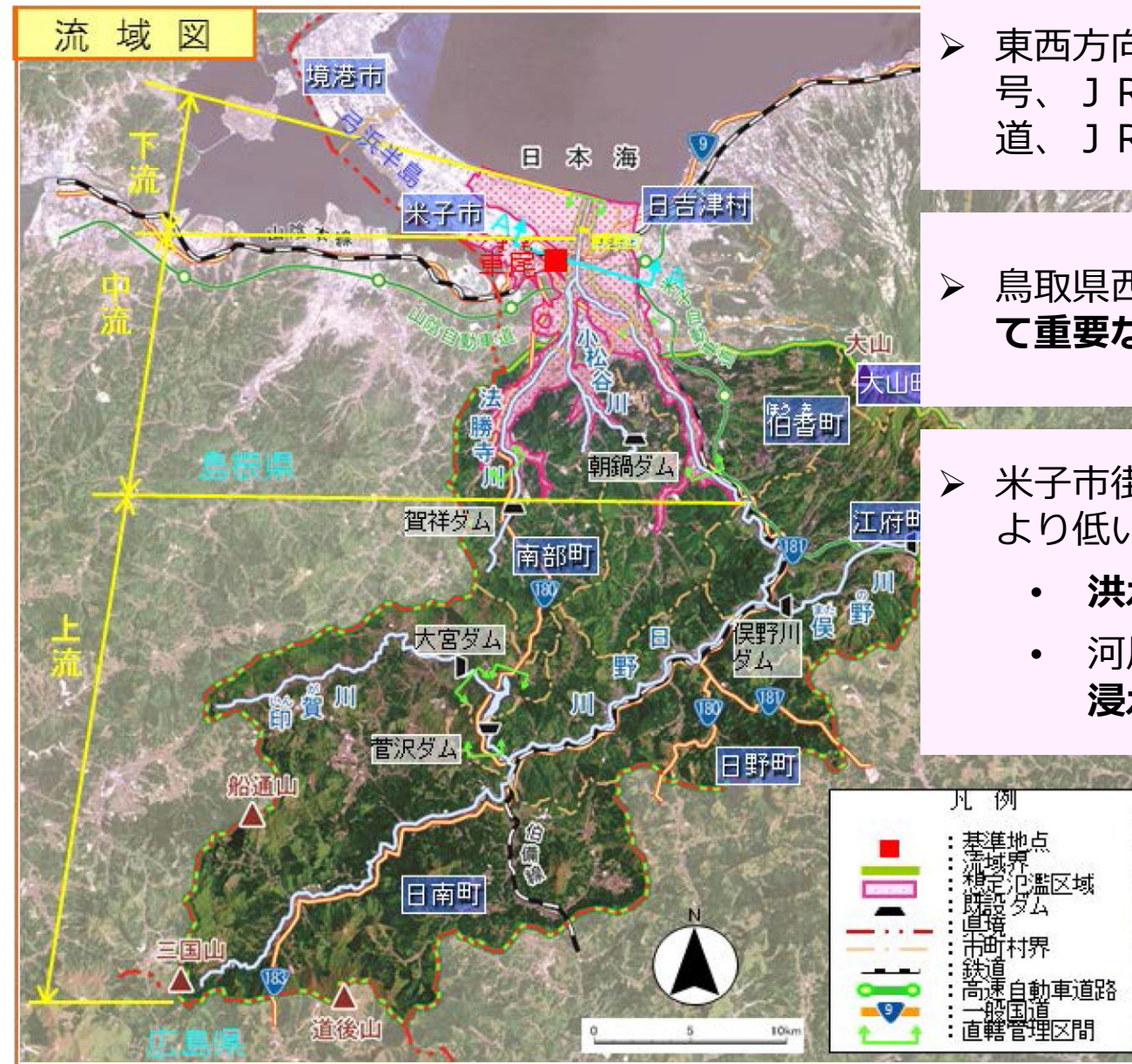
「**先を見越した対応**」が可能となり、**減災が実現できる。**

防災関係機関の
「**相互の役割分担**」が
明確になる。

防災機関の対応の
「**バラツキ**」が改善
される。

2. 日野川流域の特徴

流域図

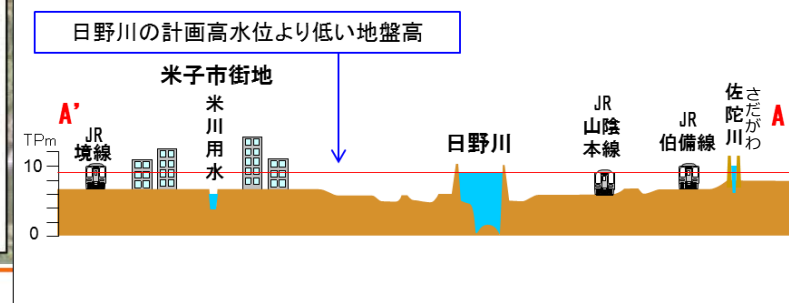


- 東西方向の基幹交通施設である山陰道、国道9号、J R山陰本線等）南北方向の米子自動車道、J R伯備線等が交差する**交通の要衝**

- 鳥取県西部における**社会、経済、文化**に対して**重要な役割**を担っている

- 米子市街地のほとんどが日野川の計画高水位より低い地盤高の平地部
 - ・ **洪水や内水氾濫に弱い**
 - ・ 河川への自然流下が困難で**長期間に渡る浸水**が想定される

横断面図



3. 日野川水害タイムライン作成のポイント

■ 広範囲に渡る浸水

→→→→**的確な避難行動**に向けた多様な防災活動を含む多機関連携

- ・ **市町村**：行政機能を確保、広域避難を視野に自治体間の調整
- ・ **鉄道、バス運行業者**：運行調整と運行状況の共有
- ・ **電力事業者**：避難所への電力供給や停電の調整
- ・ **要配慮者施設**：受入施設の事前調整、移送支援者・経路確保の調整

■ 交通途絶・ライフラインの停止

→→→→**早期の復旧活動、社会経済被害の軽減のための多機関連携**

- ・ **鉄道、バス運行業者**：運行停止に向けた準備、施設利用者の避難誘導
- ・ **道路管理者**：鉄道の停止等と連携、迂回路
- ・ **ライフライン事業者**：浸水に伴う機能停止に向けた準備

■ 情報途絶

→→→→**的確な情報収集・情報発信を行うための多機関連携**

- ・ **市町村**：明確な役割分担、広報担当、関係機関と連絡要員（リエゾン）を相互派遣
- ・ **気象庁**：関係機関と連絡要員（リエゾン）を派遣
- ・ **報道**：関係機関と連絡要員（リエゾン）を相互派遣、市町村広報担当と連携

4. 日野川水害タイムラインの特徴

■ 多機関連携型タイムライン

- 検討会構成員には自治体や行政機関のみでなく、**要配慮者施設、ライフライン事業者、交通事業者や報道機関などの民間企業が参加し、全28機関で構成された多機関連携型のタイムラインを作成**

■ 流域特性を考慮した被災想定シナリオ

- 既往台風の傾向を考慮した上で、**想定最大規模降雨に相当する台風モデルを作成**
- 日野川の氾濫形態として外水氾濫のみでなく**内水・支川の氾濫及び県管理河川の外水氾濫発生を考慮**



①想定災害シナリオの把握（第1回）



②機関・同事業者ごとのグループで
防災行動項目の抽出と細分化（第1回、第2回）



③グループ・全体でのタイムラインの確認
と意見交換（第3回）

検討会ワーキングの様子

5. 日野川水害タイムラインにおける タイムラインレベルと被害想定

- **タイムラインレベル**とは、気象状況や河川の水位上昇、氾濫状況、気象・氾濫情報の発表状況によって設定されており、**防災行動を実施するための基準（トリガー）**となるもの

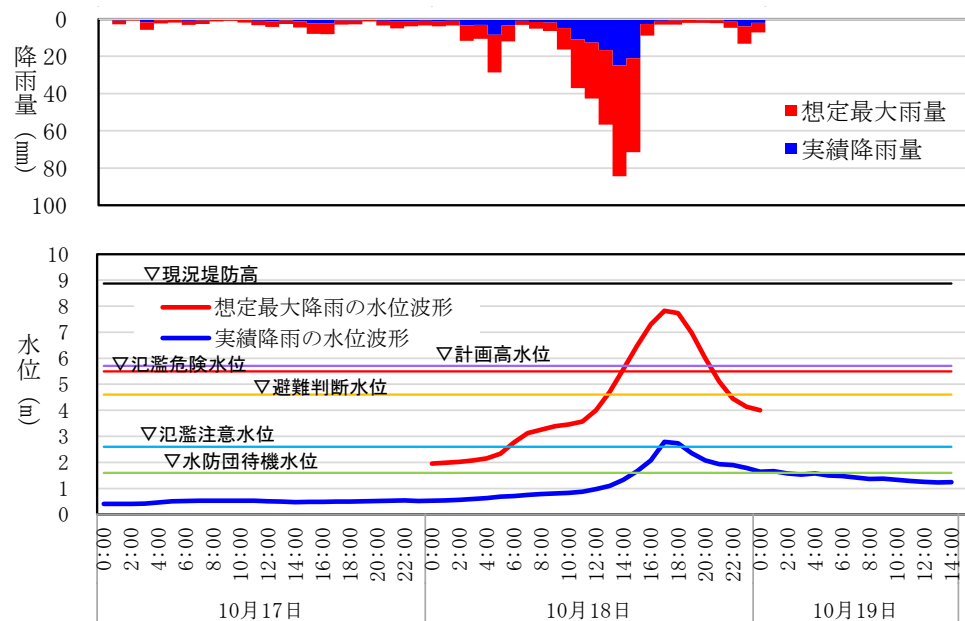
日野川タイムライン検討におけるタイムラインレベル設定

	TL レベル1	TL レベル2	TL レベル3	TL レベル4	TL レベル5	TL レベル6	TL レベル7
主なイベント発生	・ 3日後に台風が日野川流域に影響するおそれ	・ 2日後に台風が日野川流域に影響するおそれ	・ 内水氾濫発生の見込み ・ 強風（風速12m/s程度）	・ 内水氾濫の発生 ・ 水防団待機水位の超過 ・ 氾濫注意水位の超過 ・ 暴風域内（風速15-20m/s程度）	・ 避難判断水位超過の見込み ・ 暴風域内（風速20m/s以上）	・ 氾濫危険水位超過の見込み	・ 堤防の決壊 ・ 決壊の通報
主な発表情報	・ 台風情報	・ 台風説明会の実施 ・ 台風情報 ・ 暴風・波浪警報 ・ 大雨・洪水警報	・ 台風情報 ・ 気象警報	・ 台風情報 ・ 水防警報（待機・準備／出動） ・ 洪水予報（氾濫注意情報）	・ 台風情報 ・ 記録的短時間大雨情報発表 ・ 土砂災害警戒情報発表 ・ 水防警報（出動） ・ 洪水予報（氾濫警戒情報）	・ 台風情報 ・ 気象警報継続 ・ 大雨特別警報の発表 ・ 水防警報（指示） ・ 洪水予報（氾濫危険情報）	・ 台風情報 ・ 洪水予報（氾濫発生情報）

(2) 想定最大洪水の概要

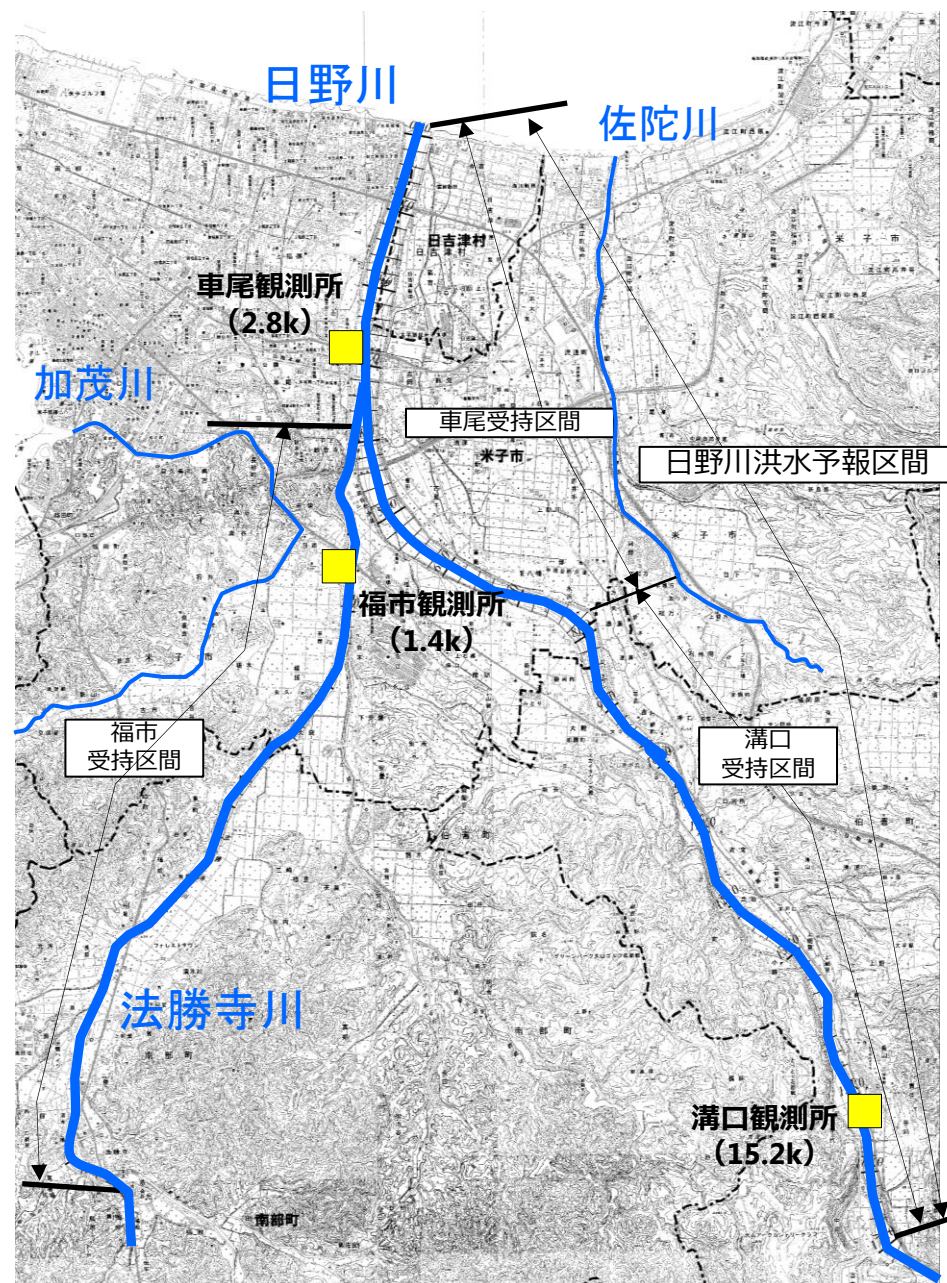
- 想定最大洪水は、日野川流域の48時間降雨量は519mmであり、時間最大雨量は約85mmを想定
- 車尾観測所水位は、約7.8mまで水位上昇し、堤防が決壊する可能性がある水位（計画高水位：5.71m）を、約2mも超過

車尾水位観測所



◆本タイムライン検討会での想定項目

- 3箇所での堤防決壊を考慮
- 日野川・法勝寺川からの氾濫に先行して発生する内水氾濫や佐陀川、加茂川からの越水氾濫を考慮



(3) 想定最大洪水の堤防決壊を想定した浸水状況

① 日野川左岸3.4k決壊 対象市町村：米子市

【日野川左岸3.4kで堤防決壊 最大浸水区域の概況】

・対象市町村：米子市

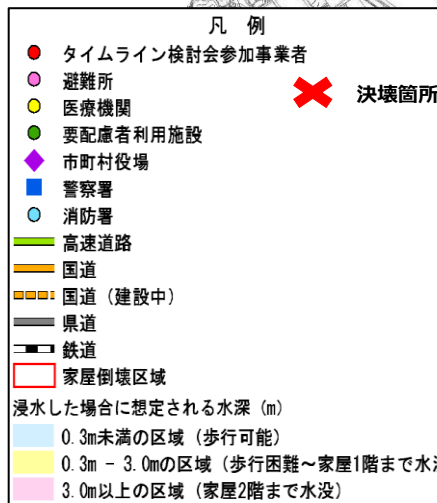
- 3.4k左岸（米子市）の堤防決壊により、米子市街地を含む広い範囲で浸水被害が発生
- 堤防決壊に先行して、水貫川周辺での農地浸水や加茂川からの越水氾濫が発生

交通途絶区間

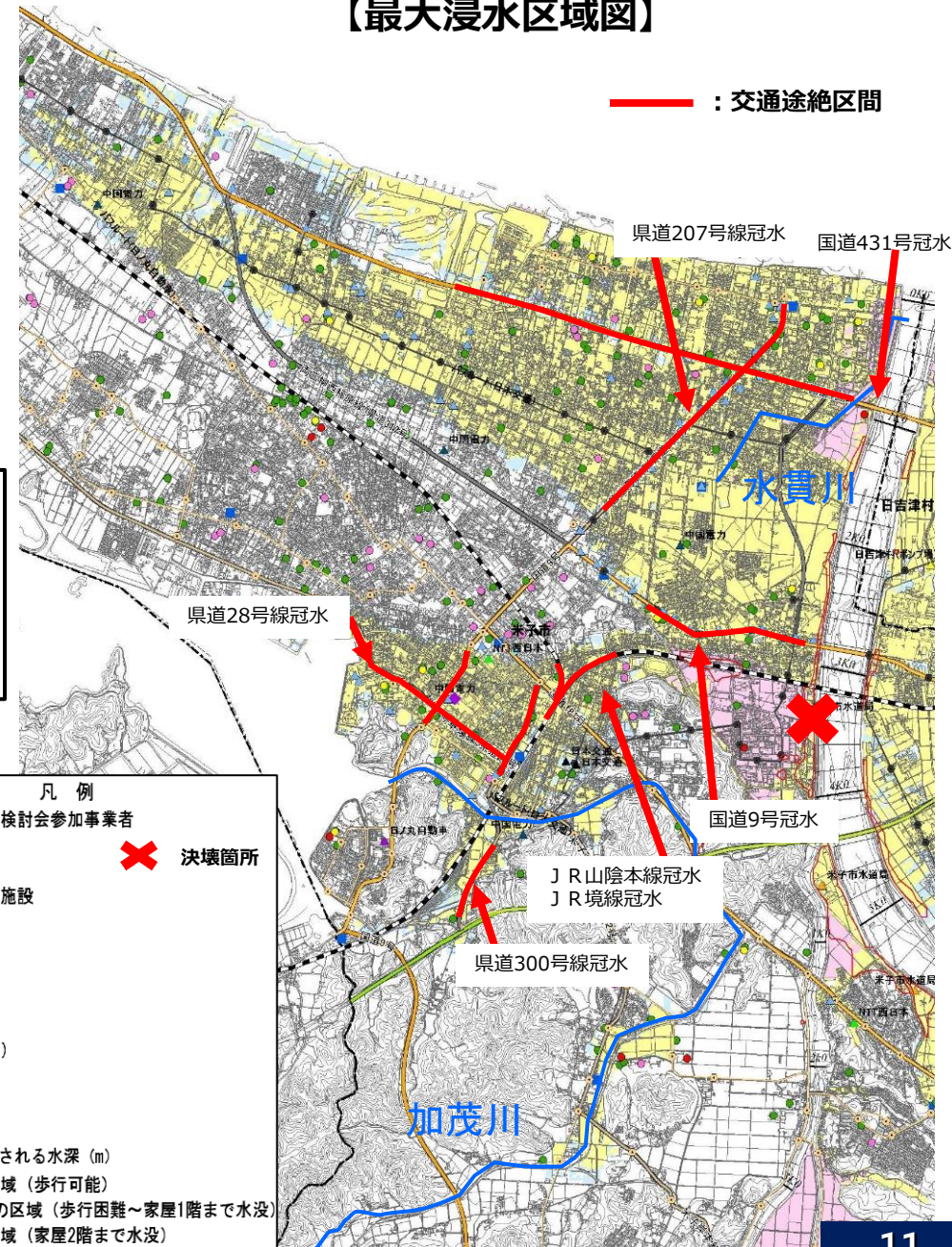
- ・ J R 山陰本線 ・ J R 境線 ・ 国道9号 ・ 国道431号
- ・ 米子停車場線(県道28号線) ・ 皆生西原線(県道207号線)
- ・ 米子環状線(県道300号線)

【市役所、警察、消防施設の浸水状況】

施設種類	浸水施設名
市町村役場	米子市役所
警察署	米子警察署
	米子警察署皆生交番
	米子警察署角盤交番
	米子警察署旗ヶ崎交番
	米子警察署東福原交番
	米子警察署米子駅前交番
	米子警察署三柳交番
	米子警察署陰田駐在所
	米子警察署成実駐在所
	米子警察署彦名駐在所
	米子警察署富増駐在所
	米子警察署夜見駐在所
消防局	鳥取県西部広域行政管理組合消防局
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局米子消防署
	鳥取県西部広域行政管理組合消防局米子消防署皆生出張所



【最大浸水区域図】



(3) 想定最大洪水の堤防決壊を想定した浸水状況

②日野川右岸9.2k決壊 対象市町村：米子市、伯耆町、日吉津村

【日野川右岸9.2kで堤防決壊 最大浸水区域の概況】

・対象市町村：日吉津村、米子市、伯耆町

- 9.2k右岸（伯耆町）の堤防決壊により、伯耆町、米子市、日吉津村の幅広い範囲で浸水被害が発生
- 堤防決壊に先行して、大川からの内水氾濫、佐陀川からの越水氾濫が発生

交通途絶区間

・J R山陰本線 ・J R伯備線
・国道9号 ・国道181号 ・国道431号

【市役所、警察、消防施設の浸水状況】

日吉津村

施設種類	浸水施設名
市町村役場	日吉津村役場
警察署	米子警察署日吉津駐在所

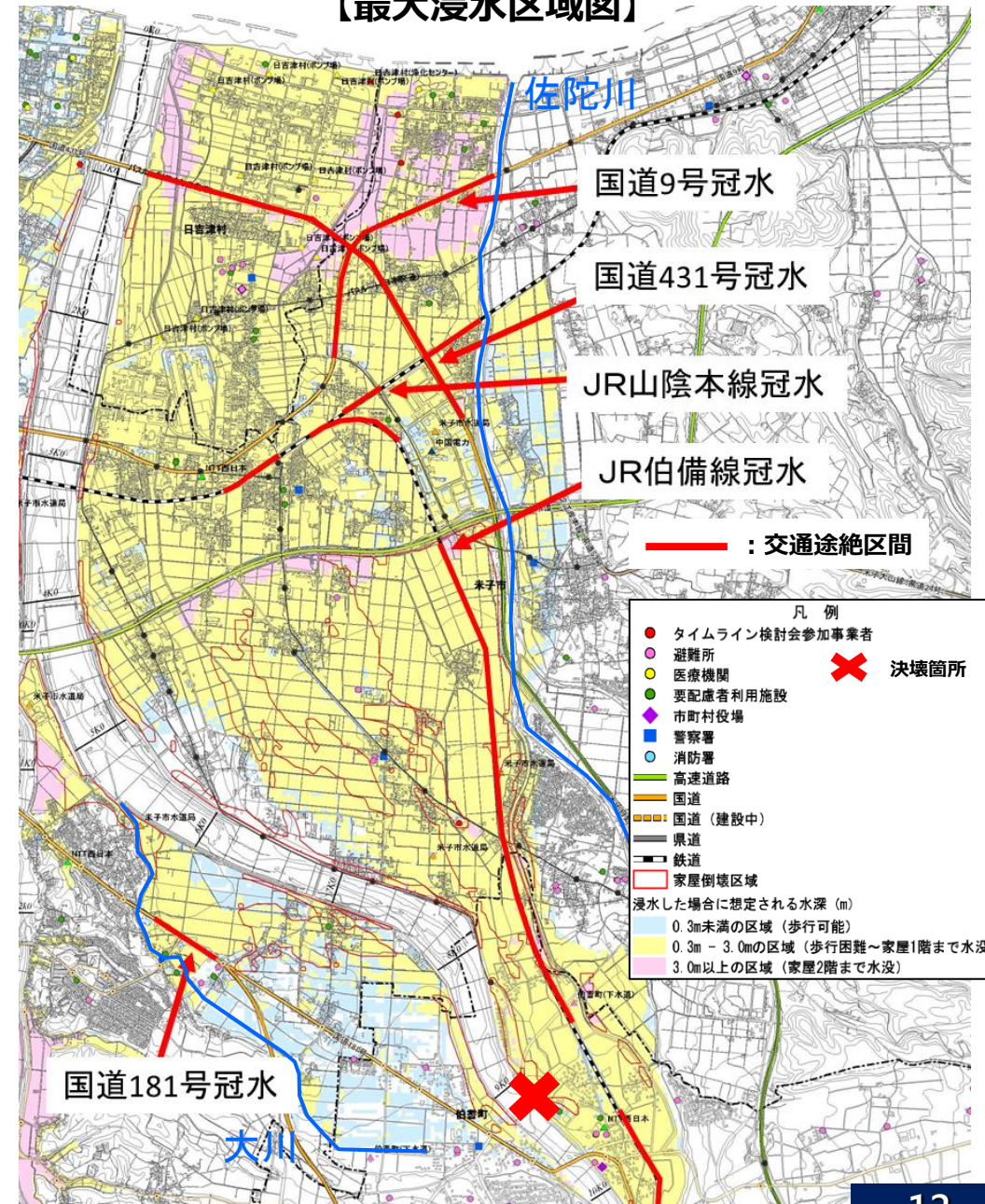
米子市

施設種類	浸水施設名
市町村役場	淀江支所
警察署	米子警察署蚊屋駐在所
	米子警察署上新印駐在所
	米子警察署西原駐在所
	米子警察署尾高駐在所
	米子警察署福市駐在所

伯耆町

施設種類	浸水施設名
市町村役場	伯耆町役場
警察署	黒坂警察署大殿駐在所

【最大浸水区域図】



(3) 想定最大洪水の堤防決壊を想定した浸水状況

③法勝寺川右岸10.6k決壊 対象市町村：南部町

【法勝寺川右岸10.6kで堤防決壊 最大浸水区域の概況】

・対象市町村：南部町

- 10.6k右岸（南部町）の堤防決壊により、南部町役場周辺を中心に法勝寺川沿いの広い範囲で浸水
- 青木地区、境地区では早くから内水氾濫が発生、また、青木地区では上流からの氾濫水が集まり、浸水深が大きくなるとともに浸水継続時間も増大

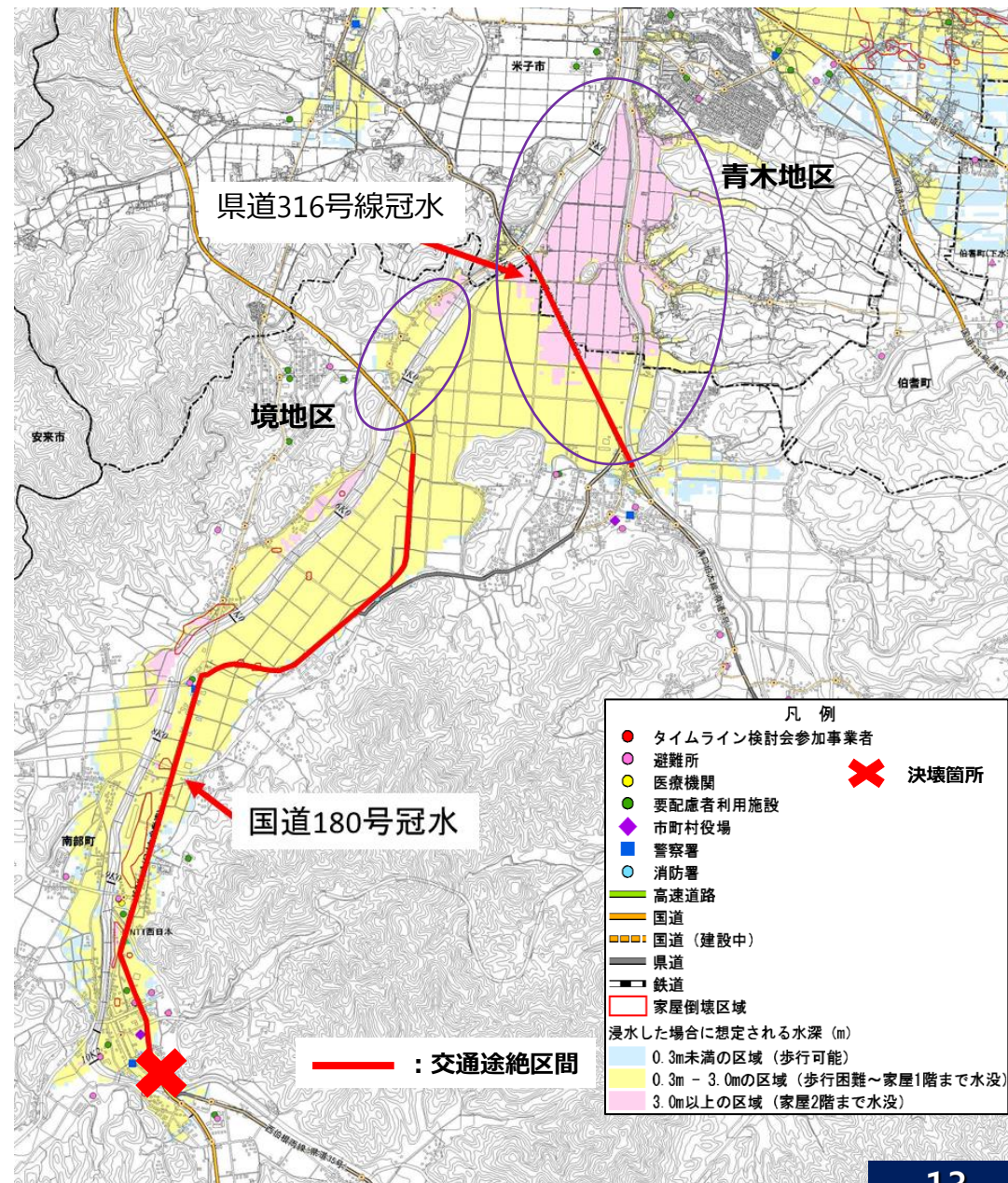
交通途絶区間

・国道180号 ・米子岸本線（県道316号線）

【市役所、警察、消防施設の浸水状況】

施設種類	浸水施設名
市町村役場	南部町役場
	天萬庁舎
警察署	米子警察署阿賀駐在所
	米子警察署天万駐在所
	米子警察署法勝寺駐在所
消防署	鳥取県西部広域行政管理組合消防局米子消防署南部出張所

【最大浸水区域図】

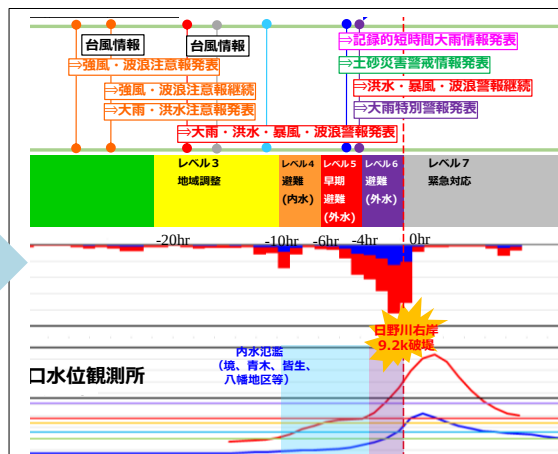
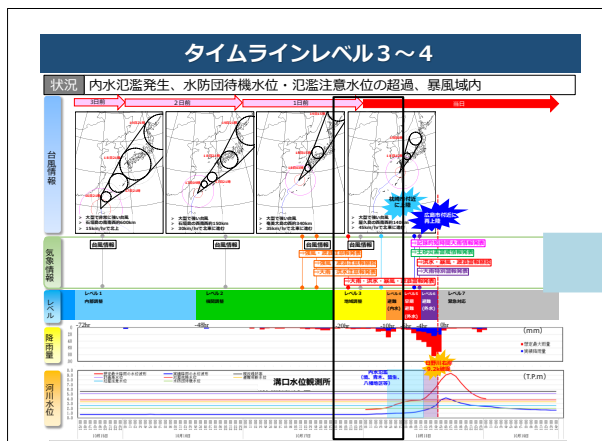


6. 日野川水害タイムラインの概要

□ 「日野川水害タイムライン」における防災行動項目から重点行動項目（他機関との連携を伴う項目、もしくは各機関が選出した項目）を抜粋して記載

□ タイムラインレベルごとに各機関の役割と関わりを図化

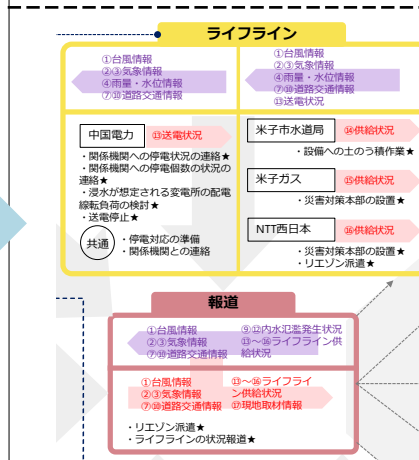
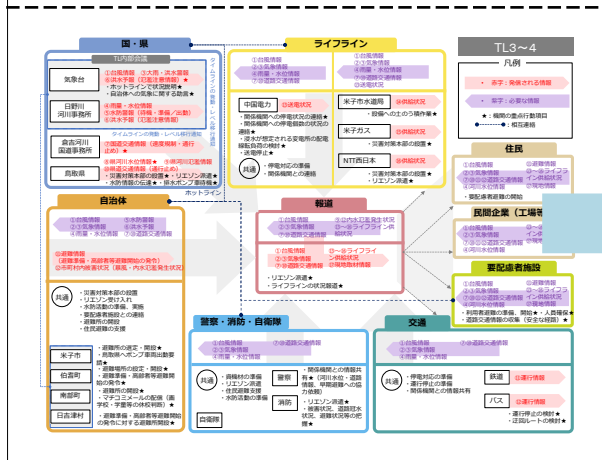
- そのとき、各機関の重点行動項目は？
- そのとき、各機関が必要としている情報は？
- そのとき、どの機関がどのような情報を発信しているか？



◆ 上段

タイムラインレベルごとの想定災害シナリオの状況を表示

- ① 台風情報（進路予測、風速）
- ② 気象注意報、警報
- ③ 雨量情報
- ④ 河川水位情報



◆ 下段

タイムラインレベルごとの各機関の役割や重点行動項目、他機関との関わりを表示

・ 赤字：発信される情報

・ 紫字：必要な情報

★：機関の重点行動項目

●-----●：相互連絡

タイムラインレベル1～2

状況 3日～2日後に台風が日野川流域に影響するおそれ

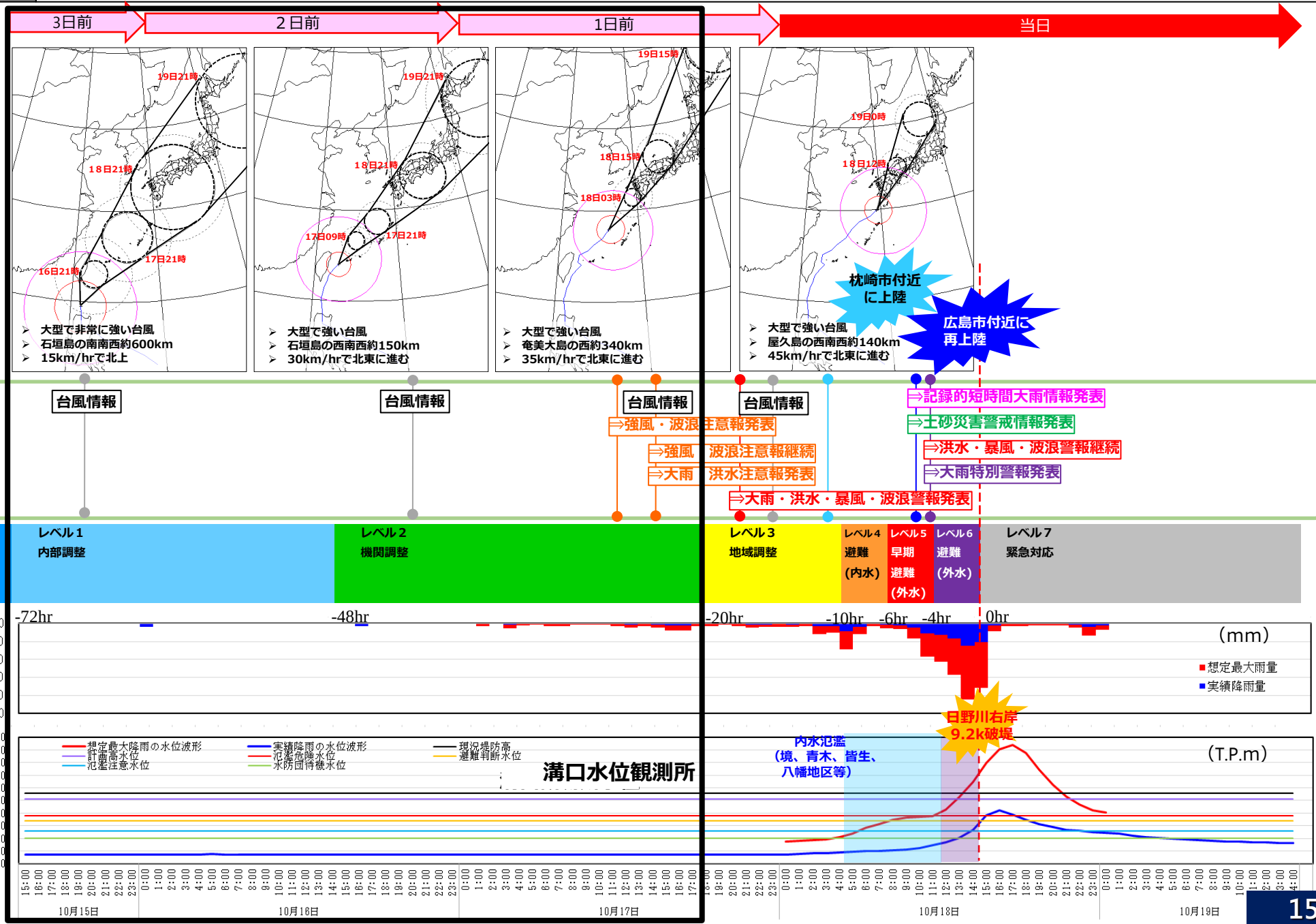
台風情報

気象情報

レベル

降雨量

河川水位



国・県

TL内部会議

気象台

- ①台風情報、台風説明会★
- ②警報級の現象が発生する可能性
- ③大雨・洪水注意報

日野川
河川事務所

- ④雨量・水位情報
- ・河川巡視、施設点検・操作、工事確認
- ・リエゾン体制の確認

倉吉河川
国道事務所

タイムラインの発動・レベル移行通知

- ⑦国道交通情報
- ・施設点検、工事確認

鳥取県

- ⑧雨量・県河川水位情報、⑩県道交通情報
- ・河川・道路の巡視、施設点検・操作、工事確認、河川パトロール
- ・リエゾン体制の確認

タイムラインの発動・レベル移行通知

ライフライン

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報

中国電力

- ・関係機関との情報共有★
- ・変電所特別巡視

共通

- ・資機材の準備
- ・関係機関と連絡体制の構築

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報

米子市水道局

米子ガス

- ・ガス工作物への河川からの影響の有無を確認★
- ・事前浸水対策

NTT西日本

- ・事前浸水対策

TL 1～2

凡例

- ・ 赤字：発信される情報

- ・ 紫字：必要な情報

- ★：機関の重点行動項目

- ：相互連絡

住民

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・河川水位情報
- ⑦⑩道路交通情報

民間企業（工場等）

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・河川水位情報
- ⑦⑩道路交通情報

要配慮者施設

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・河川水位情報
- ⑦⑩道路交通情報
- ・排水設備等の施設内点検
- ・保護者・利用者家族へのお知らせ
- ・事前浸水対策

自治体

ホットライン

- ①台風情報、台風説明会
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報 ⑦⑩道路交通情報

共通

- ・注意喚起
- ・河川巡視、河川施設の操作
- ・住民避難支援の準備
- ・避難所開設の準備（備品確保・搬入）
- ・自主避難所の開設
- ・要配慮者施設との連絡
- ・教育機関との連絡（学校・児童クラブ・休校の検討及び指示・伝達）

米子市

- ・事前浸水対策
- ・学校への指示・伝達★

伯耆町

- ・災害対策本部設置検討

南部町

- ・

日吉津村

- ・

報道

- ①台風情報、台風説明会
- ②③気象情報 ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑩現地取材情報

- ・危険性の呼びかけ

警察・消防・自衛隊

- ①台風情報、台風説明会
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報 ⑦⑩道路交通情報

共通

- ・資機材の準備
- ・リエゾン派遣、住民避難支援の準備

警察

消防

自衛隊

交通

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報 ⑦⑩道路交通情報

共通

- ・資機材の準備
- ・停電対応の準備
- ・運行停止の準備
- ・関係機関との情報共有

鉄道

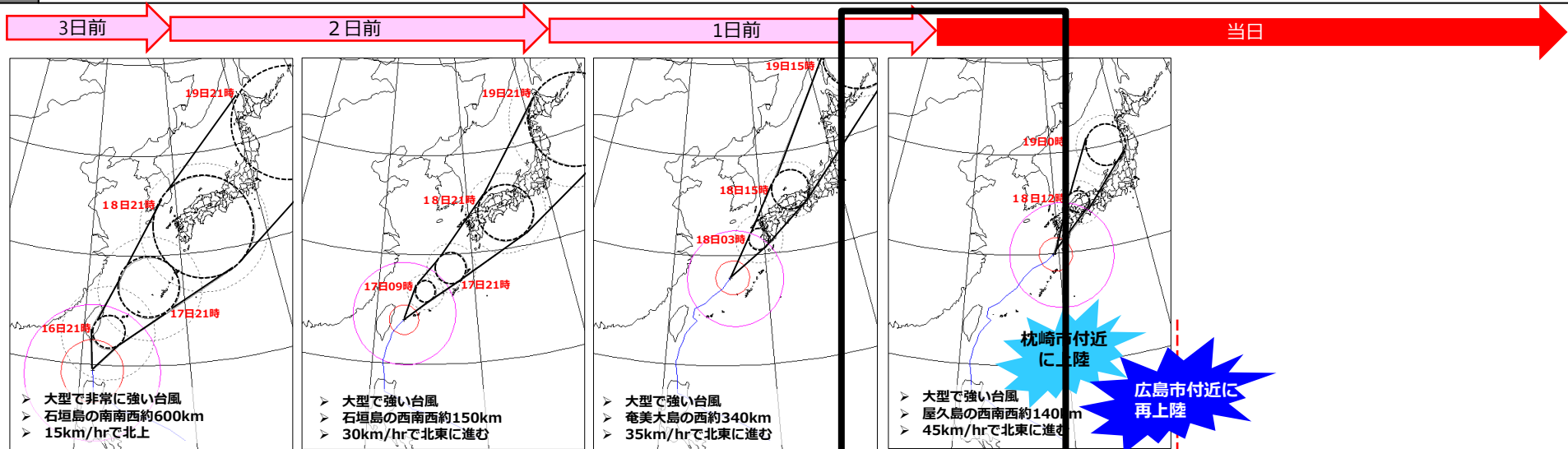
- ・事前浸水対策

バス

タイムラインレベル3～4

状況 内水氾濫発生、水防団待機水位・氾濫注意水位の超過、暴風域内

台風情報



気象情報

台風情報

台風情報

台風情報

台風情報

⇒記録的短時間大雨情報発表

⇒土砂災害警戒情報発表

⇒洪水・暴風・波浪警戒情報発表

⇒大雨特別警戒情報発表

⇒強風・波浪注意情報発表

⇒強風

⇒大雨

⇒波浪注意情報継続

⇒洪水注意情報発表

⇒大雨・洪水・暴風・波浪警戒情報発表

レベル

レベル1
内部調整

レベル2
機関調整

レベル3
地域調整

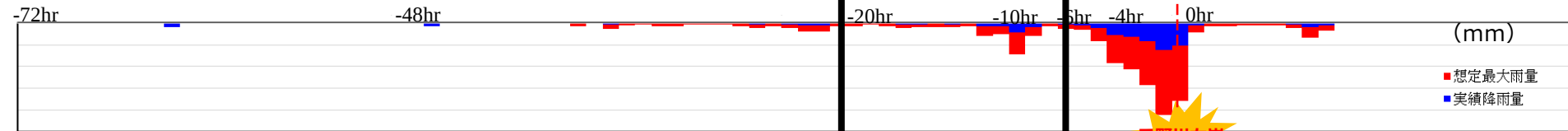
レベル4
避難
(内水)

レベル5
早期
避難
(外水)

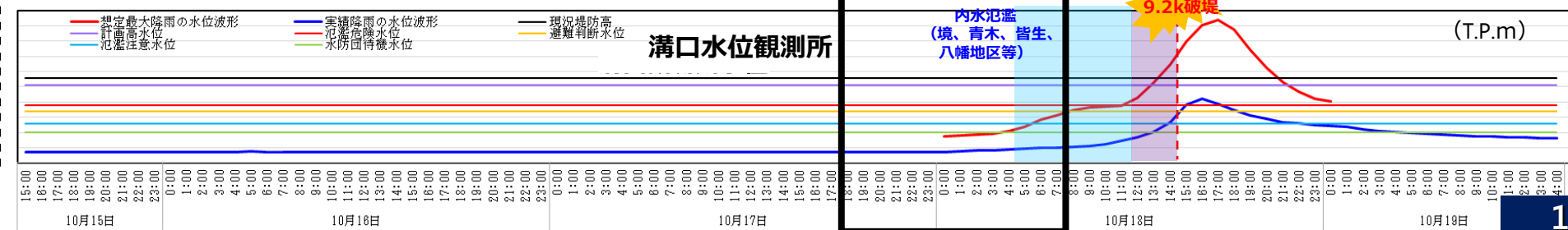
レベル6
避難
(外水)

レベル7
緊急対応

降雨量



河川水位



国・県

TL内部会議

気象台

- ①台風情報 ③大雨・洪水警報
- ⑥洪水予報（氾濫注意情報）★
- ・リエゾン派遣
- ・ホットラインで状況説明★
- ・自治体への気象に関する助言★

日野川 河川事務所

- ④雨量・水位情報
- ⑤水防警報（待機・準備／出動）
- ⑥洪水予報（氾濫注意情報）
- ・リエゾン派遣
- ・河川パトロール

倉吉河川 国道事務所

- ⑦国道交通情報（速度規制・通行止め）★
- ・道路パトロール
- ・通行止め対応

鳥取県

- ⑧雨量・県河川水位情報★
- ⑨県河川氾濫情報 ⑩県道交通情報（通行止め）★
- ・災害対策本部の設置★
- ・リエゾン派遣★

- ・河川・道路パトロール
- ・道路通行止め対応
- ・水防情報の伝達★
- ・排水ポンプ車待機★
- ・ライフライン事業者との連絡

自治体

- ①台風情報 ⑤水防警報
- ②③気象情報 ⑥洪水予報
- ④⑧雨量・水位情報 ⑦⑩道路交通情報
- ⑬～⑯ライフライン供給状況

- ⑪避難情報（避難準備・高齢者等避難開始の発令）
- ⑫市町村内被害状況（暴風・内水氾濫発生状況）

- 共通
- ・災害対策本部の設置
- ・リエゾン受け入れ
- ・水防活動の準備、実施
- ・避難所の開設
- ・教育機関との連絡（臨時休校の検討）
- ・要配慮者施設との連絡
- ・住民避難の支援

米子市

- ・避難所の選定・開設★
- ・鳥取県へポンプ車両出動要請★

伯耆町

- ・職員招集
- ・避難場所の設定・開設★
- ・避難準備・高齢者等避難開始の発令★

南部町

- ・職員招集
- ・避難所の開設★
- ・マチコミメールの配信（学校・学童等の休校判断）★

日吉津村

- ・避難準備・高齢者等避難開始の発令に対する避難所開設★

ライフライン

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報

中国電力

⑬送電状況

- ・関係機関への停電状況の連絡★
- ・関係機関への停電個数の状況の連絡★
- ・浸水が想定される変電所の配電線転負荷の検討★

共通

- ・災害対策本部の設置
- ・停電対応の準備
- ・供給状況確認
- ・関係機関との連絡

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑬送電状況

米子市水道局

⑭供給状況

- ・職員召集
- ・設備への土のう積作業★

米子ガス

⑮供給状況

- ・職員召集
- ・施設点検・巡視
- ・災害対策本部の設置★

NTT西日本

⑯供給状況

- ・災害対策本部の設置★
- ・リエゾン派遣★

報道

- ①台風情報 ⑦⑩道路交通情報
- ②③気象情報 ⑨⑫内水氾濫発生状況
- ④⑧雨量・水位情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況

- ①台風情報 ⑦⑩道路交通情報
- ②③気象情報 ⑨⑫内水氾濫発生状況
- ④⑧雨量・水位情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況

- ・危険性の呼びかけ
- ・ライフラインの状況報道★

警察・消防・自衛隊

- ①台風情報 ⑦⑩道路交通情報
- ②③気象情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ④⑧雨量・水位情報

共通

- ・災害対策本部の設置
- ・資機材の準備
- ・リエゾン派遣
- ・住民避難支援
- ・水防活動の準備

警察

- ・関係機関との情報共有★（河川水位・道路情報、早期避難への協力依頼）
- ・道路速度等交通規制
- ・リエゾン派遣★
- ・被害状況、道路冠水状況、避難状況等の把握★

消防

自衛隊

交通

- ①台風情報 ⑦⑩道路交通情報
- ②③気象情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ④⑧雨量・水位情報

共通

- ・運転調整の実施（速度制限、ダイヤ削減）
- ・停電対応の準備
- ・運行停止の準備
- ・乗客の状況確認
- ・関係機関との情報共有

鉄道

⑰運行情報

- ・災害対策本部の設置

バス

⑱運行情報

- ・運行停止の検討★
- ・迂回ルートの検討★
- ・浸水により運行停止

TL3～4

凡例

- ・ 赤字：発信される情報

- ・ 紫字：必要な情報

- ★：機関の重点行動項目

- ：相互連絡

住民

- ①台風情報 ⑪避難情報
- ②③気象情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ⑦⑩⑪⑫道路交通情報 ⑰現地情報
- ④⑧雨量・水位情報

- ・要配慮者避難の開始

民間企業（工場等）

- ①台風情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ②③気象情報 ⑰現地情報
- ⑦⑩⑪⑫道路交通情報
- ④⑧雨量・水位情報

要配慮者施設

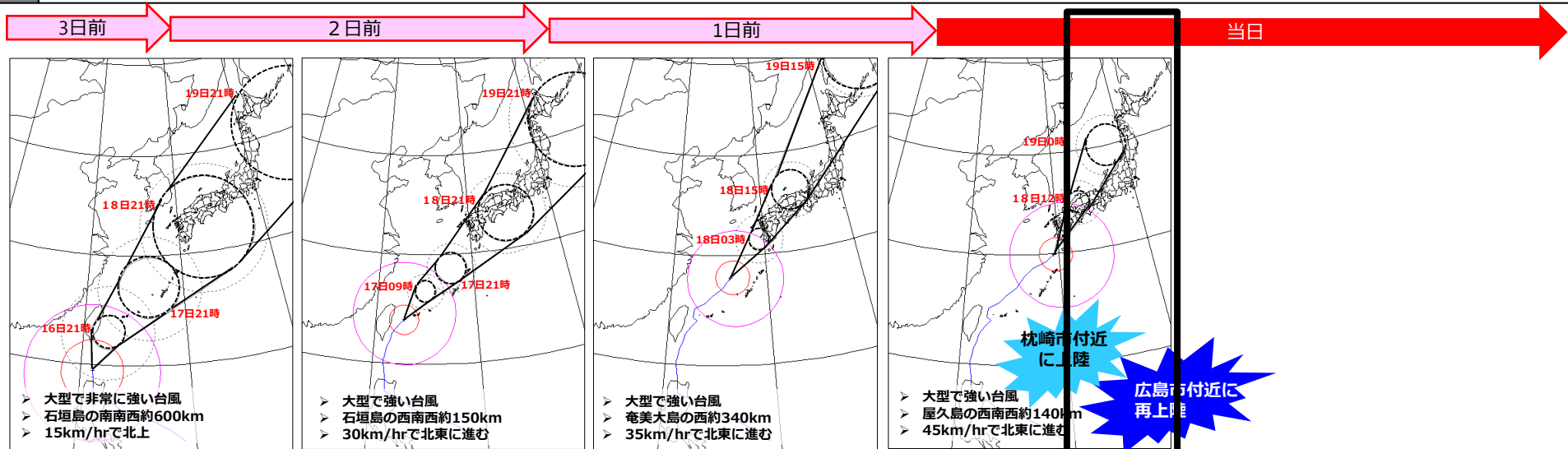
- ①台風情報 ⑪避難情報
- ②③気象情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ⑦⑩⑪⑫道路交通情報 ⑰現地情報
- ④⑧雨量・水位情報

- ・利用者避難の準備、開始★・人員確保★
- ・道路交通情報の収集（安全な経路）★

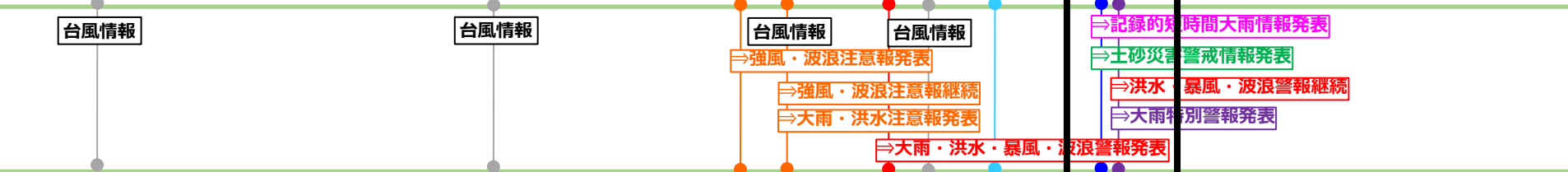
タイムラインレベル5～6

状況 避難判断水位・氾濫危険水位超過

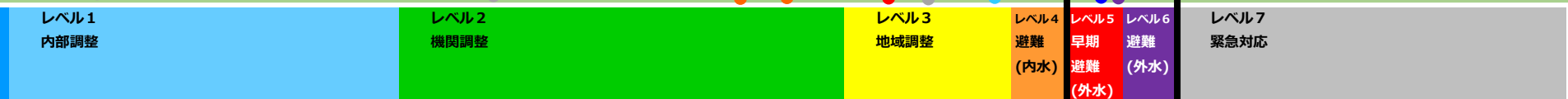
台風情報



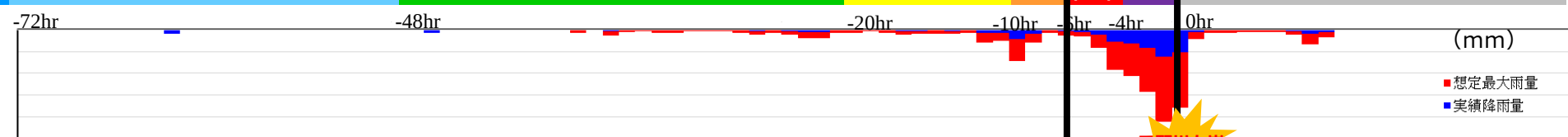
気象情報



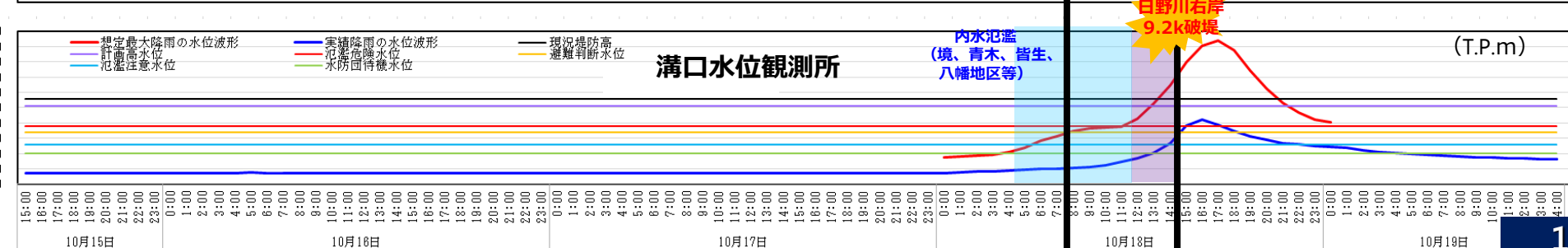
レベル



降雨量



河川水位



国・県

TL内部会議

気象台

- ①台風情報
- ③記録的短時間大雨情報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報
- ⑥洪水予報（氾濫警戒・危険情報）
- ・ホットライン（特別警報の可能性、能動的な気象予測の提供）★

日野川
河川事務所

- ④雨量・水位情報
- ⑤水防警報（状況）
- ⑥洪水予報（氾濫警戒・危険情報）

倉吉河川
国道事務所

タイムラインの発動・レベル移行通知

- ⑦国道交通情報（通行止め）★

鳥取県

- ⑧雨量・県河川水位情報★
- ⑨県河川氾濫情報
- ⑩県道交通情報（通行止め）
- ・水防情報の伝達★

- ・排水ポンプ車出動待機★
- ・道路通行止め対応
- ・河川施設対応
- ・水防活動の確認
- ・ライフライン事業者との連絡

タイムラインの発動・レベル移行通知

ライフライン

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報

中国電力

⑬送電状況

- ・関係機関への停電状況の連絡★

共通

- ・停電対応の準備
- ・供給停止対応
- ・関係機関との連絡
- ・従業員の待避

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑬送電状況

米子市水道局

⑭供給状況

- ・送電状況の確認★
- ・貯留水の確保

米子ガス

⑮供給状況

- ・内外通報受付収集
- ・復旧対応検討・準備

NTT西日本

⑯供給状況

- ・行政等重要ユーザ（鳥取県）への連絡

TL5～6

凡例

- ・赤字：発信される情報

- ・紫字：必要な情報

- ★：機関の重点行動項目

- ：相互連絡

住民

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ⑦⑩⑪⑫道路交通情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑩避難情報
- ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ⑰現地情報

- ・住民避難の開始

自治体

ホットライン

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑤水防警報
- ⑥洪水予報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ⑪避難情報（避難勧告、避難指示の発令）
- ⑫市町村内被害状況（暴風・内水氾濫発生状況）

共通

- ・水防活動の準備、実施
- ・被害情報の収集
- ・住民避難の支援
- ・避難所の運営
- ・教育機関との連絡（避難）
- ・要配慮者施設との連絡

米子市

- ・避難勧告の発令★
- ・要配慮者の避難支援★
- ・河川施設の対応

伯耆町

- ・河川施設の対応

南部町

- ・避難勧告、避難指示の発令★
- ・要配慮者施設、教育機関への連絡★

日吉津村

- ・

報道

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑨⑫内水氾濫発生状況
- ⑬～⑯ライフライン供給状況
- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑨⑫内水氾濫発生状況
- ⑬～⑯ライフライン供給状況

- ・ライフラインの状況
- ・L字画面による情報提供★
- ・報道★
- ・従業員の待避★

警察・消防・自衛隊

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑤水防警報
- ⑥洪水予報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑨⑫内水氾濫発生状況
- ⑬～⑯ライフライン供給状況

共通

- ・住民避難支援
- ・水防活動の準備、実施
- ・被害情報の収集
- ・現地従業員の待避
- ・救援・救助活動出動の準備

警察

- ・関係機関との情報共有★（河川水位・道路情報、早期避難への協力依頼）
- ・現地巡回
- ・交通規制

自衛隊

消防

- ・現地巡回

交通

- ①台風情報
- ②③気象情報
- ④⑧雨量・水位情報
- ⑦⑩道路交通情報
- ⑨⑫内水氾濫発生状況（冠水箇所）
- ⑬～⑯ライフライン供給状況

共通

- ・停電対応の準備
- ・運行停止の準備
- ・強風により運行停止
- ・乗客の状況確認
- ・関係機関との情報共有
- ・従業員の待避

鉄道

⑪運行情報

バス

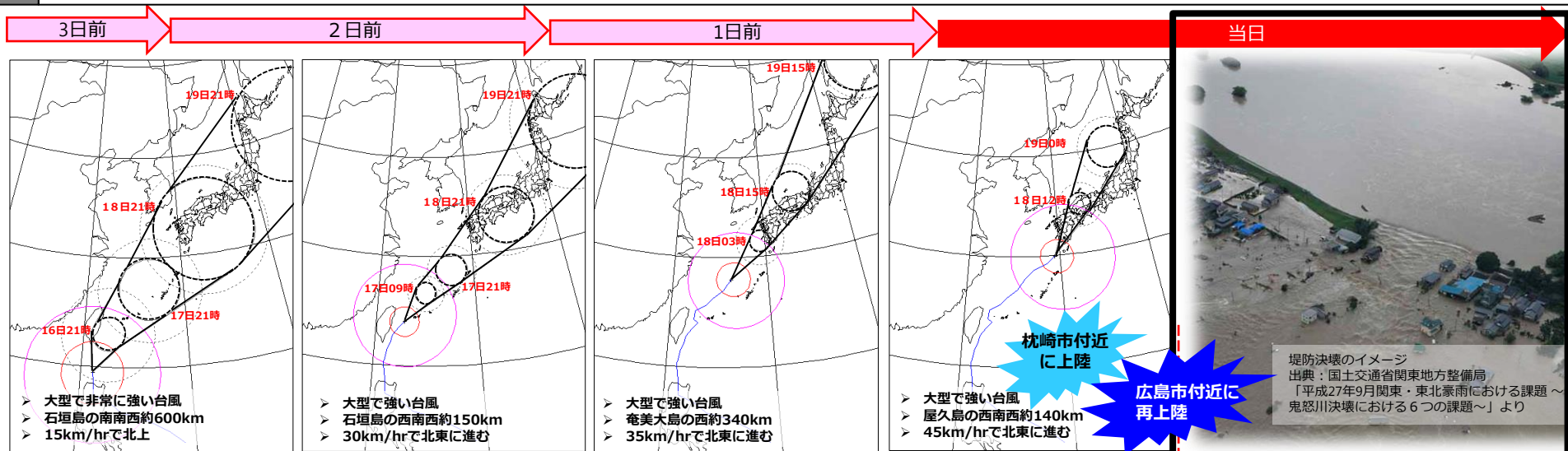
⑫運行情報

- ・車両停車場の浸水状況確認★
- ・従業員の避難、一時安全確保★

タイムラインレベル7

状況 堤防の決壊

台風情報



気象情報

台風情報

台風情報

台風情報

台風情報

⇒記録的短時間大雨情報発表

⇒土砂災害警戒情報発表

⇒洪水・暴風・波浪警戒情報発表

⇒大雨特別警戒情報発表

⇒大雨・洪水・暴風・波浪警戒情報発表

⇒強風・波浪注意情報発表

⇒強風・波浪注意情報継続

⇒大雨・洪水注意情報発表

レベル

レベル1
内部調整

レベル2
機関調整

レベル3
地域調整

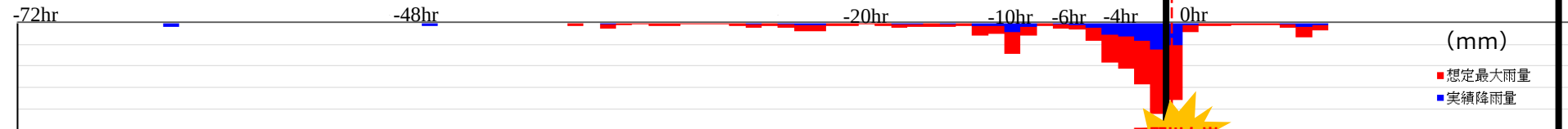
レベル4
避難
(内水)

レベル5
早期
避難
(外水)

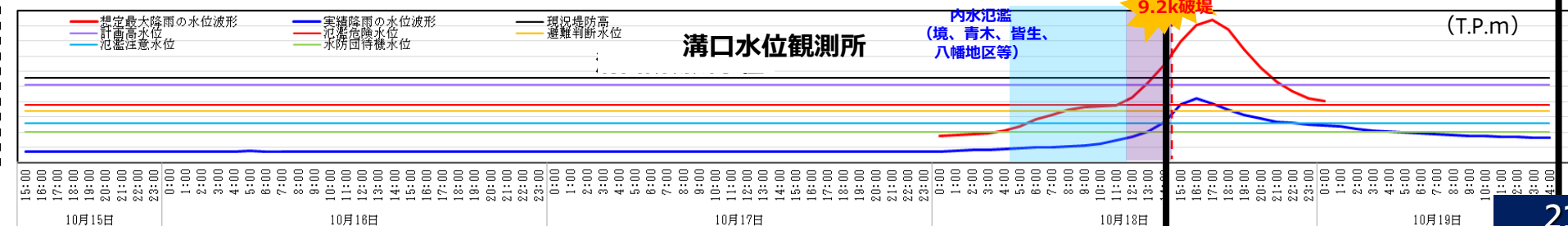
レベル6
避難
(外水)

レベル7
緊急対応

降雨量



河川水位



国・県

TL内部会議

気象台

①台風情報

日野川
河川事務所

④雨量・水位情報
⑤水防警報（状況）
⑥洪水予報（氾濫発生情報）
⑩ホットライン

・緊急復旧計画 ・被害状況の確認
・緊急対応（TEC-FORCE）
タイムラインの発動・レベル移行通知

倉吉河川
国道事務所

⑦国道交通情報（通行止め）★
・緊急対応（TEC-FORCE）

鳥取県

⑧雨量・県河川水位情報
⑨県河川氾濫情報
⑩県道交通情報（通行止め）

・排水ポンプ車出動待機・出動★
・自衛隊派遣要請の要否判定 ・被害状況の確認

タイムラインの発動・レベル移行通知

ライフライン

①台風情報
②③気象情報
④⑧雨量・水位情報
⑦⑩道路交通情報

中国電力

⑬送電状況

・関係機関への停電状況の報告★
・復旧資機材の確保、輸送手段の確保★

共通

・停電対応の実施
・関係機関との連絡
・関係施設の浸水状況確認
・復旧対応の開始

①台風情報
②③気象情報
④⑧雨量・水位情報★
⑦⑩道路交通情報
⑬送電状況★

米子市水道局

⑭供給状況

・復旧作業開始★

米子ガス

⑮供給状況

・復旧作業開始★

NTT西日本

⑯供給状況

・復旧作業開始
・行政等重要ユーザー回線の早期復旧★

TL 7

凡例

・赤字：発信される情報

・紫字：必要な情報

★：機関の重点行動項目

●-----●：相互連絡

住民

①台風情報 ⑪避難情報
②③気象情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
⑦⑩⑪⑫道路交通情報 ⑰現地情報
④⑧雨量・水位情報 ⑱避難完了

報道

①台風情報 ⑦⑩道路交通情報
②③気象情報 ⑨⑫内水氾濫発生状況
④⑧雨量・水位情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況

①台風情報 ⑦⑩道路交通情報
②③気象情報 ⑨⑫内水氾濫発生状況
④⑧雨量・水位情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況

・被害状況の報道★
・ライフラインの状況
報道★
・L字画面による情報提供★

自治体

ホットライン

①台風情報 ⑥洪水予報
②③気象情報 ⑦⑩道路交通情報
④⑧雨量・水位情報 ⑮ホットライン
⑤水防警報 ⑬～⑯ライフライン供給状況

共通

・水防活動の実施
・被害状況の確認
・災害対策本部の強化
・関係機関との連絡（応援要請）
・避難所の開設・運営
・災害対策本部の強化
・要配慮者施設との連絡

米子市

伯耆町

南部町

日吉津村

・消防団による冠水箇所確認
・ライフライン優先復旧の協議
・水害・都市災害への応急措置
・消防団による冠水箇所確認

警察・消防・自衛隊

①台風情報 ⑥洪水予報
②③気象情報 ⑦⑩道路交通情報★
④⑧雨量・水位情報★ ⑨⑫内水氾濫発生状況
⑤水防警報 ⑬～⑯ライフライン供給状況

共通

・住民避難支援
・救助活動の実施
・各機関からの出動要請

警察

・交通規制

消防

・現場での救助活動★

自衛隊

・現場での救助活動（出動要請）

交通

①台風情報 ⑦⑩道路交通情報★
②③気象情報 ⑨⑫内水・外水氾濫発生状況（冠水箇所）
④⑧雨量・水位情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況

共通

・停電対応の実施
・浸水により運行停止
・復旧対応の開始

鉄道

⑪運行情報

バス

⑫運行情報

・運行停止★

要配慮者施設

①台風情報 ⑪避難情報
②③気象情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
⑦⑩⑪⑫道路交通情報 ⑰現地情報
④⑧雨量・水位情報 ⑱避難完了

・安否確認
・避難所支援

民間企業（工場等）

①台風情報 ⑬～⑯ライフライン供給状況
②③気象情報 ⑰現地情報
⑦⑩⑪⑫道路交通情報 ⑱避難完了

【参考】 情報取得手段について（リンク集）

■ 災害・被害に関する情報

- [内閣府](#)
- [消防庁](#)
- [国土交通省](#)
- [国土交通省 中国地方整備局](#)
 - ・ [倉吉河川国道事務所](#)
 - ・ [日野川河川事務所](#)
- [鳥取県](#)
- [米子市](#)
- [伯耆町](#)
- [南部町](#)
- [日吉津村](#)
- [YAHOO!JAPAN\(避難情報\)](#)

■ 河川に関する情報

- [川の防災情報](#)
- [気象庁](#)
 - ・ [指定河川洪水予報](#)
- [鳥取県リアルタイム雨量](#)
 - ・ [河川・道路・カメラ情報](#)

■ 土砂災害に関する情報

- [気象庁](#)
 - ・ [土砂災害警戒情報](#)
- [国土交通省](#)
 - ・ [土砂災害危険箇所](#)
 - ・ [土砂災害速報](#)
- [鳥取県土砂災害警戒情報システム](#)

■ 気象に関する情報

- [気象庁](#)
 - ・ [天気図](#)
 - ・ [天気予報](#)
 - ・ [気象情報](#)
 - ・ [気象衛星](#)
 - ・ [台風情報](#)
 - ・ [気象警報・注意報降水量](#)
 - ・ [風向風速](#)
 - ・ [高解像度降水ナウキャスト](#)
 - ・ [土砂災害警戒判定メッシュ情報](#)
 - ・ [大雨警報\(浸水害\)の危険度分布](#)
 - ・ [洪水警報の危険度分布](#)
 - ・ [解析雨量・降水短時間予報](#)
- [気象庁 鳥取地方気象台](#)
- [国土交通省 防災情報提供センター](#)
 - ・ [雨量レーダー](#)
- [川の防災情報](#)
 - ・ [XRAIN\(雨量情報\)](#)
- [中国電力株式会社](#)
 - ・ [雷情報](#)

■ 海象に関する情報

- [気象庁](#)
 - ・ [海上警報](#)
 - ・ [海水温](#)
 - ・ [潮位観測](#)
 - ・ [波浪観測](#)
- [海上保安庁海洋情報部](#)
 - ・ [潮汐表](#)
- [国土交通省 中国地方整備局](#)
 - ・ [潮位情報](#)
- [リアルタイム ナウファス](#)
([国土交通省港湾局 全国港湾海洋波浪情報網](#))
 - ・ [波・潮位](#)

■ 道路に関する情報

- [公益財団法人日本道路交通情報センター](#)
 - ・ [道路に関する情報 道路交通情報 Now! 【5分おきの道路交通情報】](#)
- [NEXCO西日本グループ](#)
 - ・ [ハイウェイ交通情報](#)
- [国土交通省 中国地方整備局](#)
 - ・ [道路情報提供システム](#)
- [国土交通省](#)
 - ・ [道路防災情報](#)
 - ・ [道路防災情報WEBマップ](#)
([道路に関するハザードマップ](#))
- [鳥取県](#)
 - ・ [鳥取県通行規制情報一覧](#)

■ 交通に関する情報

- [JR西日本](#)
- [日本交通株式会社](#)
- [日の丸自動車株式会社](#)

■ ライフラインに関する情報

- [中国電力](#)
- [米子ガス](#)
- [NTT西日本](#)
- [米子市 水道局](#)
- [伯耆町 地域整備課・上下水道室](#)
- [南部町 上下水道室](#)
- [日吉津村 下水道](#)

■ 報道機関の情報

- [NHK](#)
- [日本海テレビジョン放送](#)
- [山陰放送](#)
- [山陰中央テレビジョン放送](#)
- [中海テレビ放送](#)
- [DARAZコミュニティ放送](#)

■ 新聞社の情報

- [毎日新聞社](#)
- [読売新聞社](#)
- [日本経済新聞社](#)
- [朝日新聞社](#)
- [新日本海新聞社](#)

各情報をクリックすることでサイトへリンクします。

[参考] 日野川水系大規模氾濫時のタイムライン検討会構成機関

座長	鳥取大学大学院 工学研究科 教授 黒岩正光	
構成機関	鳥取県	N T T 西日本(株)鳥取支店
	米子市	米子ガス(株)
	伯耆町	N H K 鳥取放送局
	南部町	日本海テレビジョン放送(株)
	日吉津村	(株)山陰放送
	鳥取県警察本部	山陰中央テレビジョン放送(株)
	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局	(株)中海テレビ放送
	国土交通省 中国地方整備局	(株)D A R A Z コミュニティ放送
	鳥取地方気象台	なんぶ幸朋苑
	陸上自衛隊 第8普通科連隊	ゆうゆう壱番館よなご
	J R 西日本(株)米子支社	よなご大平園
	日本交通(株)米子営業所	グループホームやまもと
	日ノ丸自動車(株)米子支店	博愛会
	中国電力(株)米子電力所	光生会(米子ワークホーム)

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト概要

参考資料 3

本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア、ネットメディアの関係者等が「水防災意識社会」を構成する一員として、それぞれが有する特性を活かした対応策、連携策を検討し、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させる6つの連携プロジェクトをとりまとめ実行する。

○プロジェクト参加団体

＜マスメディア＞

日本放送協会(NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
NPO法人気象キャスターネットワーク
エフエム東京
全国地方新聞社連合会
一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(VICS)

＜ネットメディア＞

LINE株式会社、Twitter Japan株式会社
グーグル合同会社、ヤフー株式会社
NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社

＜行政関連団体＞

一般財団法人マルチメディア振興センター(Lアラート)

＜市町村関係者＞

新潟県見附市

＜地域の防災活動を支援する団体＞

常総市防災士連絡協議会

＜行政＞

国土交通省水管理・国土保全局、道路局
気象庁

○会議の流れ

10月 4日 第1回全体会議
10月11日 第1回WG
10月24日 第2回WG
11月 8日 第3回WG
11月22日 第4回WG
11月29日 第2回全体会議



第1回全体会議
(平成30年10月4日)

○住民自らの行動に結びつける新たな6つの連携プロジェクト ～受け身の個人から行動する個人へ～

課題1 より分かりやすい情報提供のあり方は

A: 災害情報単純化プロジェクト ～災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求～

水害・土砂災害情報統合ポータルサイトの作成、情報の「ワンフレーズマルチキャスト」の推進、
気象キャスター等との連携による災害情報用語・表現改善点検

課題2 住民に切迫感を伝えるために何ができるか

B: 災害情報我がことプロジェクト～災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現～

地域防災コラボチャンネル(CATV×ローカルFM)、新聞からのハザードマップへの誘導、
マイ・ページ機能の導入、テレビ、ラジオ、ネットメディア等が連携した「マイ・タイムライン」普及

C: 災害リアリティー伝達プロジェクト

～画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求～
河川監視カメラ画像の積極的な配信、専門家による災害情報の解説、
ETC2.0やデジタルサイネージ等を活用した道路利用者への情報提供の強化

D: 災害時の意識転換プロジェクト

～災害モードへの個々の意識を切り替えさせるトリガー情報の発信～
住民自らの避難行動のためのトリガー情報の明確化、緊急速報メールの配信文例の統一化

課題3 情報弱者に水害・土砂災害情報を伝える方法とは

F: 地域コミュニティ避難促進プロジェクト

～地域コミュニティの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ～
登録型のプッシュ型メールシステムによる高齢者避難支援「ふるさとプッシュ」の提供、
「避難インフルエンサー(災害時避難行動リーダー)」への情報提供支援

上記課題を具体化させるために

E: 災害情報メディア連携プロジェクト

～災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進～
テレビ・ラジオ・新聞からのネットへの誘導(二次元コード等)、ハッシュタグの共通使用、
公式アカウントのSNSを活用した情報拡散

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト プロジェクトレポートの概要

第1章 プロジェクトの趣旨

平成30年7月豪雨において、浸水想定区域など事前に危険情報が与えられていた地区で多くの被災者発生。こうした状況を踏まえ、情報を発信する行政に加えて、情報を伝える機能を有するマスコミ、ネットメディアの関係者などが、「水防災意識社会」を構成する一員として、広範性、即時性、双方向性、一覧性、高参照性などそれぞれが有する特性を活かした対応策、連携策を検討し、住民避難行動に結びつく災害情報の提供・共有方法を充実し、速やかにその実施を図ることを目的に、プロジェクトを立ち上げ。

○参加団体

<マスメディア>

日本放送協会(NHK)、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
NPO法人気象キャスターネットワーク、エフエム東京
全国地方新聞社連合会
一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(VICS)

<ネットメディア>

LINE株式会社、Twitter Japan株式会社、
グーグル合同会社、ヤフー株式会社
NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

<行政関連団体>

一般財団法人マルチメディア振興センター(Lアラート)

<市町村関係者>

新潟県見附市

<地域の防災活動を支援する団体>

常総市防災士連絡協議会

<行政>

国土交通省水管理・国土保全局、道路局、気象庁

第2章 平成30年7月豪雨にみる住民への情報共有上の課題

- ・住民に危険性を示す情報、避難を促す情報も発信したにもかかわらず、避難行動につながらず、亡くなった方が多かった。
- ・住民は、身に危険が迫るまで避難を決断していない。
- ・災害情報に関心を示していない状況で、情報が直接的に避難に結びついていない。
- ・各種の警告情報が流れる中、どのタイミングで逃げればよいかわからない。
- ・平成30年7月豪雨で亡くなった方の大多数は高齢者。
- ・隣の人や消防団に避難をすすめられるまで、避難していない。

プロジェクトの論点

- ①より分かりやすい情報提供のあり方は
- ②住民に切迫感を伝えるために何ができるか
- ③情報弱者に水害・土砂災害情報を伝える方法とは

第3章 逃げ遅れゼロへのチャレンジ

「水害・土砂災害が迫る中で我々にできること」

3.1 プロジェクトのミッション。我々にできること

3.2 災害情報の一元化・単純化による分かりやすさの追求

- ・気象、水害・土砂災害等の情報一元化
- ・一目で概況がわかるような情報発信
- ・災害情報の「ワンフレーズ・マルチキャスト化」
- ・発信情報の地名や観測所の読み仮名付与
- ・プッシュ型情報をきっかけにブロードキャスト型情報から、リッチなプル型情報に簡単にシームレスに遷移できる体系を構築

3.3 災害情報のローカライズの促進と個人カスタマイズ化の実現

- ・個人の行動を意識したブロードキャストメディア(テレビ・ラジオ)、ネットメディアでのローカル情報の提供
- ・住民一人一人が情報を入手しやすくするよう、ネットメディアによる個人カスタマイズ機能の提供

3.4 画像情報の活用や専門家からの情報発信など切迫感とリアリティーの追求

- ・河川監視カメラ画像等を活用したリアリティーのある河川情報の提供
- ・国土交通省の職員等の専門家によるリアルタイムな解説、状況の切迫性の伝達

3.5 災害モードへの個々の意思を切り替えさせるトリガー情報の発信

- ・トリガー情報の定義によるメディアのメッセージの切り替え
- ・緊急速報メールが「生命に関わる緊急性の高い情報」であることを住民に理解を促す

3.6 災害情報の入手を容易にするためのメディア連携の促進

- ・メディア特性を考慮したメディア間の誘導による住民が情報を入手しやすい環境の創出
- ・テレビ、ラジオからの二次元コードやハッシュタグを通じたネット情報への誘導
- ・地方における行政機関と地方のメディアの連携強化

3.7 地域コミュニティの防災力の強化と情報弱者へのアプローチ

- ・地域の自主防災組織の長、自治会の長等のような災害時にリーダーになれる人達に正しく、切迫感のある情報を届ける
- ・親(高齢者)等が住むふるさとの危険情報を離れた子にメールで通知するよう事前に登録し、子が電話等で避難を促す仕組みづくり

第4章 プロジェクトメンバーの取組

本プロジェクトでは、4回のワーキングを開催し、参加者からそれぞれの災害に関する取組事例を紹介頂き、情報に関する課題や新たな連携の可能性について意見交換を実施。
各参加者による具体的な取組事例については、プロジェクトレポートに詳述。

第5章 住民自らの行動に結びつける

新たな6つの連携プロジェクト

A: 災害情報単純化プロジェクト

- ①水害・土砂災害情報統合ポータルサイトの作成
- ②DiMAPSによる災害ビッグデータを含む事前情報・被害情報の一元表示
- ③一元的な情報伝達・共有のためのLアラート活用
- ④「ワンフレーズ・マルチキャスト」の推進
- ⑤災害情報(水害・土砂災害)用語・表現改善点検会議の実施
- ⑥天気予報コーナー等での水害・土砂災害情報の平常時からの積極的解説
- ⑦災害の切迫状況に応じたシームレスな情報提供

B: 災害情報我がことプロジェクト

- ⑧地域防災コラボチャンネルの普及促進
- ⑨水害リスクラインによる地先毎の危険度情報の提供
- ⑩ダム下流部のリスク情報の共有
- ⑪ダムの状況に関する分かりやすい情報提供
- ⑫天気予報コーナー等での地域における災害情報の平常時からの積極的解説
- ⑬テレビ、ラジオ、ネットメディア等と連携した「マイ・タイムライン」の普及促進
- ⑭マイ・ページ ～一人一人が必要とする情報の提供へ～
- ⑮スマホアプリ等の活用促進に向けた災害情報コンテンツの連携強化

C: 災害リアリティー伝達プロジェクト

- ⑯河川監視カメラ画像の提供によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信
- ⑰ETC2.0やデジタルサイネージ等を活用した道路利用者への情報提供の強化
- ⑱水害・土砂災害情報を適切に伝えるため専門家による解説を充実

D: 災害時の意識転換プロジェクト

- ⑲住民自らの避難行動のためのトリガー情報の明確化
- ⑳緊急速報メールの重要性の住民への周知
- ㉑緊急速報メールの配信文例の統一

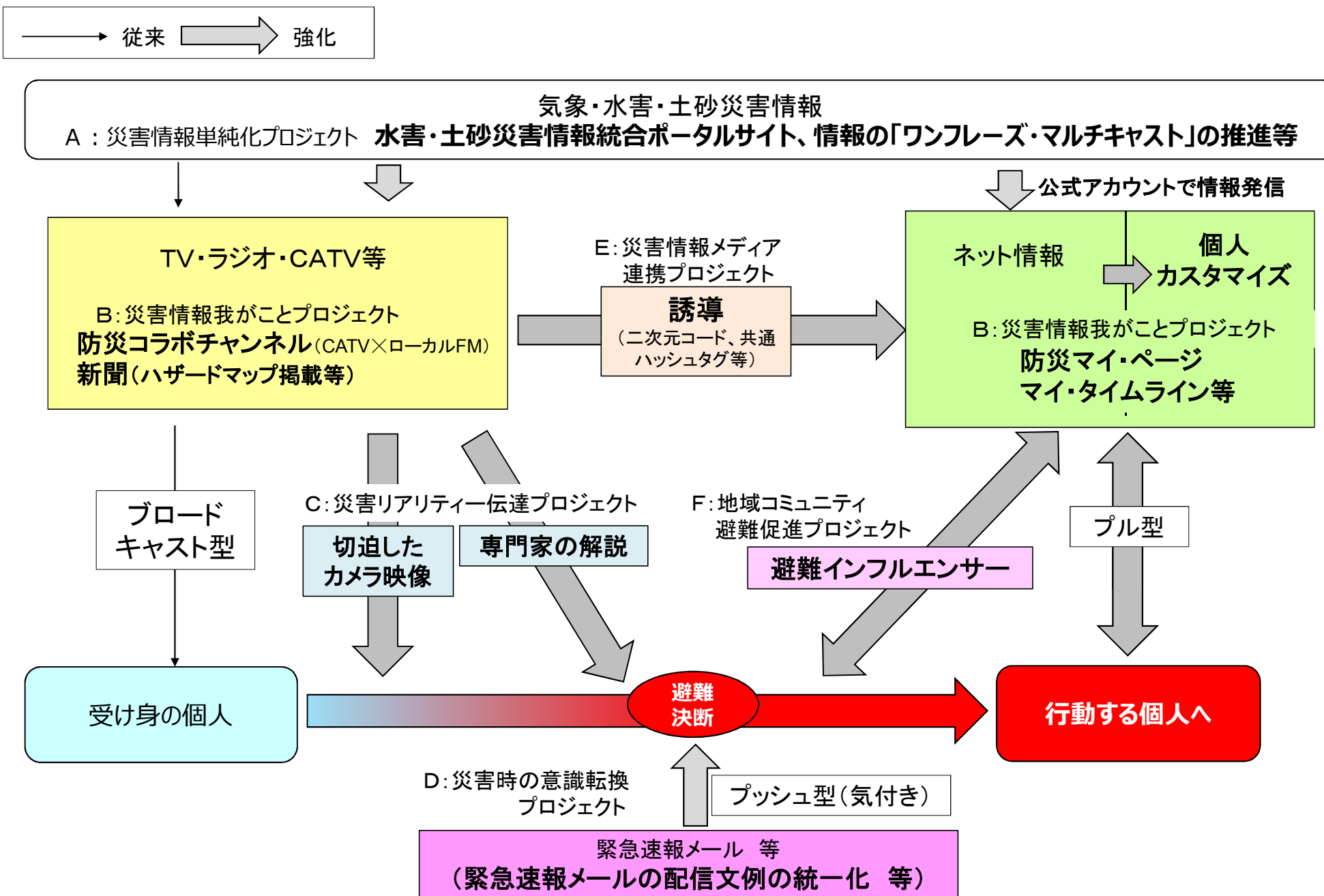
E: 災害情報メディア連携プロジェクト

- ㉒新聞等の紙メディアとネットメディアの連携
- ㉓テレビ等のブロードキャストメディアからネットメディアへの誘導
- ㉔様々なメディアでの行政機関の災害情報サイトの活用
- ㉕災害情報のSNSへの発信力の強化
- ㉖行政機関によるSNS公式アカウントを通じた情報発信の強化
- ㉗ハッシュタグの共通使用、公式アカウントのリンク掲載による情報拡散
- ㉘SNS等での防災情報発信及びリツイート
- ㉙災害の切迫状況に応じたシームレスな情報提供【再掲】
- ㉚地方におけるメディア連携協議会の設置
- ㉛水害・土砂災害情報のオープンデータ化の推進

F: 地域コミュニティ避難促進プロジェクト

- ㉜「避難インフルエンサー(災害時避難行動リーダー)」となる人づくり
- ㉝登録型のプッシュ型メールシステムによる高齢者避難支援「ふるさとプッシュ」
- ㉞電話とAIを用いた災害時高齢者お助けテレフォンの開発
- ㉟ETC2.0やデジタルサイネージ等を活用した道路利用者への情報提供の強化供【再掲】

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト 取組概念図



協議会運用に関連する通知等について

参考資料 4

①

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた
「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について

＜H31.1.29発出＞

（計調室）

①-1 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた
「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について

＜H31.4.26 整備局長＞

—— 緊急行動計画の取組に関する通知
..... 協議会運用通知で言及している取組に関する通知

②

大規模氾濫減災協議
会の運用について

△ H 31・3・29 発出 V

（計調室）

⑦

今後の水害・土砂災害
情報に関する提供・伝
達方法の充実について

△ H 31・3・29 発出 V

（情企室）

⑧

行政機関とマスメ
ディアとの連携の場
の設置について

△ H 31・3・29 発出 V

（情企室）

都道府県管理河川における水害対応タイムラインの今
後の進め方について

△ H 31・3・7 発出 V

（保企室）

⑨

洪水時に水害情報を適切に伝えるための解説に向け
た取組について

△ H 31・3・29 発出 V

（保企室）

④

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組
について（厚労省連名）

△ H 31・3・7 発出 V

（水防室）

③

⑤（参考）

水防法土砂法に基づく避難確保計画の作成及び訓練の
実施の徹底について（文科省連名）

△ H 31・3・7 発出 V

（水防室・防災課）

⑥

学校における避難確保計画の作成及び避難訓練を通
じた防災教育の支援について

△ H 31・3・7 発出 V

多機関連携型タイムラインについて

（地対室）

⑩

水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画に基づ
くダムに関する取組について

△ H 31・4・1 発出 V

（流水室）

土砂災害防止法に基づく緊急避難行動の充実・強化
等について

△ H 30・12・21 発出 V

（砂計課）

事務連絡
令和元年 5月13日

各ダム管理事務所長 様
各河川関係事務所（技）副所長 様

水災害予報センター長 

水災害対策センター長 

「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画について

標記について、平成31年1月29日付け水管理・国土保全局長より通知のありました「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について」に関する一連の文書を下記のとおり取りまとめましたので、より一層の充実・加速化をお願いします。

なお、各通知文書の今後の進め方及び数値目標等について、別添「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧」のとおりとなっていますので対応方よろしく願いいたします。

記

0. 水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画について

別紙-1「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画について」及び別紙-2「協議会運用に関連する通知等について」

1. 通知文書一覧

- ①「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について
- ②水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について
- ③水害からの高齢者避難行動理解促進に向けた取組について
- ④水害からの高齢者避難行動理解促進に向けた取組の実施状況等報告について【参考送付】【平成31年4月17日依頼済】
- ⑤水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について【参考送付】【平成31年3月2

5日発出済】

- ⑥学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援について【参考送付】
- ⑦平成30年7月豪雨を受けた今後の水害・土砂災害情報に関する提供・伝達方法の充実について
- ⑧行政機関とマスメディアとの連携の場の設置について
- ⑨洪水時に水害情報を適切に伝えるための解説に向けた取組について
- ⑩「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画に基づくダムに関する取組【参考送付】
【河川管理課より発出】

2. 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧（別紙）

国 水 政 第 94 号
国 水 河 計 第 79 号
国 水 環 第 180 号
国 水 治 第 159 号
国 水 防 第 465 号
国 水 下 流 第 9 号
国 水 海 第 144 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県・政令指定都市
水防担当部長・下水道担当部長
各地方整備局河川部長・建政部長
北海道開発局建設部長・事業振興部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人水資源機構ダム事業部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
水政課長
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
防災課長
流域管理官
海岸室長

水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく
「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成 29 年 6 月 19 日に施行された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）においては、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。

大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところである。さらに、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」（以下「答申」という。）を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築を充実・加速させるため、大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）の組織、運営等については下記の事項に十分留意して適切な運用に努められ

るとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水災害対策に万全を期されるようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

なお、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号、国水河計第 13 号、国水環第 20 号、国水治第 26 号、国水防第 52 号）は、廃止する。また、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）の記の第一 3（1）中「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号・国水河計第 13 号・国水環第 20 号・国水治第 26 号・国水防第 52 号）」とあるのは「「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日国水政第 94 号・国水河計第 79 号・国水環第 180 号・国水治第 159 号・国水防第 465 号・国水下流第 9 号・国水海第 144 号）」と読み替えるものとする。

記

1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

2. 協議会の設置

大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。

なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により

組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。

同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。

また、協議会の対象とする河川の洪水浸水想定区域での被害を軽減するために調整が必要な雨水出水災害、高潮災害、これらが同時生起した場合の対策の取組や、土砂災害に関して連携強化のための情報共有が必要な取組についても協議会の取組に含まれることとする。

協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

(1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必

要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
- ・ 雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対策に係る調整又は共有等が必要な機関
- ・ 下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）
- ・ 高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等

なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。

（２）都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

ア 当該都道府県知事

当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。

イ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

エ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する气象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者

その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
- ・ 雨水出水災害、高潮災害、土砂災害等による被害の防止・軽減のための対

策に係る調整又は共有等が必要な機関

- ・ 下流域に情報提供が必要なダム管理者（利水ダムを含む）
- ・ 高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる地域包括支援センター等

また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。

なお、当該河川の存する市町村の長は当該対象河川沿川の高齢者の避難等も含め、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、高齢者福祉部局と連携し、適切に対応されたい。

6. 協議会の取組が対象とする外力

協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。

7. 協議会の取組内容

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じた必要な取組について協議等を行うものとする。

なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。

（１）協議会での取組事項

① 円滑かつ迅速な避難のための取組

①－１ 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
 - ・ 洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

- イ 高潮時における都道府県からの情報提供等

- ・高潮時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、高潮時に都道府県等から市町村に提供する海岸状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に海岸の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

ウ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府（防災担当））を参考に、市町村が定めた洪水時又は高潮時における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。
- ・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。
- ・水害対応タイムラインを活用して実施した訓練等で明らかになった課題を踏まえて、水害対応タイムラインの見直しを行うとともに、内容を共有する。
- ・ダム下流域の河川において、ダムの洪水調節機能等を踏まえ、市町村や住民が行う避難に関する防災行動を整理した避難勧告着目型タイムラインを作成し、共有するとともに、ダム管理者から発信される放流やダムの貯水位等の情報の意味等、その内容を共有する。

エ 多機関連携型タイムラインの拡充

- ・公共交通事業者やマスコミ、利水ダム管理者等の多様な関係機関が連携して、地域ブロック単位が多機関連携型タイムラインを作成するとともに、その運用状況を確認する。

オ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知促進

- ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・水位周知下水道の指定を行う下水道について共有する。
- ・水位周知海岸の指定を行う海岸について共有する。

カ I C T等を活用した洪水情報の提供

- ・「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」等、国や都道府県が有している河川水位や C C T V カメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。
- ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。

キ 防災施設の機能に関する情報提供の充実

- ・ダム、堤防等の整備効果や現時点で有する機能等を共有する。

ク ダム放流情報を活用した避難体系の確立

- ・ダムの操作やその際に提供される情報とその意味等について共有する。

ケ 避難計画作成の支援ツールの充実

- ・各市町村等に対し、利活用が図られるよう浸水ナビの機能を周知するとともに、浸水ナビを活用した利活用事例を収集し、取組内容や使用した結果について共有する。

コ 隣接市町村等への広域避難体制の構築

- ・各市町村において洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時又は高潮災害時の連絡体制等について検討・調整する。

サ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。
- ・「講習会の企画調整及び運営マニュアル～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～」(平成 30 年 3 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)等を参考に、市町村における講習会プロジェクトの実施について検討・調整する。

①ー 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

ア 浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表

- ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。
- ・ダム管理者によるダム下流部の浸水想定図の作成・公表の予定を共有する。
- ・都道府県又は市町村による想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図の作成・公表の予定を共有する。
- ・各種浸水想定区域図等が作成された場合は当該浸水想定区域図等を共有する(なお、共有された浸水想定区域図等については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。)

イ ハザードマップの作成、周知、活用

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップ、想定最大規模降雨に係る雨水出水浸水想定区域図を踏まえた内水ハザードマップ、想定最大規模高潮に係る高潮浸水想定区域図を踏まえた高潮ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。

- ・各種ハザードマップが作成された場合は、当該ハザードマップを共有する。
- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成 28 年 4 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。

ウ 浸水実績等の周知

- ・水位周知河川等に指定されていない中小河川における、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）を用いた水害リスクの周知の取組に関し、全国の代表的な取組事例を市町村へ提供するとともに、流域内の各構成員が保有する浸水実績等について共有する。

エ ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実

- ・ハザードマップポータルサイトについて、公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域（想定最大規模）、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域等を掲載し、提供する情報の充実を図ることとしている。ハザードマップポータルサイトを通じた水害リスク情報の提供が図られるよう、取組内容について共有する。

オ 災害リスクの現地表示

- ・各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成 29 年 6 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。
- ・まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。

カ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実

- ・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。

キ 防災教育の促進

- ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。
- ・水防法に基づき市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に定められた小学校、中学校等に対して、避難確保計画の策定、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援を実施するとともに、先進的な取組について共有する。

ク 避難訓練への地域住民の参加促進

- ・関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、これまでの実施状況や様々な工夫、今後の予定を共有する。

ケ 共助の仕組みの強化

- ・自主防災組織、福祉関係者、水防団、水防協力団体等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例を共有し、より充実した取組を検討・調整する。
- ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組について検討・調整するとともに、その取組状況について共有する。
- ・要配慮者利用施設への避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

コ 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進

- ・協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。

①－３ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

ア 洪水予測や水位情報の提供の強化

- ・危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。

※危機管理型水位計：国土交通省が開発した、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。

- ・河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。
- ・ダムの放流警報施設等について、市町村よりその開放の要請があった場合は、放流警報等の趣旨を踏まえつつ、ダム管理者として必要な情報伝達に支障とならない範囲で開放することが可能であることを情報共有する。

※「ダム放流警報施設、電光掲示板等河川管理施設の開放について」（平成 17 年 3 月 28 日国河流第 19 号、国河治第 211 号）を参照。

イ 危機管理型ハード対策の実施

- ・危機管理型ハード対策（※）の概ね 5 年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。

※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策

ウ 河川防災ステーション等の整備

- ・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。

エ 避難場所、避難経路及び応急的な退避場所の整備

- ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、

避難経路の整備に加えて、応急的な退避場所の必要性に関する市町村の検討結果を踏まえ、新たに退避場所の整備を行う場合、国・都道府県管理河川の工事等による建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整する。

- ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先を設定する上での調整内容や協定の締結方法等について共有する。

② 被害軽減のための取組

②－１ 水防体制に関する事項

ア 重要水防箇所の確認

- ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。

イ 水防資機材の整備等

- ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。
- ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。

ウ 水防訓練の充実

- ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。

エ 水防に関する広報の充実

- ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。

オ 水防団間での連携、協力に関する検討

- ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。

②－２ 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実

- ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。

イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

- ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。

ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。

- ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。

③ 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等

- ・洪水浸水想定区域内又は高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時又は高潮時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時又は高潮時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。

イ 浸水被害軽減地区の指定

- ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。

④ 防災施設の整備等

ア 重要インフラの機能確保

- ・各構成員がそれぞれ又は連携して実施する防災施設の整備等の実施状況や今後の予定等について共有する。

⑤ その他

ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化

- ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。

イ 災害情報の共有体制の強化

- ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。

(2) 分科会や幹事会等の設置

協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効である。

(3) 「地域の取組方針」の作成

協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね5年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。

(4) 協議事項の尊重義務

協議会で、当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減のため必要な協議の結果調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

(5) 取組内容の公表

協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

(6) 関係者との連携

多くの関係者との事前の備えを図るため、以下の関係者との連携の強化に努められたい。

① マスメディアや情報通信企業等との連携について

地域のリスクや防災施設の効果とその限界、水害・土砂災害情報等について、テレビや新聞、ラジオ、ネットメディア等のそれぞれが有する特性を活かして発信・伝達することによって、住民の理解と行動につながるよう、マスメディアや情報通信企業等との連携強化に努められたい。

② 土砂災害対策に関する連絡会との連携について

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生する現象である土砂・洪水氾濫等の被害軽減に資する取組に関しては、市町村の防災担当者や自主防災組織等の防災リーダーの土砂災害に関する知識の習得等を支援するための連絡会との連携強化に努められたい。

8. 取組内容のフォローアップ

毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。

9. 当面のスケジュール

協議会において、「7. 協議会の取組内容」を踏まえ、必要に応じて2019年出水期までを目途に「地域の取組方針」の見直しを行うことを目標に取組を進める。

10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口

各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口にお問い合わせされたい。

別紙－１

〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

(注) 当該記載例は「都道府県大規模氾濫減災協議会」を想定したものである。また、あくまで記載例のため、適宜内容を追加するなどの対応を図られたい。

(設置)

第〇条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「〇〇川圏域 大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(注) 協議会の名称については、その趣旨及び地域の実情等に鑑み、設置主体の裁量により決定されたい。なお、上記の通り、規約中に水防法に基づく協議会であることを明記することにより、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付した場合でも法定協議会として扱うことが可能である。

(目的)

第〇条 協議会は、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して〇〇川圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(注) 協議会は、「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会」であることや、平成 30 年 7 月豪雨を受けて、答申において「多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え」とされたことを踏まえ、決定されたい。

(協議会の対象河川)

第〇条 協議会は、△△川、□□川、…その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。

(注) 協議会の検討対象となる洪水予報河川及び水位周知河川については、具体河川名をもって協議会の検討対象であることを明記する。なお、対象河川数が多い場合は別紙にて整理することも有効である。洪水予報河川又は水位周知河川以外の河川についても協議会の検討対象とする場合には、「その他〇〇川圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする」等としてその旨を明らかにする。

(協議会の構成)

第〇条 協議会は、別表〇の職にある者をもって構成する。

(注) 法定協議会の構成員には水防法第 15 条の 10 第 2 項第 1 号から第 5 号までに基づく必須構成員が含まれる必要があることに注意されたい。また、協議会の取組を実効性あるものにするためにも、必要に応じて分科会や幹事会等についても位置づけられたい。

(協議会の実施事項)

第〇条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(注) 上記はあくまで事例であり、協議会の趣旨及び地域の実情等に応じた必要な取組について、協議会の裁量により決定されたい。

(協議会資料等の公表)

第〇条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(注) 協議会の資料、議事、取組状況等については、減災に関して広く住民等へ周知を図る観点から各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努められたい。

(雑則)

第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第〇条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

事 務 連 絡
平成31年3月7日

北海道開発局 河川企画官 殿
各地方整備局 河川調査官 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

参考資料 4-3-1

水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）

「水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について」（平成31年3月7日老振発0307第1号国水環第195号各都道府県高齢者福祉部局長、各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長あて厚生労働省老健局振興課長、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知）により、大規模氾濫減災協議会において水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施するよう通知しているところです。

つきまして、貴職におかれては、管内都道府県が上記通知に基づき取組を進めるにあたり必要な助言を実施する等、各都道府県大規模氾濫減災協議会においても、これら取組が促進されるよう積極的に支援をお願いします。

老振発 0307 第 1 号
国水環第 195 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長
各都道府県水防担当部局長
国土交通省各地方整備局河川部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
(公印省略)

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）

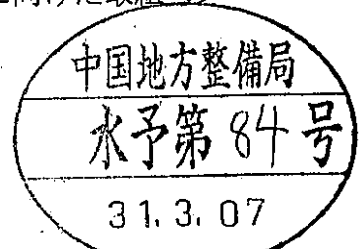
水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組[※]の実施及びその状況を共有する



※取組例

- 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 桜井（内線 3982）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-5292-7894

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峰（内線 35453）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

事務連絡
平成31年3月7日

北海道開発局	流域治水専門官 殿
	河川情報管理官 殿
	地域事業管理官 殿
各地方整備局	河川計画課長 殿
	水災害予報センター長 殿
	地域河川課長 殿
沖縄総合事務局	河川課長 殿
	低潮線保全官 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室
課長 補佐

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の
実施状況等報告について（依頼）

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組については、「「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について」（平成31年1月29日国水河計第78号各都道府県知事・政令指定市長、各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、独立行政法人水資源機構理事長あて国土交通省水管理・国土保全局長通知）に基づき取組を進めて頂いているところですが、今般、「水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について」（平成31年3月7日老振発0307第1号国水環第195号各都道府県高齢者福祉部局長、各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長あて厚生労働省老健局振興課長、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知）が通知されたことを踏まえ、本取組について大規模氾濫減災協議会（都道府県管理河川含む）毎に継続的にフォローアップするとともに、その実施状況等について下記の通り報告をお願いします。

1. 報告事項

各大規模氾濫減災協議会及び各都道府県大規模氾濫減災協議会における下記取組の実施状況・実施予定及び実施概要

- ① 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施
- ② 地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置
- ③ 協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組※の実施およびその状況を共有

※取組例

- 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

なお、『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画』では、

- ・各大規模氾濫減災協議会及び各都道府県大規模氾濫減災協議会において 2019 年出水期までに、①、②を実施
- ・各大規模氾濫減災協議会において 2019 年出水期までに、③を 1 例以上実施

することとしておりますので、お取り計らいのほどお願いいたします。

2. 提出方法・提出期限

提出方法及び提出期限については、別途依頼予定の「水防法に基づく各種施策に係るフォローアップ調査について（依頼）」にて、詳述します。

3. 提出及び問合せ先

水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室
課長補佐 峰 （内線 35453）
水防調査係長 山川 （内線 35459）

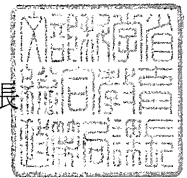


30 教参学第 12 号
国水環第 190 号
国水地第 20 号
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県・各指定都市教育委員会防災教育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公立高等専門学校事務局
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公立高等専門学校担当課長
各都道府県専修学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
附属学校及び専修学校を置く各国公立
大学法人担当課長
各都道府県認定こども園主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

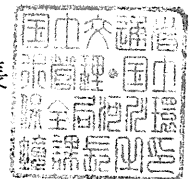
殿

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長



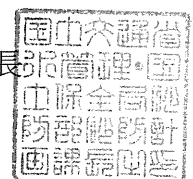
(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に
基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）

平成 29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた学校は、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施を義務付けられております。また、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた

水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（平成 30 年 12 月中央防災会議 防災対策実行会議 平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ）」において、小学校・中学校等における防災教育や避難訓練の重要性が改めて指摘されたところです。

（参考）

○平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

市町村地域防災計画において要配慮者利用施設として定められている小学校・中学校等の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、市町村へ提出する義務があります（水防法第 15 条の 3 第 1 項、土砂災害防止法第 8 条の 2 第 1 項）。未提出の学校がある場合は、自治体及び所管の教育委員会等で役割を確認し、適切に連携するとともに、早急に避難確保計画を作成し市町村への提出を求めてください（同一の学校が水防法に基づく要配慮者利用施設及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の両方に該当する場合もあります）。

なお、既に危険等発生時対処要領（学校保健安全法第 29 条第 1 項に規定する危険等発生時対処要領。以下「危機管理マニュアル」という。）を作成している学校においては、危機管理マニュアルに水防法施行規則第 16 条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第 5 条の 2 に掲げる事項を追記することで、避難確保計画とすることができます。具体的な記載については以下に示す避難確保計画作成の手引き等を参考にすることができます。

（参考）

○避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮）

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201706.pdf

○要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

<http://www.mlit.go.jp/common/001189252.pdf>

また、水防法第 15 条の 3 第 5 項及び土砂災害防止法第 8 条の 2 第 5 項より、要配慮者利用施設に該当する学校の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき訓練を実施することが義務付けられておりますので、毎年、出水期（梅雨や台風の時期）を迎える前までを目途に水害・土砂災害を想定した訓練を実施するよう所管又は所轄の学校へ指導をお願いします。その際、子供のころから地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等について知ることが重要であることから、避難訓練と併せて防災教育を実施するよう指導をお願いします。

2019 年出水期までに避難確保計画の作成、避難訓練及び防災教育の実施が困難な学校については、2019 年度中に、水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画に求められる事項を満たすよう危機管理マニュアルを適切に改訂するとともに、2020 年度の年間計画において、同年の出水期前までに水害・土砂災害を想定した避難訓練や防災教育を実施するよう計画を立てるなど、適切な対応がとられるよう指導をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人担当課においては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課においては、所管又は所轄の要配慮者利用施設に該当する専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して対し、厚生労働省の専修学校主管課においては、所管の専修学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

なお、本件に関連して、関係省庁より地方整備局、气象台、地方公共団体の防災部局に対し、別添のとおり通知していることを申し添えます。

【問い合わせ先】

○学校関係

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室

室長補佐 打田
防災教育係長 中鉢

TEL : 03-5253-4111 (内線 2670) FAX : 03-6734-3719

○水害関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤 (内線 35439)

津波水防係長 西 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

○土砂災害関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松下 (内線 36152)

地震対策係長 辻 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

（参考）関係条文

○水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（抄）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一～三 （略）

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ （略）

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ （略）

五 （略）

2～3 （略）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～4 （略）

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6～7 （略）

○水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）（抄）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三 （略）

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五・六 （略）

2・3 （略）

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～4 (略)

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）（抄）

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

北海道開発局	事業振興部	防災課長補佐	殿
	建設部	河川情報管理官	殿
		地域事業管理官	殿
各地方整備局	企画部	防災課長	殿
	河川部	地域河川課長	殿
		水災害予報センター長	殿
沖縄総合事務局	開発建設部	防災課長	殿
		河川課長	殿

水管理・国土保全局

	河川環境課	企画専門官
	河川環境課水防企画室	課長補佐
	防災課	課長補佐
砂防部	砂防計画課地震・火山砂防室	企画専門官
		課長補佐

学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び
避難訓練を通じた防災教育の支援について（通知）

平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、市町村の地域防災計画に位置づけられた学校については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられることとなりました。また、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多様な主体で備える緊急対策～ 答申（平成 30 年 12 月 社会資本整備審議会 河川分科会 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会）」及び「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について（報告）（平成 30 年 12 月 中央防災会議 防災対策実行会議 平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ）」において、小学校・中学校等における防災教育や避難訓練の重要性が改めて指摘されたところです。

学校における避難確保計画の作成、同計画に基づく訓練の実施及び防災教育の実施については、大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」という。）等において支援していただいているところですが、取組を確実に推進するため、別添のとおり、自治体の学校所管部局に対して文部科学省との連名通知「水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）」を发出しました。

つきましては、学校や自治体の学校所管部局からの相談や説明会等への講師派遣依頼に対して積極的に対応するなど、学校における避難確保計画の作成等が促進されるよう支援していただきますようお願いします。また、学校における避難訓練を通じた防災教育の実施にあたっては、「水災害からの避難訓練ガイドブック」（平成 30 年 6 月）等を活用し、教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら積極的に支援していただきますようお願いします。さらに、先進

的な事例については、協議会等の場を活用し共有を図るなど、取組の充実に向けて努めていただきますようお願いいたします。

(参考)

○大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について ～複合的な災害にも多様な主体で備える緊急対策～ 答申

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/daikibokouikigouu/pdf/daikibokouikigouu_toushin_honbun.pdf

○平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について（報告）

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

○水災害からの避難訓練ガイドブック

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/pdf/guidebook.pdf>

担当：水管理・国土保全局

（避難確保計画の作成及び訓練等に関すること）

河川環境課水防企画室 課長補佐 相澤、津波水防係長 西

電話：03-5253-8460（内 35439、35457） FAX：03-5253-1603

砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 松下、地震対策係長 辻

電話：03-5253-8468（内 36152、36154） FAX：03-5253-1610

（防災教育に関すること）

防災課 課長補佐 伊藤、災害復旧企画調整係長 相原

電話：03-5253-8457（内 35722、35729） FAX：03-5253-1607

河川環境課 企画専門官 梶井、河川環境教育係長 吉村

電話：03-5253-8447（内 35432、35433） FAX：03-5253-1603

砂防計画課地震・火山砂防室 課長補佐 丹羽、砂防情報係長 沼尾

電話：03-5253-8468（内 36153、36155） FAX：03-5253-1610

府政防第284号
消防災第47号
平成31年3月7日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援について（通知）

平素より防災行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討することを目的に、中央防災会議の下に平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループを設置し、平成30年12月に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について（報告）」（以下、「報告書」という。）をとりまとめました。

報告書では、今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言として、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進が示され、その中の実施すべき主な取組の一つとして、学校における防災教育と避難訓練の連携の重要性が指摘されたところです。

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、同法に基づき市町村の地域防災計画に位置づけられた学校については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられたところであり、学校における警戒避難体制の構築が進められています。

また、平成31年度からは市町村の防災訓練の実施に要する経費について、地方交付税措置を拡充することも予定しており、学校における防災訓練に積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

つきましては、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するため、県・市町村の防災担当部局において、

- ・ハザードマップの見方、避難場所や避難経路の選び方、避難勧告等の防災情報の意味の教示
- ・避難訓練の計画等の助言
- ・災害・避難カードの作成支援
- ・市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられた学校についての学校所管部局への情報提供

等について積極的に支援していただきますようお願いします。なお、防災教育の支援にあたっては、「地域における防災教育の実践に関する手引き」（平成 27 年 3 月）等も参考に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本件に関しては、関係各府省庁より地方公共団体の学校所管部局等に対して別添のとおり通知されておりますので、小学校・中学校等より避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育について助力を求められた場合は、柔軟に対応するようお願いいたします。

貴殿におかれましては、本通知内容を貴都道府県内の市町村に周知していただきますようお願いいたします。

（参考）

○平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

○災害・避難カード事例集

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html

○地域における防災教育の実践に関する手引き

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html>

【本件担当】

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

参事官補佐 磯部 良太

主 査 宮下 妙香

T E L : 03-3501-5693 (直通)

消防庁 国民保護・防災部 防災課

災害対策官 外圍 暖

防災企画係長 和田 紘一

T E L : 03-5253-7525 (直通)

添 付 物 あ り
事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 7 日

各管区気象台総務部業務課長 殿
沖縄気象台業務課長 殿

気象庁総務部総務課広報室長
企画課防災企画室長
情報利用推進課長補佐

学校における避難確保計画の作成、計画に基づく避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の支援について

学校を含む要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援については、平成 29 年 8 月 29 日付け事務連絡「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集の公表について」で依頼しているところですが、この度、文部科学省総合教育政策局及び国土交通省水管理・国土保全局から各都道府県・各指定都市教育委員会等に対し、別添のとおり平成 31 年 3 月 7 日付けで避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の徹底について通知されました。この中で、避難訓練の実施に際しては、併せて防災教育を実施するよう依頼されています。

気象庁では、防災教育の充実についてこれまでも文部科学省等と連携して全庁的に取り組んできているところですが、各管区・沖縄気象台等においては、引き続き、教育委員会、学校、地方整備局、都道府県及び市町村の防災担当部局等と連携・協力し、小学校・中学校等より避難確保計画の作成、避難訓練について助力を求められた場合は柔軟に対応するとともに、別紙のとおり防災教育の充実に向けた取組の強化をお願いします。

気象庁総務部企画課防災企画室

担当：羽田、小寺

問合せ先：03-3212-8341（内線 2361, 2362）

jhada@met.kishou.go.jp

写し文書送付先：総務部人事課、予報部業務課、観測部計画課、地震火山部管理課、
地球環境・海洋部地球環境業務課、
気象研究所、気象大学校、気象衛星センター

（別紙）水害・土砂災害に関する防災教育の充実に向けた取組

1. 取組方針

- ① 小学校・中学校等が行う避難訓練や防災授業の機会を捉え、出前講座や訓練協力など積極的な防災教育を推進すること。
- ② 教育委員会や市町村の防災担当部局、地方整備局等の関係機関と連携し、効果的かつ効率的に取り組むこと。また、この取組を契機に各機関との関係構築をさらに進めること。
- ③ 各学校における年間指導計画の策定スケジュール等、学校教育現場の実情を理解して取り組むこと。

2. 具体的な取組内容

- ① 学校での出前授業・気象庁大雨ワークショップの実施
- ② 教育委員会主催の教員研修会等の機会を利用するなど、学校の教職員への普及啓発
- ③ 日本赤十字社の青少年赤十字活動との連携による防災授業の実施

など

学校関係者向け

水災害からの 避難訓練 ガイドブック



事務連絡

平成31年3月29日

北海道開発局 河川計画課長 殿
河川管理課長 殿
各地方整備局 河川部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
独立行政法人水資源機構 ダム事業部長 殿

水管理・国土保全局

河川計画課 河川情報企画室長
河川環境課 河川保全企画室長
河川環境課 流水管理室長
河川環境課 水防企画室長
砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室長

平成30年7月豪雨を受けた 今後の水害・土砂災害情報に関する提供・伝達方法の充実について

平成30年7月豪雨は、広範な地域で多くの被害をもたらしたところであるが、一方で、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内においても甚大な被害を受けたことに鑑み、今後の水害・土砂災害情報の提供・伝達方法を充実させることを目的として、平成30年10月に「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」を立ち上げたところである。

本プロジェクトでは、情報を発信する行政と情報を伝えるマスメディア・ネットメディア等の関係者が連携し、広範性、即時性、双方向性、一覧性、高参照性等それぞれのメディアが有する特性を活かした住民への水害・土砂災害情報の伝達に関する対応策、連携策について検討し、平成30年12月にプロジェクトレポートをとりまとめた。

については、本プロジェクトレポートを踏まえ、今後は、災害情報の一元化・単純化、災害情報の地域情報の充実と個人に向けた適切な情報提供を充実するとともに、さらなる画像情報の活用や専門家からの情報発信等を行い切迫感の追求やメディア連携を促進させるとともに、地域コミュニティにおける防災力の強化や情報弱者への支援を充実させることとし、マスメディア・ネットメディア等の関係者と連携して、下記事項に留意し、受け手の立場に立った水害・土砂災害情報の充実について適切に取り組まれない。

記

1. マスメディア・ネットメディアへの災害情報の積極的な提供について

避難行動につながる情報として、災害の切迫性を適切に伝える身近な地域の情報が有効であることから、河川監視カメラ等の画像を積極的に配信すること。

河川監視カメラ等の画像の配信にあたっては、地域のケーブルテレビ事業者やテレビ放送局との連携を図り、テレビ放送等メディアを通じた配信に積極的に取り組まれない。

また、洪水時におけるダム状況等をわかりやすく伝えるため、上記テレビ局に加え、ウェブサイト等の活用も含めた情報提供の手段を充実させること。

さらに、災害の切迫性を住民に適切に伝えるため、国土交通省職員自らが専門家の立場として災害情報を解説する取組を進めること。

2. 災害情報の状況に応じた多様なメディアの活用について

不特定多数に一斉に情報を提供する新聞やテレビ、ラジオ等のマスメディアは、災害が差し迫る状況を広く周知し、注意喚起するのに適しており、ネットメディアは、住民それぞれに関連した地域性の高い情報を個人毎に届けるのに適している。そのため、それぞれのメディアの特性を活かし、例えば、災害が近づいている際に新聞、テレビ等のマスメディアからネットメディアに個人を誘導することで、個人は多様な確かな情報を入手することが可能となる。

そのため、新聞への防災情報の解説記事の掲載に合わせて防災関連ウェブサイトの URL の二次元コードを掲載してもらうなど、インターネット情報に誘導する取組を推進すること。なお、全国地方新聞社連合会には同趣旨を伝達しているところである。

また、平時から、洪水ハザードマップ等を使って地域の水害・土砂災害ハザード・リスク情報について気象情報番組で解説していただける関係を構築する等、メディア関係者との連携強化を図ること。

3. ソーシャルネットワーキングサービスでの発信力の強化について

Twitter や LINE、Facebook 等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)は、社会的にも認知され、災害時の情報発信・収集手段として行政機関や報道機関の活用も広まっており、発信元が確かな公式アカウントからの災害情報の発信を充実させていくことが重要である。

ついては、SNS を通じた情報発信力強化のため、地方整備局等及び河川等事務所においては、Twitter 等の SNS 公式アカウントを開設するとともに、平時からの公式アカウントの情報発信に加え、災害時にも利用者へ信頼性の高い災害情報を随時提供

するよう努めること。

また、各地方整備局等で作成している防災関連ウェブサイトにおいては、SNS 上への共有を想定した構造、内容とすることが望ましい※¹。

なお、SNS 活用にあたっては、SNS 事業者のプライバシーポリシー及び各地方整備局等のセキュリティポリシーを確認しておくこと。

4. 緊急速報メールの効果的な活用について

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信については、緊急性と内容的確に伝わるよう簡潔かつ適切な表現で配信すること。

また、緊急速報メールの重要性について、日頃より自治体の広報誌やテレビやラジオ等のメディアと連携し地域住民に対して周知するよう努めること。

5. 災害情報を伝える際の表現の工夫及び伝達の効率化について

水害・土砂災害情報について、情報配信の際には、極力短いフレーズで意味を伝えられるように言葉を選択すること。その際、同一の表現でテレビ、ラジオ、SNS 等多様なメディアにおいて同時に伝達が可能となるような表現とすることが有効である※²。

また、テレビやラジオ放送での音声による伝達を想定し、情報配信・記者発表の際には河川名、地名、観測所等に読み仮名を付けて配信すること。

なお、マスメディアへの情報伝達を効率的に行うため、各地方整備局等では L アラート※³へ加入が進んでいるところであるが、L アラートの積極的な活用を図ること。

6. 地方におけるマスメディアとの連携の場の設置について

「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 31 年 3 月 29 日国土交通省水管理・国土保全局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、防災課長、流域管理官、海岸室長）において、大規模氾濫減災協議会とマスメディア等との連携については通知しているところであるが、1. ～ 5. に示した取組を効果的に進めることも含め、情報を発信する国や都道府県等の行政機関とマスメディアとの連携の場を設置すること。

※ 1 SNS 上への共有を想定した構造とは、例えば、ウェブページに OGP（オープングラフプロトコル）を設定し、URL が共有される際に画像や説明文が表示されるようにしたり、Twitter 等の SNS シェアボタンを掲載したりすることが考えられる。

※ 2 例えば、見出しや要旨については 20 字程度の短いフレーズで表現し、補足する情報として 100 字程度での説明を追加することで、（140 文字の制限がある）Twitter への投稿を始めあらゆるメディアへの

配信が容易となる。

- ※3 「L アラート（災害情報共有システム）」とは、災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤として整備されたシステムであり、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営している。

以上

事務連絡

平成31年3月29日

北海道開発局 建設部河川計画課流域治水専門官 殿
 河川管理課河川情報管理官 殿
 各地方整備局 河川部河川計画課長 殿
 水災害予報センター長 殿
 沖縄総合事務局 開発建設部河川課長 殿
 流域調整課長 殿
 独立行政法人水資源機構 ダム事業部ダム管理課長 殿

水管理・国土保全局

河川計画課 河川情報企画室 企画専門官
 河川環境課 河川保全企画室 企画専門官
 河川環境課 流水管理室 企画専門官
 河川環境課 水防企画室 課長補佐
 砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室
 企画専門官

行政機関とマスメディアとの連携の場の設置について

マスメディアや情報通信企業等との連携については、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年3月29日国土交通省水管理・国土保全局水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、防災課長、流域管理官、海岸室長）および平成31年3月29日付事務連絡「平成30年7月豪雨を受けた今後の水害・土砂災害情報に関する提供・伝達方法の充実について」において通知しているところであるが、情報を発信する国や都道府県等の行政機関とマスメディアとの連携の場（以下、「メディア連携協議会」という。）の設置にあたっては以下に留意するようお願いする。

記

1. メディア連携協議会の趣旨

メディア連携協議会は、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、テレビや新聞、ラジオ等のそれぞれが有する特性を活かした住民の理解と行動につなげるための情報発信・伝達の取組を、関係機関で共有し、実施していくために日頃からの連携関係を構築することを目的とするものである。

2. メディア連携協議会の設置

メディア連携協議会は、メディアの事業エリア等も勘案し、大河川の大規模氾濫減災協議会を中心として、複数の大規模氾濫減災協議会が合同で設置する等地域の実情に応じて適切に設置するものとする。

メディア連携協議会は、地方整備局、河川等事務所、都道府県、気象台等の行政機関に加え、新聞社、ケーブルテレビ事業者、NHK 地方局、民放テレビ局、民放ラジオ局、コミュニティFM 局、気象キャスター等の地域に根ざしたメディア関係者により構成することを基本とするが、構成員は、取組を共有・実施していくという趣旨に鑑み、水害・土砂災害情報の提供・伝達に係る事業を担当する実務担当者とする。

なお、平成 30 年 12 月にプロジェクトレポートをとりまとめた「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」に参画したネットメディア、携帯電話事業者については、今後も本省において定期的に開催する全体会議を通じて連携を継続していくため、本メディア連携協議会には含まない。

3. メディア連携協議会での取組事項

メディア連携協議会では、以下を基本として取組を進めることを想定している。

- (1) 行政とメディアそれぞれの水害・土砂災害情報の提供・伝達に関する取組状況の共有
- (2) 災害時における住民への効果的な情報伝達のための情報共有、連携方策の調整
- (3) 平時からの住民等への周知・啓発・訓練等による防災力強化に関する連携方策の調整
- (4) 災害時における相互の連絡窓口、問い合わせ窓口の調整
- (5) 本省で開催する全体会議での「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の実施状況等に関する情報共有
- (6) その他の「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」に関連した取組の調整等メディア連携協議会において必要な事項

4. フォローアップ

毎年、メディア連携協議会を開催するなどして、取り組みの実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、メディア連携協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に行う体制が構築されることが重要である。

以上

北海道開発局 河川計画課長 殿
河川管理課長 殿
各地方整備局 河川部長 殿

水管理・国土保全局

河川計画課 河川情報企画室長

河川環境課 流水管理室長

河川保全企画室長

水防企画室長

洪水時に水害情報を適切に伝えるための解説に向けた取組について（通知）

平成30年12月に、「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザードリスク情報共有プロジェクト」のプロジェクトレポートがまとめられたところであるが、同レポートでは、「水害・土砂災害情報を適切に伝えるため専門家による解説を充実」の取組を、行政機関、マスメディア、ネットメディア等が連携して実施していくこととしている。

については、下記のとおり、基本となる事項を整理したので、これを基本に、メディア関係者と具体の運用について調整の上、積極的な取組を実施されたい。

記

【共通事項】

- ・ あらかじめ、本局及び各事務所において広報担当者を指定し、一元的に対応するものとする。
- ・ 洪水時における解説報道への対応は本局において対応することを基本とし、できるだけ集約した対応が可能となるようメディア側にも協力を求めるものとする。なお、事実関係の問い合わせ等の取材については従前どおり事務所においても対応すること。
- ・ テレビカメラが入る場合は、視覚に訴えることで理解を促せるよう、災害対策室で水位情報、河川監視カメラ画像等の防災情報を具体的に指し示しながら解説するなど、各メディアの特性に応じた対応に努めるものとする
- ・ 大きな被害が発生した過去の洪水と、台風の進路、予測降雨量等が類似している場合などは、具体的な事例を示すことで、より実感しやすいような情報提供に努めるものとする。

- ・ 従前からメディア関係者等と連携した情報発信に係る取組を行っている場合は、適宜、その枠組みを活用するものとする

【平常時からの情報共有等】

- ・ メディア連携協議会の場合等を活用し、出水期前や台風期前などを中心に、平常時から各事務所とメディア関係者との間で、各種情報の入手方法とその内容、注目すべき情報（相対的に氾濫が発生しやすい箇所の水位情報、河川監視カメラ画像等）等について情報共有しておくものとする。
- ・ 電話等での対応の場合に、メディア側が放送で使用する映像等を選定しやすくなるよう、事前に想定される映像（相対的に氾濫しやすい箇所の河川監視カメラ画像等）を調整しておくこと

【洪水時の対応】

1) 台風の接近が予想されるなど、注意喚起を呼びかける段階

（例）気象庁から発表される気象情報等により、注意喚起が行われている場合

以下の内容について住民等の理解を促すことを目的に、今後、注目すべき情報の入手方法とその活用について解説することを基本とする。

- ・ 気象情報等により降雨の状況に注意するとともに、水位情報、河川監視カメラ、ダム の状況などにより、身近な河川の状況を確認することが重要であること
- ・ 各基準水位に対応する避難警戒レベル、市町村から発令される避難情報等、それらに対応して住民に求められる行動について確認しておくことが重要であること
- ・ 氾濫発生時の浸水被害が想定される区域、最寄りの避難所の位置等をハザードマップ等により確認するなど、円滑に避難行動を行うための事前の準備が重要であること

2) 降雨が強まり、水位が上昇するなど、洪水の切迫性が高まりつつある段階

（例）避難判断水位を超過し、氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合
ダムの異常洪水時防災操作への移行が見込まれる場合 等

以下の内容について住民等の理解を促すことを目的に、危険性が高まっている具体の地域、水位の状況等を解説することを基本とする

- ・ 注目すべき情報（相対的に氾濫が発生しやすい箇所の水位情報、河川監視カメラ画像、ダム の状況等）を具体的に明示した上で、水位の上昇状況、今後の見込みなどから洪水の切迫性が高まっていること
- ・ 氾濫の危険性が高まっている地域では直ちに避難警戒に関する市町村からの情報を確認することが重要であること
- ・ 防災無線、テレビ等で市町村からの情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとることが重要であること

事 務 連 絡

平成31年4月15日

各河川関係事務所長 殿

各ダム管理所長 殿

河川部 広域水管理官



「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画等に基づく
利水ダムに関する取組の促進について

標記について、別紙のとおり通知があったため、利水ダムに関する取組については、別紙の内容に留意し、遺漏なきよう対応されたい。

なお、各県には別添 本省事務連絡を周知しているほか、電気事業連合会に対し本省より事前に情報提供を行っている旨、申し添えます。

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 12 日

北 海 道 開 発 局	河川情報管理官	殿
	地域事業管理官	殿
各 地 方 整 備 局	河川管理課長	殿
	地域河川課長	殿
沖 縄 総 合 事 務 局	河 川 課 長	殿

水管理・国土保全局河川環境課

流 水 管 理 室 企画専門官

企画専門官

課 長 補 佐

「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画等に基づく
利水ダムに関する取組の促進について

平成 31 年 1 月 29 日に『「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画の取組について』が通知されるとともに、平成 31 年 3 月 29 日に「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」が通知され、取り組むべき施策や大規模氾濫減災協議会の運用について、具体的な進め方や留意点等が示されたところである。

これを踏まえ、平成 31 年 4 月 1 日事務連絡『「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画等に基づくダムに関する取組について』によりダムに関する具体的な取組の留意点を示したところであるが、特に利水ダムに関する取組については、下記事項にも留意して促進されるようお願いする。

記

1. 大規模氾濫減災協議会への利水ダム管理者の参画

大規模氾濫減災協議会には、下流域に情報提供が必要と考えられる利水ダム管理者の参画を求めるとともに、防災行動に係るタイムラインの充実など、利水ダム管理者も含めた関係機関が連携して防災行動を実施できるよう促進すること。

なお、大規模氾濫減災協議会等の場においては、洪水調節の目的をもたないなどの利水ダムの機能や個々の利水ダムの特徴を関係者が十分に共有できるよう努めること。

事務連絡

平成 31 年 4 月 12 日

各道府県 土木主管課長 殿

水管理・国土保全局河川環境課

流水管理室 企画専門官

企画専門官

課長補佐

「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画等に基づく
利水ダムに関する取組の促進について

平成 31 年 1 月 29 日に『「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画の取組について』が通知されるとともに、平成 31 年 3 月 29 日に「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」が通知され、取り組むべき施策や大規模氾濫減災協議会の運用について、具体的な進め方や留意点等が示されたところである。

これを踏まえ、平成 31 年 4 月 1 日事務連絡『「水防災意識社会」再構築に向けた緊急行動計画等に基づくダムに関する取組について』によりダムに関する具体的な取組の留意点を示したところであるが、特に利水ダムに関する取組については、下記事項をとりまとめたので、参考に送付する。

記

1. 大規模氾濫減災協議会への利水ダム管理者の参画

大規模氾濫減災協議会には、下流域に情報提供が必要と考えられる利水ダム管理者の参画を求めるとともに、防災行動に係るタイムラインの充実など、利水ダム管理者も含めた関係機関が連携して防災行動が実施できるよう促進すること。

なお、大規模氾濫減災協議会等の場においては、洪水調節の目的をもたないなどの利水ダムの機能や個々の利水ダムの特徴を関係者が十分に共有できるよう努めること。

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県消防・防災担当部局
ご担当者各位

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）付
参事官補佐 磯部 良太

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集の更新について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 8 月の台風第 10 号による水害では、岩手県岩泉町の要配慮者利用施設が被災し、深刻な人的被害が発生しました。

この災害を教訓とし、施設管理者や関係行政機関等が連携し、要配慮者利用施設の避難に関する計画の作成等に関し、全国の要配慮者利用施設の参考となるような具体的な取組を実施し、事例集として平成 29 年 8 月に公表し、平成 30 年 3 月に更新を行ってきました。

この度、上記の事例集について、新たに医療機関を追加したものをまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本事例集を管内市町村へ周知していただけますと幸いです。

1 公表資料

「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」

2 公表場所

「内閣府防災情報のページ」にて公表

「<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>」

以 上

＜本件問合せ先＞

内閣府（防災担当） 磯部、宮下、上田

TEL：03-3501-5693

要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)



内閣府（防災担当）
消 防 庁
厚 生 防 庁
国 土 交 省
気 象 象 省
庁

事務連絡
平成31年4月25日

北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 河川部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長

要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進について（依頼）

2017年(平成29年)に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられました。また、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（2017年（平成29年）6月20日）においては、2021年度末までに市町村の地域防災計画に定められた全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。

この目標の達成に向けた参考資料として、特に要配慮者利用施設の避難確保計画の作成が進んでいる自治体における取組事例について、別紙1に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集」としてとりまとめました。

これまでも、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（2017年（平成29年）6月19日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところですが、上述の目標の着実な達成に向け、以下について実施していただきますようお願いいたします。

- 別添1の「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進の取組事例集」について、大規模減災協議会の構成員（都道府県及び市区町村）と情報共有
- 構成市区町村に対し、水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組のとりまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等（※）

（※）別紙2の様式を参考に、達成目標等の共有を図るようお願いいたします。

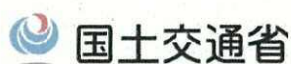
- 2019年度に都道府県が実施する「講習会プロジェクト」について、更に講習会プロジェクトの効果を広く周知するため、対象市区町村のみならず、周辺の自治体の職員や要配慮者利用施設の管理者等の参加も配慮いただくよう、大規模氾濫減災協議会を構成する都道府県に依頼するとともに、当該協議会で開催日程等について周知

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 相澤
津波水防係長 西
電話：03-5253-8460（内 35457）
FAX：03-5253-1603

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進に向けた 地方公共団体の取組事例集

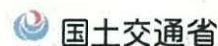
国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室
平成31年3月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

はじめに



- 平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。
- 平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。
- 本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

- 適切な役割分担により取組を効果的に促進

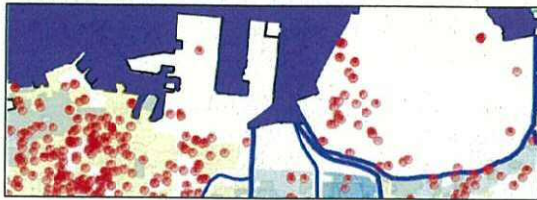
国土交通省

- 国土交通省の手引き・ひな形から要点を絞り込み、県独自のひな形として作成

6

- GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示し、市町村へ提供
- 市町村毎に病院、福祉施設、児童施設など3施設における計画作成事例の過程を取りまとめ、参考資料として市町村に提供

香川県の支援



- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用
- 県内の施設を対象としたアンケートを実施
- 水防法改正による義務化を知らない施設が相当数存在

施設に対する繰り返しの周知が重要

市町村における対象施設選定の負担を軽減

徳島県の支援

[illegible]

○具体の事例を用いて、避難経路の選定等避難確保計画作成のプロセスを市町村に例示

市町村の担当者の理解促進

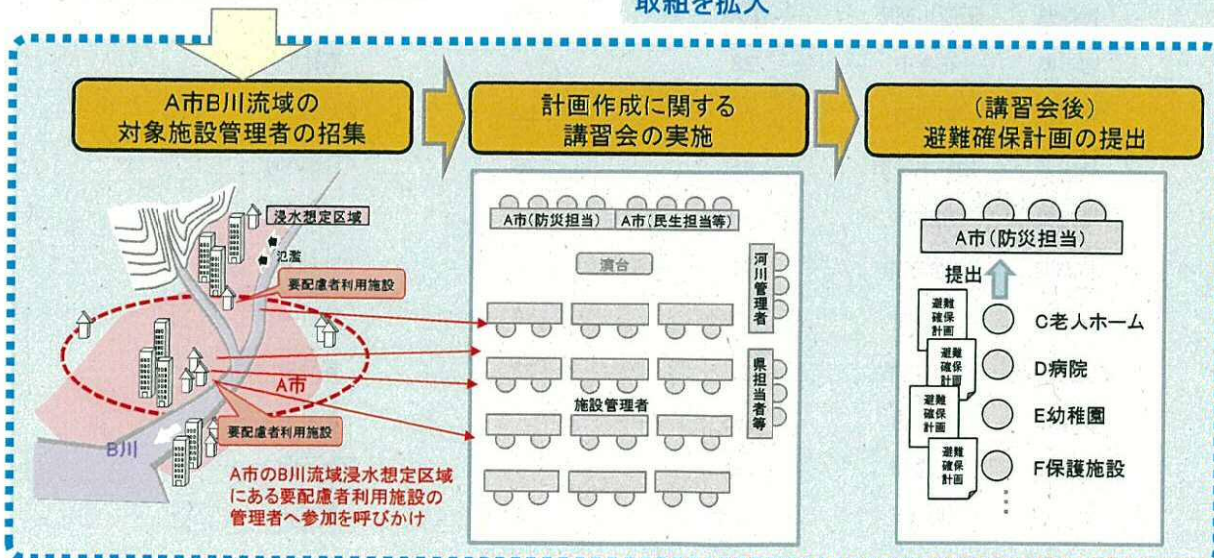
講習会プロジェクトの概要

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営フロー】

A市にて企画・立案

- ・H29年度に津市にて先行的に実施し、講習会運営マニュアルを作成
- ・H30年度には全国12市町で先行的に実施し、取組を拡大



1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

13

避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体 国土交通省

○国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

<取組を紹介する地方公共団体>

避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率（全国唯一）

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

14

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
- 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

<計画作成依頼方法を工夫>

市の公文書で依頼

安来市 230号
平成29年10月17日

安来市長 佐藤 隆
(佐藤 隆宛)

避難確保計画の提出について（通知）

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、「水防法」の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域等による災害発生区域等の指定区域等利用施設等の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難確保計画の策定が義務となりました。
つきましては、貴施設に該当する指定区域等（2区）「土砂災害」に対する避難確保計画（以下「計画」と）を、別添の調査票を添付の上提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出していただくもの
(1) 避難確保計画（以下「計画」と）
① 中略、避難確保計画を作成していない場合
② (2) の調査票に作成予定を記入の上提出してください。
③ 避難確保計画を作成されたら、早急を以て提出してください。
(2) 避難確保計画及び避難確保計画の策定状況調査票

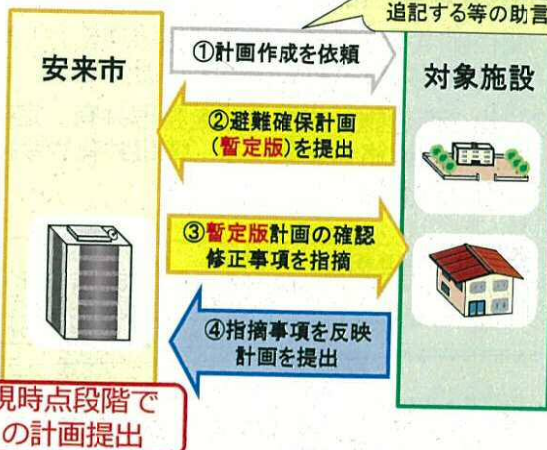
施設が提出予定時期を報告

3. 提出方法
郵送、持参

4. 締切日
平成29年11月2日（水）

高い計画提出率を実現

<計画の提出方法に工夫>



現時点段階での計画提出

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点)

80% (41/51)

徳島県の取組事例

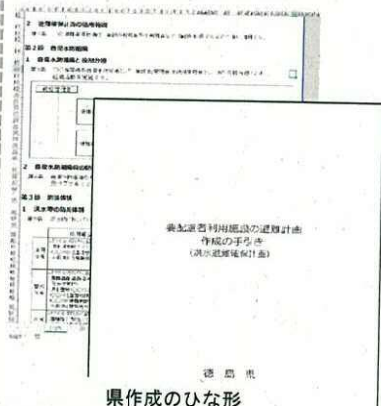
- 河川整備課内に**専任の担当者**を配置し、法改正の内容や計画作成方法を個別で説明し、計画作成を推進。
- 国交省が公表している資料を参考に県独自に計画作成の手引きを作成。
- 大規模氾濫減災協議会等において市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供し、市町村の担当者の理解を促進

<専任担当者の配置>

- 河川整備課内に**専任の担当者**（河川行政の経験を有する嘱託職員）を配置。

- 水防法改正による避難確保計画作成の義務化や計画作成の方法を電話等で直接説明。

<独自のひな形の作成>



<市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供>

市町村での避難確保計画作成プロセスの例を提供

市町村での避難確保計画作成プロセスの例を提供

市町村での避難確保計画作成プロセスの例を提供

市町村の担当者の理解を促進

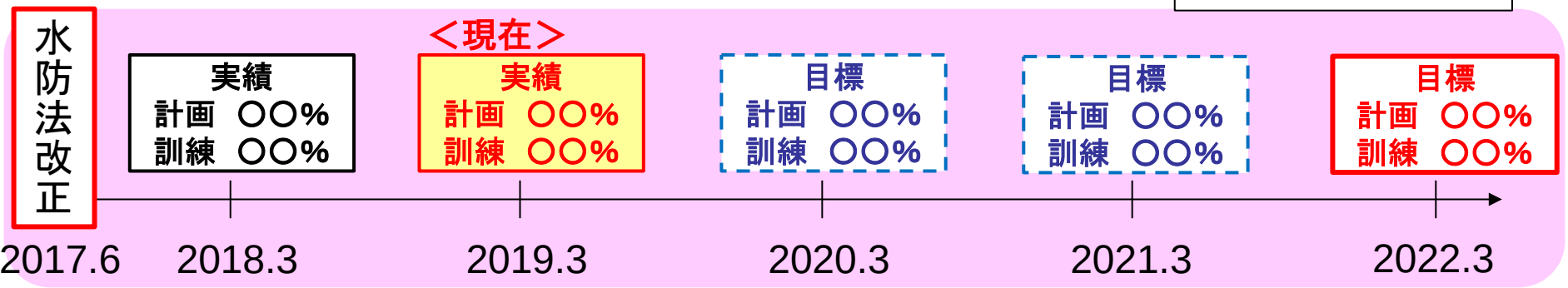
- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に要点を絞り込んだ**独自のひな形**を公表することで施設の計画作成における負担を軽減

避難確保計画の作成状況
(平成30年9月末時点)

47% (843/1,788)

県内半数以上の対象市町村で計画作成率50%以上

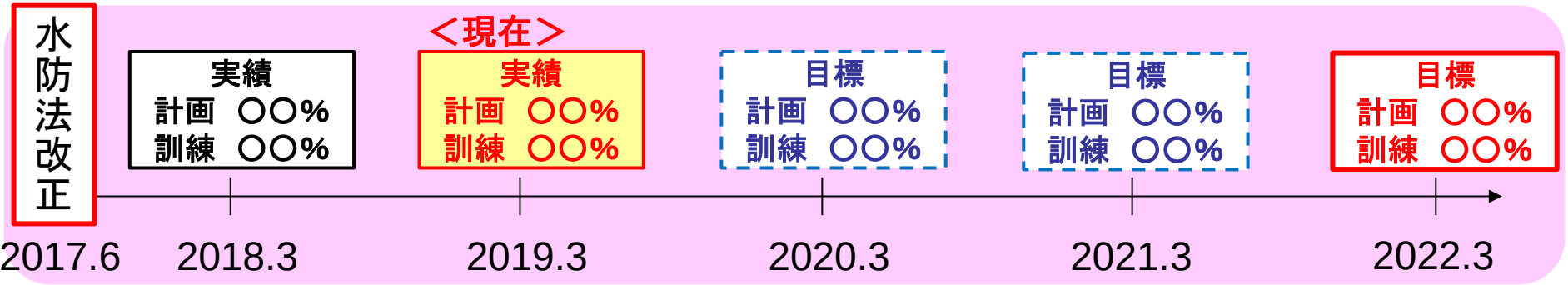
参考資料 5-2-3



2018年度までの取組 	2019年度以降の取組
---	---

備考

- ...



- 2018年度までの取組

 - 2017年7月に全ての対象施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画を作成するよう市長名で通知。
- 2019年度以降の取組

 - 夏頃をめどに講習会プロジェクトを実施。
 - 講習会に参加しなかった施設に対しては、再度避難確保計画作成について通知。
 - 避難確保計画が作成されていない施設に対して、電話等で個別に提出を依頼。
 - 役所内に関係部局を構成員とするタスクフォースを設置。施設管理者からの質問対応等についてワンストップで対応可能体制構築。

2021年

 - 未だ避難確保計画の作成がなされていない施設がある場合、専従の担当者を設置し、策定促進の強化を図る。
 - 水防法第15条の3第3項に基づく2度以上の計画作成指示にもかかわらず計画を提出していない施設について、水防法第15条の3第4項に基づき、当該施設が避難確保計画未策定である旨を公表。

備考

- 平成31年度に〇〇川の浸水想定区域図が想定最大の降雨に対応したものに更新されることに伴い、対象施設が増加する予定。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施の促進 国土交通省

- 2021年度までに要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施を完了するため取組を加速させる必要
- 大規模氾濫減災協議会において、各市町村の2021年度までの進捗目標、進捗の現状及び促進施策を共有



目標

2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

図 進捗状況及び促進施策の報告様式

【〇〇市】要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進<目標と取組> 記入例

水防法改正	実績	<現在> 実績	目標	目標	目標
計画 〇〇% 訓練 〇〇%	計画 〇〇% 訓練 〇〇%	計画 〇〇% 訓練 〇〇%	計画 〇〇% 訓練 〇〇%	計画 〇〇% 訓練 〇〇%	計画 〇〇% 訓練 〇〇%
2017.6	2018.3	2019.3	2020.3	2021.3	2022.3

2018年度までの取組

- 2017年7月に全ての対象施設に対して、水防法第15条の3第3項に基づき避難確保計画を作成するよう市長名で通知。

2019年度以降の取組

- 要領をめぐり講習会プロジェクトを実施。
- 講習会に参加しなかった施設に対しては、再度避難確保計画作成について通知。
- 避難確保計画が作成されていない施設に対して、電話等で個別に提出を依頼。
- 役所内に関係部署を構成員とするタスクフォースを設置。施設管理者からの質問対応等についてワンストップで対応可能体制構築。

2021年

- 主な避難確保計画の作成がなされていない施設がある場合、専任の担当者を設置し、確定促進の強化を図る。
- 水防法第15条の3第3項に基づき2年度以上の計画作成指示にもかかわらず計画を提出していない施設について、水防法第15条の3第4項に基づき、当該施設が避難確保計画未制定である旨を公表。

備考

- 平成31年度に〇〇川の洪水想定区域が想定最大の降雨に対応したものに更新されることに伴い、対象施設が増加する予定。

「大規模氾濫減災協議会」の運用について(平成29年6月19日)【抜粋】

7. 協議会での取組事項

- (1)①-1カ 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成・訓練に対する支援
- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
 - ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討調整する。また、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

老推発 0425 第 1 号
老高発 0425 第 4 号
老振発 0425 第 1 号
老老発 0425 第 2 号
国 水 環 第 9 号
国 水 砂 第 5 号
平成 31 年 4 月 25 日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

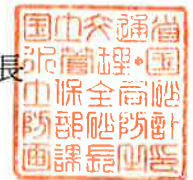
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられま

した。また、介護保険施設等においては、介護保険法等の事業法や関連する通知等により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられています。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成 29 年 6 月 20 日）において、2021 年度末までに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※1）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部局におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※1）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づき設置する協議会。詳細は「別添 1」のとおり。

Ⅱ 要配慮者利用施設（介護保険施設等）における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成 28 年度に実施した調査の結果を「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成 31 年 2 月 1 日老総発 0201 第 1 号、老高発 0201 第 1 号、老振発 0201 第 1 号、老老発 0201 第 3 号）において厚生労働省より各都道府県に向け結果を公表し、平成 31 年 3 月 31 日時点の状況について再調査を実施することを予告したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、2019 年 3 月末時点における状況について、「別添 2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成 28 年度実施分の結果と同様

の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

<厚生労働省関係項目>

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）
- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・ 非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・ 非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設・サービス

- ①広域型特別養護老人ホーム ②地域密着型特別養護老人ホーム
- ③介護老人保健施設 ④介護療養型医療施設 ⑤介護医療院
- ⑥養護老人ホーム ⑦軽費老人ホーム
- ⑧有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム。）
- ⑪認知症対応型共同生活介護 ⑫小規模多機能型居宅介護
- ⑬看護小規模多機能型居宅介護 ⑭短期入所生活介護
- ⑮通所介護（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑯地域密着型通所介護（療養通所介護を除く。地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑰療養通所介護
- ⑱通所リハビリテーション（介護保険法第 71 条による居宅サービスに係る第 41 条第 1 項本文の指定を受けた事業所を含む。）

⑬認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

※上記全ての施設・サービスについて、介護予防がある場合は、これを含む。ただし、同一施設内で介護・予防両方の事業を実施している場合は、上記施設・サービスに含むもの（合わせて1施設）として調査。

3. 施設・サービスの所管

所管	施設・サービス
都道府県 指定都市 中核市	①広域型特別養護老人ホーム、③介護老人保健施設、 ④介護療養型医療施設、⑤介護医療院、⑥養護老人ホーム、 ⑦軽費老人ホーム、⑧有料老人ホーム（特定施設）、 ⑩有料老人ホーム（住宅型有料老人ホーム）、 ⑭短期入所生活介護事業所、⑮通所介護事業所、 ⑰通所リハビリテーション
市町村 ※指定都市・中核市を含む	②地域密着型特別養護老人ホーム、 ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設）、 ⑪認知症対応型共同生活介護事業所、 ⑫小規模多機能型居宅介護事業所、 ⑬看護小規模多機能型居宅介護事業所、 ⑯地域密着型通所介護事業所、⑰療養通所介護事業所、 ⑱認知症対応型通所介護事業所

4. 調査実施方法

2019年3月31日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市・中核市の介護保険施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の問1～3（施設の名称・種別・所在地）について、広域型特別養護老人ホーム等の所管施設分を記入した上で、管内の市町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設が地域防災計画に記載されている施設であるか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設であるか）、調査票の問4～8の記入を依頼する。
- ③ 市町村は、上記の都道府県の所管施設が地域防災計画に記載されている施設であるかを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。

- ④ 都道府県、指定都市・中核市、市町村それぞれが、問1～8を記入（②及び③で記入する都道府県は除く）した上で、管内の所管施設に対し、調査票の記入を依頼する。
- ⑤ 市町村は、調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表1（一般市町村用）に集計した上で、当該調査票及び集計表1を都道府県に提出する。
- ⑥ 都道府県は、市町村から調査票と集計表1（一般市町村用）を回収した後、都道府県の所管施設の状況とあわせて、1つの調査票に管内の全施設分の回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市・中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表2を厚生労働省に提出する流れとなる。

5. 提出方法

各都道府県・指定都市・中核市は、管内の全施設の状況が記入された「調査票」（1つのExcelシート内に、1施設1行として縦に並べた一覧）と、「集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）」を厚生労働省老健局高齢者支援課へメール（Excel）にてご提出ください。（提出先：kiban-seibi@mhlw.go.jp）

調査票が容量の問題等で1つのExcelデータに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

6. 回答期限

2019年6月28日（金） ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係長 中村（内線 3928）

施設係 黒木（内線 3927）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-3670

○国土交通省（水害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

○国土交通省（土砂災害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

課長補佐 今森（内線 36142）

係長 田中（内線 36134）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

子子発0425第1号
国水環第11号
国水砂第7号
平成31年4月25日

各都道府県

指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿

中 核 市

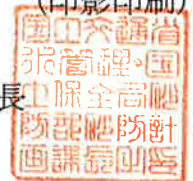
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進
並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。また、児童福祉施設等においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の省令や関連する通知等により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施に努めなければならないこととしています。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成29年6月20日）において、2021年度末までに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の

要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※１）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※１）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づき設置する協議会。詳細は「別添 1」のとおり。

Ⅱ 要配慮者利用施設における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成 28 年度に実施した調査の結果を「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成 31 年 2 月 1 日子子発 0201 第 1 号）において厚生労働省より各都道府県に向け結果を公表し、平成 31 年 3 月 31 日時点の状況について再調査を実施することを予告したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、平成 31 年 3 月末時点における状況について、「別添 2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成 28 年度実施分の結果と同様の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

<厚生労働省関係項目>

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）

- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・ 非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・ 非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設・サービス

- ①助産施設 ②乳児院 ③母子生活支援施設 ④保育所 ⑤幼保連携型認定こども園
 ⑥児童厚生施設（児童館・児童センター） ⑦児童養護施設 ⑧児童心理治療施設
 ⑨児童自立支援施設 ⑩家庭的保育事業所 ⑪小規模保育事業所
 ⑫事業所内保育事業所 ⑬児童相談所一時保護施設 ⑭婦人相談所一時保護施設
 ⑮認可外保育施設 ⑯小規模住居型児童養育事業所 ⑰児童自立生活援助事業所
 ⑱婦人保護施設 ⑲放課後児童健全育成事業実施施設

3. 調査実施方法

平成31年3月31日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市・中核市の児童福祉施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の問1～3（施設の名称・種別・所在地）について、児童福祉施設等のうち、都道府県所管施設等分を記入した上で、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設等が地域防災計画に記載されている施設等に該当するかどうか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設等であるか）、調査票の問4～8の記入を依頼する。
- ③ 市区町村は、上記の都道府県所管施設等が地域防災計画に記載されている施設等であることを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。
- ④ 都道府県、指定都市・中核市、市区町村それぞれが、問1～8を記入（②及び③で

記入する都道府県は除く) した上で、管内の所管施設等に対し、調査票の記入を依頼する。

- ⑤ 市区町村は、調査票が管内の所管施設等から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる(Excelのシート内に、1施設等を1行として縦に並べて一覧にする)とともに、集計表1(一般市区町村用)に集計した上で、当該調査票及び集計表1を都道府県に提出する。
- ⑥ 都道府県は、市区町村から調査票と集計表1(一般市区町村用)を回収した後、都道府県の所管施設等の状況とあわせて、1つの調査票に管内の全施設等分の回答を取りまとめる(Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする)とともに、集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)に集計した上で、当該調査票及び集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市・中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる(Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする)とともに、集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)に集計した上で、当該調査票及び集計表2を厚生労働省に提出する流れとなる。

5. 提出方法

各都道府県・指定都市・中核市は、管内の全施設等の状況が記入された「調査票」(1つのExcelシート内に、1施設1行として縦に並べた一覧)と、「集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)」を厚生労働省子ども家庭局子育て支援課へメール(Excel)にてご提出ください。(提出先: jidouseibi@mhlw.go.jp)

調査票が容量の問題等で1つのExcelデータに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

6. 回答期限

2019年6月28日(金) ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

調整係長 松浦(内線 4964)

調整係 西尾(内線 4961)

T E L : 03-5253-1111(代表) F A X : 03-3595-2749

○国土交通省(水害関係)項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤(内線 35439)

津波水防係長 西(内線 35457)

T E L : 03-5253-8111(代表) F A X : 03-5253-1603

○国土交通省(土砂災害関係)項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

課長補佐 今森(内線 36142)

係長 田中(内線 36134)

T E L : 03-5253-8111(代表) F A X : 03-5253-1610

障障発 0425 第1号
国水環 第12号
国水砂 第8号
平成31年4月25日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



（印影印刷）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



（印影印刷）

要配慮者利用施設（障害者支援施設等）における避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設（障害者支援施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。また、障害者支援施設等においては、厚生労働省令により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられています。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成29年6月20日）において、2021年度末ま

でに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※１）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管部局におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※１）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づき設置する協議会。詳細は「別添 1」のとおり。

Ⅱ 要配慮者利用施設（障害者支援施設等）における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成 28 年度に実施した調査の結果を「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成 30 年 12 月 27 日障障発 1227 第 1 号）において厚生労働省より各都道府県等に向け結果を公表したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、2019 年 3 月末時点における状況について、「別添 2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成 28 年度実施分の結果と同様の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

<厚生労働省関係項目>

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）
- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・ 非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・ 非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設

- ① 障害者支援施設 ② 療養介護事業所 ③ 生活介護事業所 ④ 短期入所事業所
- ⑤ 自立訓練事業所 ⑥ 就労移行支援事業所 ⑦ 就労継続支援事業所
- ⑧ 共同生活援助事業所 ⑨ 福祉型障害児入所施設 ⑩ 医療型障害児入所施設
- ⑪ 児童発達支援センター ⑫ 児童発達支援事業所 ⑬ 医療型児童発達支援事業所
- ⑭ 放課後等デイサービス事業所

3. 調査実施方法

2019年3月31日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市・中核市の障害者支援施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の間1～3（施設の名称・種別・所在地）について、所管施設分を記入した上で、管内の市町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設が地域防災計画に記載されている施設であるか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設であるか）、調査票の間4～8の記入を依頼する。

- ③ 市町村は、上記の都道府県の所管施設が地域防災計画に記載されている施設であるかを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。
- ④ 都道府県が、問1～8を記入した上で、管内の所管施設に対し、調査票の記入を依頼する。
- ⑤ 都道府県は、1つの調査票に管内の全施設分の回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表（都道府県・指定都市・中核市用）を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市・中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表を厚生労働省に提出する流れとなる。

5. 提出方法

各都道府県・指定都市・中核市は、管内の全施設の状況が記入された「調査票」（1つのExcelシート内に、1施設1行として縦に並べた一覧）と、「集計表（都道府県・指定都市・中核市用）」を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へメール（Excel）にてご提出ください。（提出先：fukuzai@mhlw.go.jp）

調査票が容量の問題等で1つのExcelデータに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

6. 回答期限

2019年6月28日（金） ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係長 塚田（内線 3035）

福祉財政係 元木・丹羽（内線 3035）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3591-8914

○国土交通省（水害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

○国土交通省（土砂災害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

課長補佐 今森（内線 36142）

係長 田中（内線 36134）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

社援保発 0425 第 1 号
国 水 環 第 10 号
国 水 砂 第 6 号
平成 31 年 4 月 25 日

各都道府県
指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



（印影印刷）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



（印影印刷）

要配慮者利用施設（救護施設等）における避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設（救護施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の 実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。また、救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む。）及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）においては、厚生労働省令により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられています。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成 29 年 6 月 20 日）において、2021 年度末までに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施す

ることを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※１）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※１）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づき設置する協議会。詳細は「別添 1」のとおり。

Ⅱ 要配慮者利用施設（救護施設等）における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成 28 年度に実施した調査の結果を「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成 30 年 12 月 28 日社援保発第 1228 第 1 号）において、厚生労働省より各都道府県等に向けて結果を公表したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、2019 年 3 月末時点における状況について、「別添 2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成 28 年度実施分の結果と同様の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

<厚生労働省関係項目>

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）

- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・ 非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・ 非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設

- ①救護施設 ②更生施設 ③授産施設 ④社会事業授産施設
⑤宿所提供施設

3. 調査実施方法

2019 年 3 月 31 日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市区町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市区町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した救護施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市、中核市の救護施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の問 1～3（施設の名称・種別・所在地）について、所管施設分を記入した上で、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設が地域防災計画に記載されている施設に該当するかどうか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設であるか）、調査票の問 4～8 の記入を依頼する。
- ③ 市区町村は、上記の都道府県の所管施設が地域防災計画に記載されている施設であることを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。
- ④ 都道府県、指定都市、中核市は、問 1～8 を記入した上で、管内の所管施設に対し、調査票の記入を依頼する。
- ⑤ 都道府県、指定都市、中核市は、所管施設の状況とあわせて、1 つの調査票に管内の全施設分の回答を取りまとめる（Excel のシート内に、1 施設を 1 行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表（都道府県・指定都市・中核市用）を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市、中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excel のシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表を厚生労働省に提出する流れとなる。

4. 提出方法

各都道府県、指定都市、中核市は、管内の全施設の状況が記入された「調査票」（1つの Excel シート内に、1施設1行として縦に並べた一覧）と、「集計表（都道府県・指定都市・中核市用）」を厚生労働省社会・援護局保護課へメール（Excel）にてご提出ください。（提出先：hogo-yosan@mhlw.go.jp）

調査票が容量の問題等で1つの Excel データに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

5. 回答期限

2019年6月28日（金） ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省社会・援護局保護課

予算係長 近藤（内線 2824）

予算係 西（内線 2824）

T E L : 03-5253-1111（代表） F A X : 03-3592-5934

○国土交通省（水害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

T E L : 03-5253-8111（代表） F A X : 03-5253-1603

○国土交通省（土砂災害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

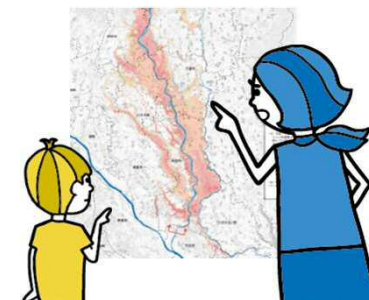
課長補佐 今森（内線 36142）

係長 田中（内線 36134）

T E L : 03-5253-8111（代表） F A X : 03-5253-1610

❗ リスクを認識できる

- ・自分の家が浸水してしまう
- ・避難所まで遠い など

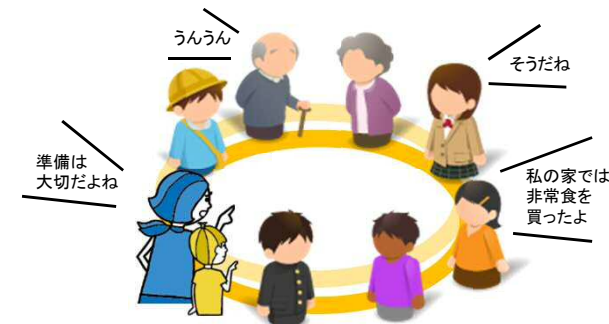
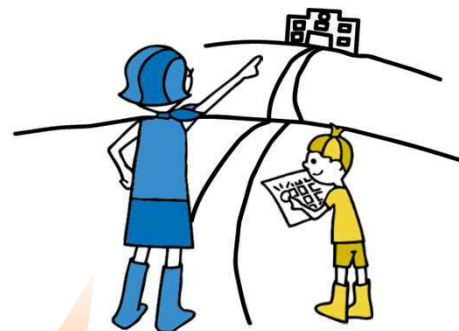


❗ 逃げるタイミングがわかる

- ・いつ逃げる？
- ・誰と逃げる？
- ・危険な場所をよけて逃げるには？

！ コミュニケーションの輪が
広がる

- ・検討会での意見交換などで、
知り合いになれる
- ・ご近所とのつながりが強く、太くなる



3日前

玉

市

居民等

テレビの天気予報を注意。

ハザードマップで避難所を確認！

非常持出袋の準備
足りない物を買出し！

川の水位をインターネットで確認。

洪水
予報

避難準備

おじいちゃんと一緒に
早めの避難開始！

洪水
予報

**避難
勸告**

避難所に避難完了

氾濫発生

➡ **マイ・タイムラインができると…**

- ❗ 災害時の防災行動チェックリストで対応の漏れを防止
- ❗ 災害時の判断をサポート

逃げ遅れぜ口

常総市のモデル地区におけるマイ・タイムライン検討会

モデル地区の住民、常総市、警察署、消防署、茨城県、気象庁、国土交通省下館河川事務所に加え、各分野の学識者で構成される『マイ・タイムライン検討会』を設置し、住民一人ひとりがそれぞれの環境に合ったタイムラインを自ら検討する取り組みを進めています。

検討会の進め方

ステップ1 自分たちの住んでいる地区の洪水リスクを知る

- ・過去の洪水を知る
- ・地形の特徴を知る
- ・水害リスクを知る



自分達の住んでいる地区が浸水するかを知りましょう。

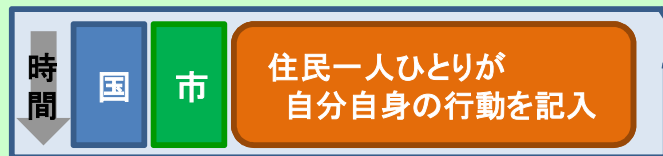
ステップ2 洪水時に得られる情報を知り、タイムラインの考え方を知る

- ・洪水時に得られる情報とその読み解き方を知る
- ・タイムラインの考え方を知る
- ・洪水時の自らの行動を想定



ステップ3 マイ・タイムラインの作成

- ・一人ひとりのタイムラインを作成



これで、逃げるタイミングがわかったわ！

モデル地区

今年度は、若宮戸地区、根新田地区をモデル地区として、検討会を進めます。



学識者

- ・筑波大学システム情報系社会工学域
川島宏一 教授
- ・茨城大学人文学部人文コミュニケーション学科
地球変動適応科学研究機関
伊藤哲司 教授・機関長
- ・筑波大学院システム情報系構造エネルギー工学域
白川直樹 准教授

常総市で第1回マイ・タイムライン検討会を実施

常総市において第1回マイ・タイムライン検討会を実施しました。検討会では、参加者お一人お一人に配布したマイ・タイムラインノートという教材に沿って、関係機関の解説を聞きつつ、自宅の位置や家族の構成を書き込んでいただきました。今回はステップ1『自分たちの住んでいる地区の洪水リスクを知る』として、過去の洪水・地形の特徴・水害リスクについて授業形式で実施しました。

- 根新田地区 第1回 平成28年11月20日 住民 73世帯 86名 参加
- 若宮戸地区 第1回 平成28年11月27日 住民 71世帯 80名 参加

マイ・タイムライン ノート

名前 _____

河川名	鬼怒川
地区名	
自治会名	
続柄	名 前

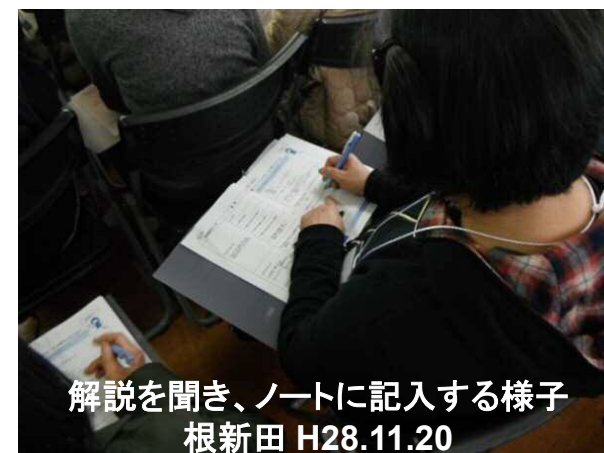
家族全員を記入しましょう。

みんなでタイムラインプロジェクト

←マイ・タイムラインノート

ノートには「知る」「気づく」「考える」を記入する欄があり、住民は関係機関の解説を聞きながら、自分自身の状況を記入し、最後にマイ・タイムラインを作ります。

↓マイ・タイムラインの抜粋



常総市	地区	家	鬼怒川マイ・タイムライン	作成年月日 ____年 ____月 ____日
3日前 行方不明 (県・市・町・村・下町町会 消防 救急 警察) ○台風予報 ○台風に関する新聞、 気象庁気象情報(速報)	住民等(例) ○テレビの天気予報を注意 ○家族全員の今後の予定を確認 ○マイ・タイムラインを確認 ○防災グッズの準備(不足があれば買い出し) ○1週間分の薬を病院に受け取りに行く ○家の周りに風で飛ばされないようなものはないか確認 ○テレビ、インターネット、携帯メール等で高や川のの様子に注意 ○家族全員の今後の予定を確認 ○準備	作成のポイント 進出する予定がある場合は、今後の移動ルートに注意しましょう。特に、季節によっては、季節のキャンセルも視野に入れて行動しましょう。 事前に準備しておきましょう。 風で飛ばされやすい安価な物、自転車、農具類の水	住民がマイ・タイムラインを記入する欄	
2日前 ○大雨注意報・洪水注意報				
1日前 公共の動き	記入例	記入のポイント		
半日前				



常総市で第2, 3回マイ・タイムライン検討会を実施

常総市 根新田地区においては第2, 3回、若宮戸地区では第2回のマイ・タイムライン検討会を行い、住民一人ひとりがそれぞれの環境にあったタイムラインを完成させました。今回はステップ2『洪水時に得られる情報を知り、タイムラインの考え方を知る』、ステップ3『マイ・タイムラインの作成』を実施しました。検討会では、グループ討議やリーダー・代表者による発表を行い、自分一人では気が付かないことを参加者全員で共有しました。今回作成したタイムラインは第1弾であり、今後、家族構成の変化や訓練、実際の洪水の体験を踏まえ、より現状にあったタイムラインへ更新を繰り返していきます。

○ 根新田地区	第2回	平成29年	1月29日	住民	51世帯	60名	参加
	第3回	平成29年	2月19日	住民	49世帯	59名	参加
○ 若宮戸地区	第2回	平成29年	2月5日	住民	38世帯	41名	参加



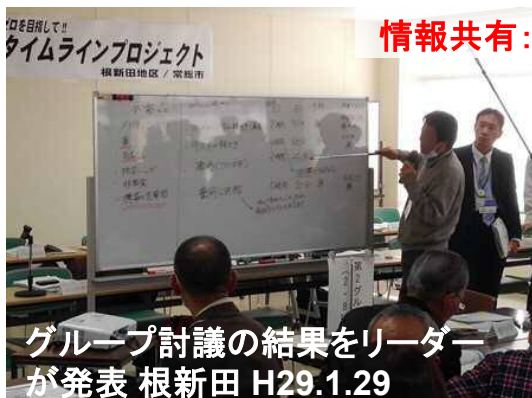
会場の様子 根新田 H29.1.29



グループ討議の様子 若宮戸 H29.2.5



グループの代表者による
タイムラインの発表
若宮戸 H29.2.5

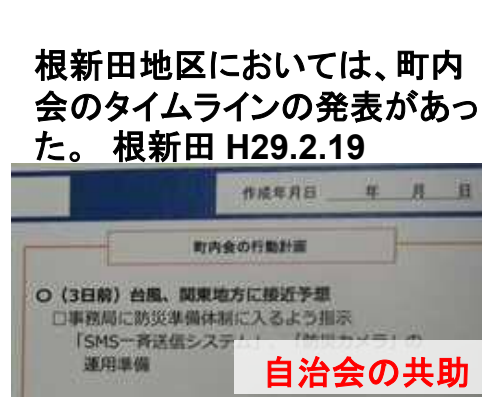


情報共有: 自分一人では
気が付かない
ことを共有

グループ討議の結果をリーダー
が発表 根新田 H29.1.29



検討会の様子
根新田
H29.2.19



根新田地区においては、町内
会のタイムラインの発表があっ
た。 根新田 H29.2.19

自治会の共助



住民が作成したタイムライン
若宮戸 H29.2.5

1. 配置計画作成の流れ

➢ 内水氾濫や二級河川(佐陀川・加茂川)からの氾濫を踏まえた日野川水系での**早期・長期浸水箇所**を把握し、**重要拠点**等の立地状況を考慮の上、**排水ポンプ車配置箇所**を検討

➢ 配置箇所の状況から排水ポンプ車の**配置可能台数**を推定し、**時系列浸水状況**から排水ポンプ車のアクセス方法を検討

【排水ポンプ車配置計画の流れ】

1. 資料収集・整理

➢ 以下の資料等を収集・整理

・ 重要拠点(役場、警察・消防、避難所、医療機関等)やインフラ施設、主要交通網の位置関係

・ 排水施設の位置関係、稼働条件等

2. 氾濫特性・浸水リスクの分析

➢ 内水、二級河川(佐陀川・加茂川)氾濫を考慮した氾濫シミュレーションモデルを構築し、想定最大降雨を対象に堤防決壊地点を複数シナリオ想定した氾濫シミュレーションを実施

➢ 浸水の時系列変化に基づき早期・長期浸水箇所を把握

3. 排水ポンプ車の配置箇所の検討

➢ 氾濫ブロックごとに早期・長期浸水箇所と重要拠点等の浸水状況を踏まえて、排水ポンプ車配置箇所を検討

3. 排水ポンプ車の待機場所の検討

➢ 浸水区域外を対象

➢ 駐車スペースが大きく、日野川周辺へのアクセス性が高い公共施設

排水ポンプ車諸元の整理

4. 排水ポンプ車配置可能台数の推定

➢ 排水ポンプ車諸元に基づき配置候補箇所における配置可能台数を検討

5. 配置候補箇所までのアクセス方法の検討

➢ 日野川河川事務所および待機場所を始点に、配置候補箇所までのアクセス方法(アクセスルート、アクセス可能な時間など)を検討

6. 排水計画個票作成・浸水継続時間短縮効果の試算

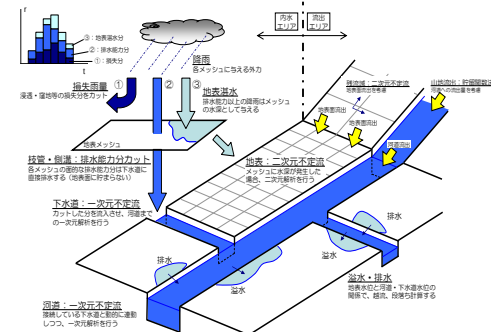
2. 氾濫特性・浸水リスクの分析

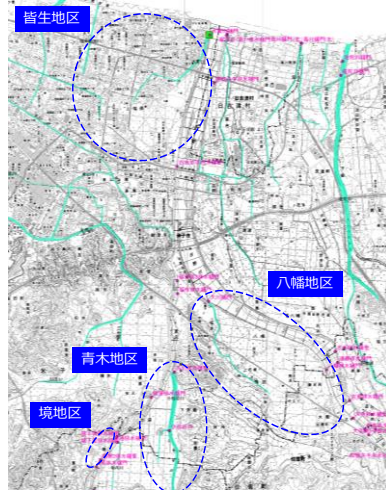
➢ 洪水浸水想定区域図作成モデルをベースに、**内水氾濫および二級河川(佐陀川、加茂川)からの氾濫を考慮可能なモデルへ改良**

【内水氾濫の対象地区】

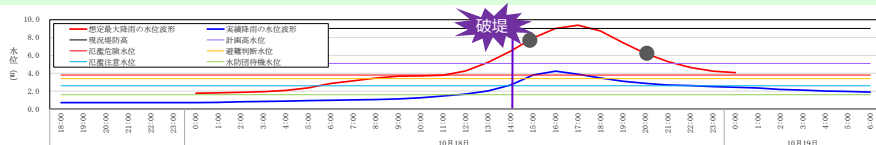
・ 内水氾濫は、近年の内水被害状況や浸水継続時間の大きい4地区(右図)を対象に設定

・ 設定した地区では、降雨を直接与えて排水過程を追跡(以下、イメージ参照)

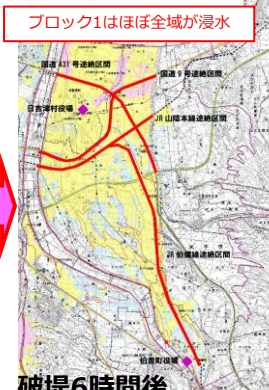




➢ 氾濫ブロックごとに**氾濫流の拡散過程**と**重要拠点の浸水状況**、**氾濫水が集まりやすい箇所**を考察









先行し佐陀川からの氾濫が発生

破堤直後

破堤6時間後

破堤18時間後

ブロック1はほぼ全域が浸水

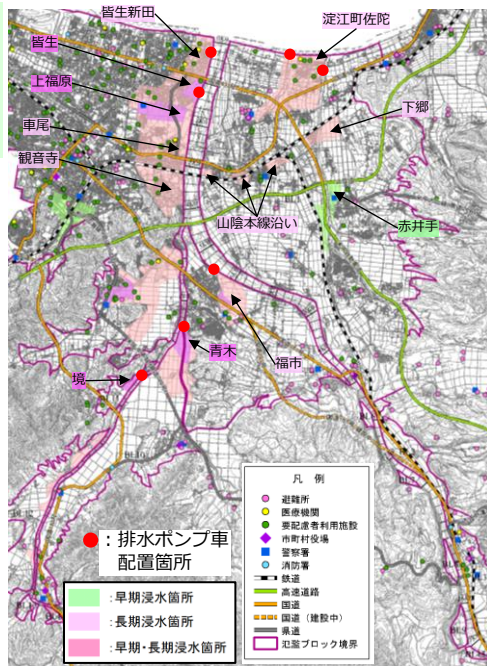
佐陀川・海川沿いに氾濫水が集まる

3. 排水ポンプ車配置箇所・待機場所の検討

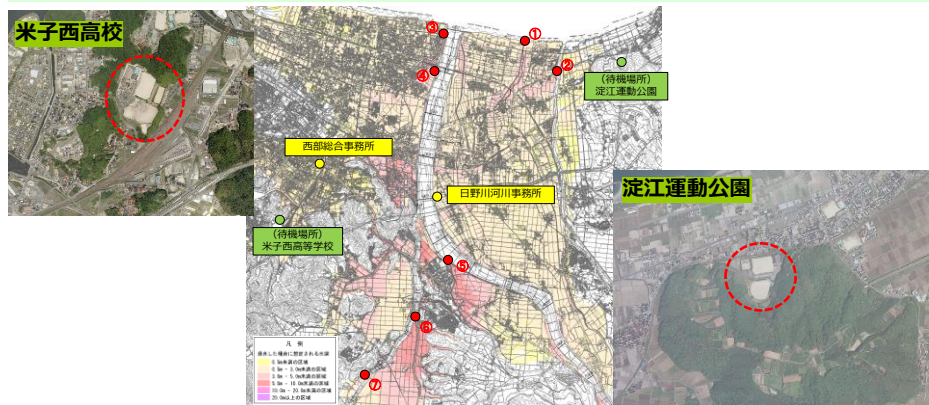
- 排水ポンプ車配置箇所は、**早期・長期浸水箇所と重要拠点、主要交通網**等の浸水状況を踏まえて設定

【排水ポンプ車配置箇所】

地区ブロック	地名	浸水範囲		重要拠点への影響	排水ポンプ車配備箇所
		早期	長期		
ブロック1	渡江町佐佐		○	医療施設、要配慮者施設 国道9号、国道431号	・海川樋門 ・佐佐川左岸堤防沿い (国道9号交差点付近)
	下郷		○		
	赤井手	○			
	山崎本線沿い		○	JRL山崎本線	
ブロック2					
ブロック3					
ブロック4	皆生新田		○	医療施設、要配慮者施設	
	皆生	○	○	要配慮者施設、国道431号	・水貫川樋門 ・日野川左岸堤防沿い
	上福原	○	○	要配慮者施設	(国道431号交差点付近)
	車尾		○	医療施設、要配慮者施設、 国道9号	
ブロック5	観音寺		○	要配慮者施設、JRL山崎本線	
ブロック6	福市	○	○	要配慮者施設、国道181号	・大川樋門
ブロック7					
ブロック8					
ブロック9					
ブロック10	青木	○	○	県道316号線	・洗川樋門 ・法勝寺右岸堤防沿い
ブロック11	境	○	○		・境樋門
ブロック12	福成原		○		
ブロック13					
ブロック14	鴨部		○		
ブロック15					



- 排水ポンプ車待機場所は、日野川周辺で排水ポンプ車を所有する**日野川河川事務所、鳥取県西部総合事務所**を設定
- さらに、**遠方からの支援**に備え、浸水区域外かつ駐車スペースの広い**2箇所の公共施設(米子西高校、淀江運動公園)**を設定



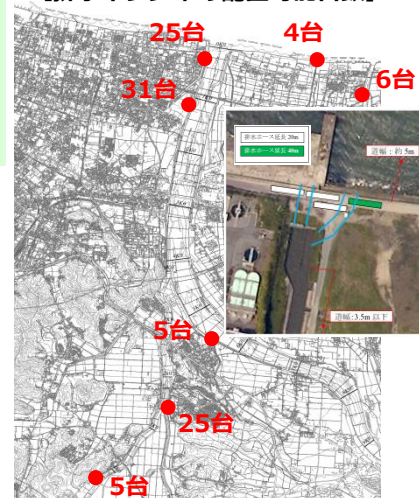
4. 排水ポンプ車配置可能台数の推定

- 排水ポンプ車の排水諸元を整理し、排水ポンプ車の**駐車スペースや釜場～排水先までの距離**等を踏まえて、**排水ポンプ車の配置が可能な台数**を推定

【排水ポンプ車の排水諸元】

項目	条件
排水能力	0.5m ³ /s/1台
進入可能な道路幅の目安	・ 直進：3.5m以上 ・ 旋回前後の道路総幅が何れか5m以上
進入可能な浸水深	30cm未満
設営スペース	3.5m×20m
排水可能距離	50m

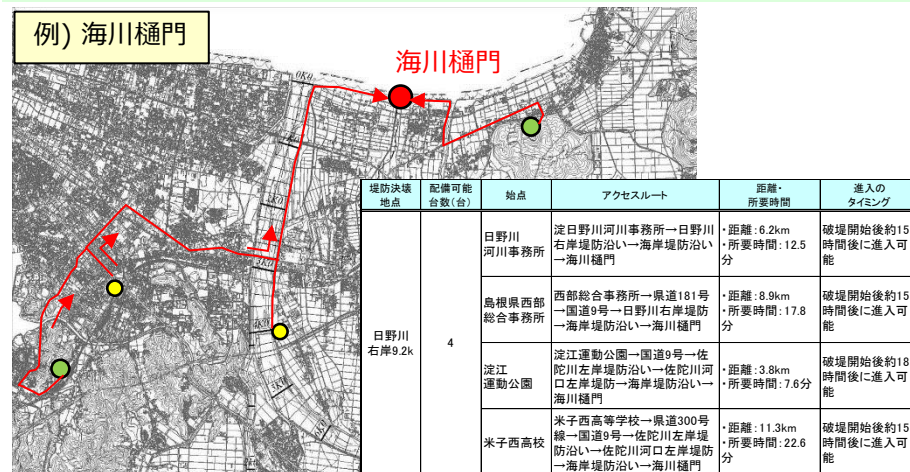
【排水ポンプ車の配置可能台数】



5. 配置候補箇所までのアクセス方法の検討

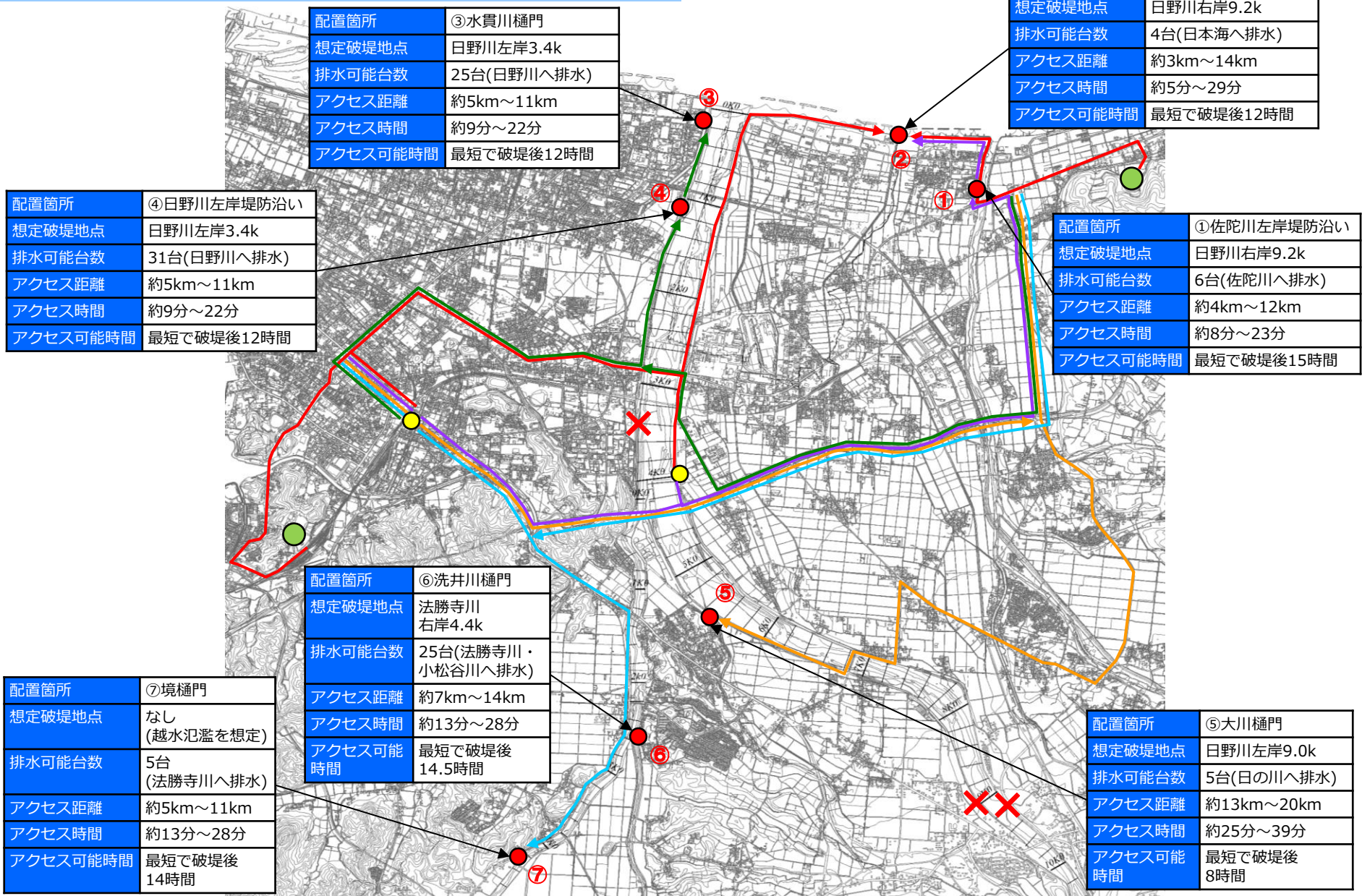
- 排水ポンプ車待機場所を始点に、各配置箇所までのアクセス方法（アクセスルート、アクセス可能な時間、アクセス所要時間）を検討
- 検討にあたっては、**浸水の時系列結果**を活用

例) 海川樋門



排水ポンプ車による排水計画 (案) ③

排水ポンプ車配置計画の総括



避難勧告等に関するガイドラインの改定 ～警戒レベルの運用等について～

平成31年3月
内閣府（防災担当）

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や 地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

平時より、災害リスクのある全ての地域で、あらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練等を実施。

子供

- 水害・土砂災害のリスクがある全ての小学校・中学校等※において、毎年、梅雨期・台風前までを目途に防災教育と避難訓練を実施。
- 命を守る行動(避難)を実践的に学ぶことにより、“自らの命は自らが守る”意識を醸成。

※浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内に位置し、水防法・土砂災害防止法に基づき地域防災計画に位置付けられた施設のうち、避難確保計画が策定された学校(避難確保計画の策定目標:2021年度)

地域

- 全国で防災の基本的な知見を兼ね備えた“地域防災リーダー”を育成。
- 各地において適切かつ継続的に自助・共助の取組を実施。

高齢者

- 防災・減災の実施機関【防災】と地域包括支援センター・ケアマネジャー【福祉】が連携し、高齢者の避難行動に対する理解促進。

上記の取組を専門家により支援

- 全国で地域に精通した水害・土砂災害等の専門家による支援体制を整備。

住民の避難行動等を支援する 防災情報の提供

災害時に、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供。

- 住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化。
- 出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な避難を支援

[避難のタイミングを明確化]

レベル3:高齢者等避難

レベル4:全員避難

警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき 行動	行動を促す 情報	防災気象 情報
警戒 レベル5	命を守る 最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発表)	指定河川 洪水予報 土砂災害 警戒情報 警報 危険度分布 等
警戒 レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	警報級の可能性	

- 特別警報を含む防災気象情報についても、各レベルとの対応を整理し、その位置づけを明確化し提供

(H31. 3) 避難勧告等に関するガイドラインの主な変更点

- 平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であった。
- これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する。

警戒レベルを用いた防災情報の発信

①災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化

- 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難**とし、避難のタイミングを明確化する
 - ・避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3として発令し、高齢者等の避難を促す。
 - ・避難勧告は警戒レベル4として発令し、全員に避難を促す。
 - ・避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとし、避難勧告と同じ警戒レベル4として発令し、全員避難を促す。
- 【警戒レベル5】災害発生情報**とし、**命を守る最善の行動を促す**
 - ・災害が実際に発生しているとの情報は、命を守る行動のために極めて有効であることから、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で【警戒レベル5】災害発生情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求める。

②避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達

③様々な防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を支援

(H31. 3)避難勧告等に関するガイドラインの改正概要

H30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向け、

- 住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記。
- 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、学校における防災教育・避難訓練、地域防災リーダーの育成について、内容の追加・充実。

①避難行動・情報伝達編

(市町村の責務・避難行動の原則や伝達内容・手段)

はじめに

(1)警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 警戒レベルの定義
- ✓ 警戒レベル5「災害発生情報」について

1. 市町村の責務と居住者・施設管理者等の避難行動の原則

- ✓ 防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進

(1)警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動等と警戒レベルとの対応

(3)防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 警戒レベルと防災気象情報の関係を明記

2. 避難行動(安全確保行動)の考え方

3. 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- ✓ 学校における防災教育・避難訓練の実施
- ✓ 居住者・施設管理者等が避難行動をあらかじめ認識するための取組みに地域防災リーダーの育成を追記

(2)避難勧告等の伝達

- ✓ 避難勧告の伝達文の例に警戒レベルを追記

(3)防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- ✓ 防災気象情報等と警戒レベルの関係性を示したもの(警戒レベル相当情報)を追記

4. 避難勧告等の伝達手段と方法

5. 要配慮者等の避難の実効性の確保

②発令基準・防災対策編

(避難勧告等の発令基準の設定方法・設定例や発令するための体制)

1. 避難勧告等の発令基準の設定手順

2. リアルタイムで入手できる防災気象情報、映像情報等

3. 洪水等の避難勧告等

4. 土砂災害の避難勧告等

5. 高潮の避難勧告等

(1)警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- ✓ 【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告、避難指示(緊急)、【警戒レベル5】災害発生情報の警戒レベルに応じた発令基準の設定例を追記

6. 津波の避難指示(緊急)

※警戒レベルの運用対象外

7. 避難勧告等の発令時における助言

8. 市町村の体制と災害時対応の流れ

(1)警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- 警戒レベルは、居住者等がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達。

<避難勧告等の発令の主な変更点>

●災害発生情報の発令

- ・「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を「災害発生情報」の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

●警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる(津波はレベル区分になじまないため対象外)。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 <u>近隣の安全な場所への避難</u> や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、 <u>避難に備え自らの避難行動を確認</u> する。	注意報
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、 <u>災害への心構えを高める</u> 。	警報級の可能性

市町村が発令

気象庁が発表

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～災害発生情報～

■ 中防防災会議WGにおいて、災害の発生している情報の重要性等について提言。

「実際に災害が発生しているとの情報は、住民の命を守るための行動にも極めて有益である。市町村が災害発生を確実に把握できるものではないが、市町村の負担も考慮し、可能な範囲で一定の区域毎の災害の発生を発表することにより、住民に命を守るための最善の行動を呼びかける。」
(中防防災会議WG報告(抜粋))

■ 堤防の決壊や急傾斜地の崩壊等の災害の発生を把握した場合、避難指示(緊急)の発令ではなく、「災害発生情報」を発令し命を守る行動を促す。

<災害発生情報の発令基準>

- ・現行の避難指示(緊急)の発令要件のうち、災害の発生の要件を災害発生情報の発令基準とする。
(発令対象とする災害の程度や発令対象区域を見直すものではない。)
- ・災害発生情報は、氾濫発生情報のほか、水防団等からの報告やカメラ画像等により把握できた場合に可能な範囲で発令する。
- ・災害発生情報の発令に資する情報について、施設の管理者である国や都道府県が把握した情報を共有できるようにしておくことが重要。

<現行>洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合

- 2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)
- 3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

<改定>洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合 (氾濫発生情報等により把握できた場合)

【警戒レベル5】
災害発生情報

→ 引き続き、避難指示(緊急)の発令基準

避難指示(緊急)

(1) 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令～発令基準～

- 現行の避難指示(緊急)の発令判断として設定していた災害の発生に関する要件を、【警戒レベル5】災害発生情報の発令判断の要件とする。

現行ガイドライン

洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合

2: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)
3: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
4: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)
2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)
3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合
4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)
3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合
4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

避難指示(緊急)

避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

改正ガイドライン

洪水予報河川の設定例

1: 決壊や越水・溢水が発生した場合(氾濫発生情報等により把握できた場合)

【避難指示】緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令
1: A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する)〇〇mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高(又は背後地盤高)である〇〇mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)
2: 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
3: 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)

【避難勧告】
1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合)
2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高(又は背後地盤高)を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)
3: 異常な漏水・侵食等が発見された場合
4: 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
※4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

1: 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合
2: 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)
3: 軽微な漏水・侵食等が発見された場合
4: 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル5】
災害発生情報

避難勧告・避難指示(緊急)
【警戒レベル4】

避難準備・高齢者等避難開始
【警戒レベル3】

(2) 避難勧告等の伝達

- **避難勧告等を発令する際**には、それに対応する**警戒レベルを明確**にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達。

・ガイドラインに記載している伝達文例は、防災行政無線を使用して口頭で伝達する場合の一例であり、市町村ごとに工夫することが望ましい。

<現行ガイドライン>

【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

<改正ガイドライン>

【警戒レベル4】避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**
緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始。**
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難勧告を発令**しました。
- 〇〇川が**氾濫するおそれのある水位に到達**しました。
- 〇〇地区の方は、**速やかに全員避難**を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、**近くの安全な場所に避難**するか、**屋内の高いところに避難**してください。

警戒レベルと
求める行動を
端的に伝える

避難勧告
の発令を
伝える

災害が切迫
していること
を伝える

とるべき
行動を
伝える

(2)避難勧告等の伝達～洪水の例～

- 避難勧告等の発令を、警戒レベルを用い直感的にとるべき行動が分かるよう伝達。

避難勧告等に関するガイドライン(改定案)防災行政無線による伝達文の例[洪水]

1)【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル3、高齢者等避難開始**。緊急放送、緊急放送、**警戒レベル3、高齢者等避難開始**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始**を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に、川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2)【警戒レベル4】避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始**。緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、避難開始**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難勧告**を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

2')【警戒レベル4】避難指示(緊急)の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、直ちに避難**。緊急放送、緊急放送、**警戒レベル4、直ちに避難**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル4、避難指示**を発令しました。
- 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 未だ避難できていない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

3)【警戒レベル5】災害発生情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、**災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください**。緊急放送、緊急放送、**災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください**。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する**警戒レベル5、災害発生情報**を発令しました。
- 〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

注 命を守るための最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。

(3)防災気象情報と警戒レベル相当情報の関係

- 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。(例)氾濫危険情報:警戒レベル4相当情報[洪水]

警戒レベル	住民が 取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※3	(大雨特別警報(土砂災害))※3
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注₁)市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注₂)本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル4で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル3、4]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル5](市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの
一例

警 戒
レベル
4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとみましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード